

平成29年壱岐市議会定例会 6 月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第1日（6月7日 水曜日）	
議事日程表（第1号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
再 開（開議）	7
会議録署名議員の指名	8
審議期間の決定	8
諸般の報告	9
行政報告	1 2
議会活性化特別委員会調査報告	2 2
議案説明	
報告第2号 壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について	2 6
報告第3号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告につ いて	2 7
報告第4号 平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報 告について	2 9
報告第5号 平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の 専決処分の報告について	3 1
報告第6号 平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専 決処分の報告について	3 2
報告第7号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	3 3
報告第8号 平成28年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告 について	3 4
報告第9号 平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越 計算書の報告について	3 4
報告第10号 平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越 計算書の報告について	3 5
議案第40号 公益法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定につい	

て	3 5
議案第 4 1 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	3 6
議案第 4 2 号 壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について	3 7
議案第 4 3 号 壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	3 7
議案第 4 4 号 大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、 箱崎本村辺地（変更）、武生水 B 辺地、柳田 B 辺地、沼津 A 辺 地、初山 A 辺地、初山 B 辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備 計画の策定について	3 8
議案第 4 5 号 平成 2 9 年度壱岐市一般会計補正予算（第 2 号）	3 9
議案第 4 6 号 平成 2 9 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 1
議案第 4 7 号 平成 2 9 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 2
要望第 1 号 小島及び元小島他の環境整備に関する要望	4 3

第 2 日（6 月 1 3 日 火曜日）

議事日程表（第 2 号）	4 5
出席議員及び説明のために出席した者	4 6
議案に対する質疑	
報告第 2 号 壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について	4 7
報告第 3 号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告につ いて	4 7
報告第 4 号 平成 2 8 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報 告について	4 7
報告第 5 号 平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の 専決処分の報告について	4 8
報告第 6 号 平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専 決処分の報告について	4 8
報告第 7 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	4 8
報告第 8 号 平成 2 8 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告 について	4 8
報告第 9 号 平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越	

計算書の報告について	4 8
報告第 1 0 号 平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越 計算書の報告について	4 8
議案第 4 0 号 公益法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定につい て	4 9
議案第 4 1 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	4 9
議案第 4 2 号 壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について	4 9
議案第 4 3 号 壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	4 9
議案第 4 4 号 大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、 箱崎本村辺地（変更）、武生水 B 辺地、柳田 B 辺地、沼津 A 辺 地、初山 A 辺地、初山 B 辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備 計画の策定について	4 9
議案第 4 5 号 平成 2 9 年度壱岐市一般会計補正予算（第 2 号）	4 9
議案第 4 6 号 平成 2 9 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 9
議案第 4 7 号 平成 2 9 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 0
委員会付託（議案）	5 0
予算特別委員会の設置	5 0
委員会付託（要望）	
要望第 1 号 小島及び元小島他の環境整備に関する要望	5 1

第 3 日（6 月 1 4 日 水曜日）

議事日程表（第 3 号）	5 3
出席議員及び説明のために出席した者	5 3
一般質問	5 4
1 番 赤木 貴尚 議員	5 4
2 番 土谷 勇二 議員	6 9
4 番 音嶋 正吾 議員	7 7
9 番 田原 輝男 議員	8 9

第 4 日（6 月 1 5 日 木曜日）

議事日程表（第４号）	9 7
出席議員及び説明のために出席した者	9 7
一般質問	9 8
3 番 呼子 好 議員	9 8
1 0 番 豊坂 敏文 議員	1 0 9
1 3 番 市山 繁 議員	1 2 1

委員会付託（陳情）

陳情第１号 法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情	1 3 3
---	-------

第５日（６月２１日 水曜日）

議事日程表（第５号）	1 3 5
出席議員及び説明のために出席した者	1 3 5
委員長報告、委員長に対する質疑	1 3 7
議案に対する討論、採決	

議案第４０号 公益法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について	1 3 9
議案第４１号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	1 3 9
議案第４２号 壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について	1 4 0
議案第４３号 壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	1 4 0
議案第４４号 大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水Ｂ辺地、柳田Ｂ辺地、沼津Ａ辺地、初山Ａ辺地、初山Ｂ辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について	1 4 0
議案第４５号 平成２９年度壱岐市一般会計補正予算（第２号）	1 4 1
議案第４６号 平成２９年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	1 4 1
議案第４７号 平成２９年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	1 4 1

陳情第１号 法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情	1 4 1
---	-------

議員派遣の件	1 4 2
--------	-------

市長の挨拶	1 4 2
散 会	1 4 4
資料	
議員派遣の件	1 4 7

平成29年壱岐市議会定例会 6 月会議を、次のとおり開催します。

平成29年 5 月 31 日

壱岐市議会議員 鵜瀬 和博

1 期 日 平成29年 6 月 7 日（水）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター 2 F）

平成29年壱岐市議会定例会 6 月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	6 月 7 日	水	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	6 月 8 日	木	休 会	○発言（質疑） 通告書提出期限（正午まで）
3	6 月 9 日	金		（議案調査）
4	6 月 10 日	土		（閉庁日）
5	6 月 11 日	日		
6	6 月 12 日	月		
7	6 月 13 日	火	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
8	6 月 14 日	水		○一般質問
9	6 月 15 日	木		○一般質問
10	6 月 16 日	金	委員会	○常任委員会
11	6 月 17 日	土	休 会	（閉庁日）
12	6 月 18 日	日		
13	6 月 19 日	月	委員会	○予算特別委員会
14	6 月 20 日	火	休 会	（議事整理日）
15	6 月 21 日	水	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○散会

平成29年壱岐市議会定例会 6 月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第 2 号	壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について	—	報告済 (6 / 13)
報告第 3 号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	—	報告済 (6 / 13)
報告第 4 号	平成 2 8 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の報告について	—	報告済 (6 / 13)
報告第 5 号	平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告について	—	報告済 (6 / 13)
報告第 6 号	平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告について	—	報告済 (6 / 13)
報告第 7 号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (6 / 13)
報告第 8 号	平成 2 8 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 (6 / 13)
報告第 9 号	平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 (6 / 13)
報告第10号	平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 (6 / 13)
議案第40号	公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 21)
議案第41号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 21)
議案第42号	壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 21)
議案第43号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 21)
議案第44号	大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水 B 辺地、柳田 B 辺地、沼津 A 辺地、初山 A 辺地、初山 B 辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 21)
議案第45号	平成 2 9 年度壱岐市一般会計補正予算（第 2 号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 21)
議案第46号	平成 2 9 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 21)
議案第47号	平成 2 9 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (6 / 21)
要望第 1 号	小島及び元小島他の環境整備に関する要望書	産業建設常任委員会 可 決	継続審議
陳情第 1 号	法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情	総務文教厚生常任委員会 採 択	採 択 (6 / 21)

平成29年壱岐市議会定例会 6 月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止	4	4			
予算	3	3			
その他	1	1			
報告	9	9			
決算認定 (内前回継続)					
計	17	17			

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)				
決議・その他				
計				
請願・陳情等 (内前回継続)	2	1		1
計	2	1		1

平成29年吉崎市議会定例会 6 月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
6月14日 (水)	1	赤木 貴尚	国境離島新法について	市長	54～68
			「長崎っ子の心を見つめる」教育週間について	教育長	
			障害者雇用について	市長	
	2	土谷 勇二	原子力防災について	市長	69～77
			活力ある島づくりについて	市長	
	3	音嶋 正吾	白川市長の政治姿勢について	市長	77～88
			白川市長の政策ビジョンについての見解	市長	
	4	田原 輝男	玄海原子力発電所について	市長	89～95
			遊具のある公園施設について	市長	
6月15日 (木)	5	呼子 好	特定有人国境離島新法について	市長	98～109
			ふるさと納税について	市長	
			産業の振興について	市長	
			全国和牛共進会について	市長	
	6	豊坂 敏文	農業基盤の整備を	市長	109～120
			農・漁の雇用労働に備え（I k i - B i z の力）	市長	
			高速船の建造について	市長	
			水産業振興	市長	
	7	市山 繁	地方自治体へ財政改革、指示について	市長	121～133
			現芦辺中学校跡地利用計画について	市長	
			観光名所の整備、復元、保全について	市長	

平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成29年 6 月 7 日 午後 1 時30分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	5 番 小金丸益明 6 番 町田 正一
日程第 2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	行政報告	市長 説明
日程第 5	議会活性化特別委員会調査報告	活性化特別委員長 報告
日程第 6	報告第 2 号 壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第 7	報告第 3 号 壱岐市国民健康保険税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第 8	報告第 4 号 平成 2 8 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第 9	報告第 5 号 平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第10	報告第 6 号 平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の報告について	建設部長 説明
日程第11	報告第 7 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第12	報告第 8 号 平成 2 8 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第13	報告第 9 号 平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第14	報告第10号 平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第15	議案第40号 公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について	総務部長 説明

日程第16	議案第41号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	企画振興部長 説明
日程第17	議案第42号	壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第18	議案第43号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第19	議案第44号	大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について	企画振興部長 説明
日程第20	議案第45号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）	財政課長 説明
日程第21	議案第46号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第22	議案第47号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第23	要望第1号	小島及び元小島他の環境整備に関する要望書	

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（15名）

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 町田 正一君
8 番 市山 和幸君	9 番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中田 恭一君
12番 久間 進君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 今西 菊乃君
16番 鵜瀬 和博君	

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君	事務局係員	吉田まどか君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	平田恵利子君		

午後１時30分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、こんにちは。会議に入る前に、傍聴人の方をお願いを申し上げます。傍聴人の方は、傍聴席以外の議場に入ることにはできません。また、議員執行部職員等とも、休憩中を含め議場内で会話することができませんので御了承ください。また、携帯電話の取り扱いにも御注意をよろしくお願い申し上げます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

壱岐新報社ほか３名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

また、平成２９年度壱岐市採用職員の傍聴を研修の一環ということで、許可をしておりますので、あわせて御了承願います。

今期定例会におきましても夏の省エネ対策の一環として、クールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は１５名であり、定足数に達しております。ただいまから平成２９年壱岐

市議会定例会 6 月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 8 8 条の規定により、5 番、小金丸益明議員、6 番、町田正一議員を指名いたします。

日程第 2. 審議期間の決定

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第 2、審議期間の決定についてを議題とします。

6 月会議の審議期間につきましては、去る 6 月 5 日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、こんにちは。議会運営委員会の報告をいたします。

平成 29 年 4 月 21 日 市議会定例会 6 月会議の議事運営について、協議のため、去る 6 月 5 日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付いたしておりますが、本日から 6 月 21 日までの 15 日間と申し合わせをいたしました。

本定例会 6 月会議に提案されます案件は、報告 9 件、条例の制定 1 件、条例の一部改正 3 件、平成 29 年度補正予算関係 3 件、その他 1 件の合計 17 件となっております。また、要望 1 件を受理いたしておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

6 月 8 日から 12 日は休会といたしておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、6 月 8 日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

6 月 13 日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告されるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち議案第 45 号平成 29 年度 4 月 21 日 市議会一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、予算特別委員会を設置して審議すべきということを確認いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

6 月 14 日と 15 日の 2 日間を一般質問日としています。

6 月 16 日に各常任委員会を開催し、19 日に予算特別委員会を開催するようにいたしており

ます。

6月21日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い全日程を終了したいと思います。

以上が、平成29年壱岐市議会定例会6月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。

6月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月21日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の審議期間は、本日から6月21日までの15日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成29年壱岐市議会定例会6月会議に提出され、受理した議案等は17件、要望1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る4月26日から27日の2日間、熊本市において、第92回九州市議会議長会定期総会が開催されました。会議では、平成28年度事務報告、平成28年度決算報告、平成29年度収支予算及び全国市議会議長会定期総会へ提出の4議案について審議がなされ、それぞれ可決・決定がなされたところであります。

次に、5月11日から12日の2日間、長崎市において、長崎県離島振興市町村議会議長会臨時総会が開催されました。会議では、役員改選が行われ、新会長に私が就任をいたしました。離島を取り巻く環境は、大変厳しい状況ではありますが、白川市長を初め、各市と力を合わせ、有人国境離島法などを活用し、県下離島が抱えるさまざまな問題解決に向けて、国・県に対して離島の現状を訴えていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、5月24日に長崎県市議会議長会で、衆議院第1議員会館におきまして、長崎県選出国會議員への要望活動を行いました。壱岐市からは、離島航路における海上高速交通体系の維持及

び勝本港（避難拠点港）に関する施設整備等についての2項目を要望いたしました。

次に、同日午後より開催された全国市議会議長会第93回定期総会に出席をいたしました。会議に先立ち、永年勤続功労表彰が行われ、本市から、議員10年以上で音嶋正吾議員、議員15年以上で中田恭一議員、久間進議員と私、鵜瀬和博、議員20年以上で牧永護議員の5名が表彰されましたので、御報告申し上げますとともに、この後、伝達をいたしたいと思います。

会議では、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長ほか出席のもと開催され、表彰式の後、一般事務及び各会計報告、各委員会事務報告並びに各部会より提出された27議案及び会長提出の4議案が可決・承認され、関係省庁、国会議員に対し、実行運動を行うことが決定されました。

次に、5月26日に東京都におきまして開催された全国民間空港所在都市議会協議会第91回定期総会に出席をいたしました。会議では、国土交通省航空局より、関係予算等の概要説明がなされ、事務報告及び平成29年度事業計画・歳入歳出予算が承認・可決されたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

今定例会6月会議において、議案等説明のため、白川博一市長を初め、教育委員会久保田教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、伝達式を行いますので、今西副議長と交代をいたします。

○事務局長（土谷 勝君） それでは、ただいまから全国市議会議長会の表彰伝達式を行います。

去る5月24日に東京都において開催の全国市議会議長会第93回定期総会において、会議に先立ち、議員の永年勤続功労表彰が行われ、本市議会議員5名に賞状の伝達がありましたので、御紹介申し上げます。

音嶋議員は、平成17年8月、壱岐市議会議員に初当選され、市議会議員10年以上の表彰とされます。

鵜瀬議員は、平成11年10月、芦辺町議会議員に初当選され、市議会発足までの4年5カ月間を町議会議員として勤続されました。その2分の1が市議会議員の勤続年数に通算され、市議会議員15年以上の表彰とされます。

同じく中田議員は平成11年6月、勝本町議会議員に、久間議員は平成11年4月、郷ノ浦町議会議員となられ、それぞれ議員在籍15年以上の表彰となります。

牧永議員は、昭和62年4月、郷ノ浦町議会議員となられ、議員在籍20年以上で表彰を受けられましたことを御報告申し上げます。

これから、伝達式を行いたいと思います。今西副議長より表彰状の伝達をお願いいたします。

○副議長（今西 菊乃君） それでは、ただいまから表彰状の伝達式を行います。

受賞者の名前を事務局長が読み上げますので、受賞者は演壇の前にお進みください。

○事務局長（土谷 勝君） それでは、氏名を読み上げます。

初めに、4番、音嶋正吾議員。

〔副議長（今西 菊乃君）、議員（4番、音嶋 正吾君）、演壇前へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） 表彰状、壱岐市、音嶋正吾殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長山田一仁。

〔副議長（今西 菊乃君）より議員（4番、音嶋 正吾君）へ賞状伝達〕（拍手）

○事務局長（土谷 勝君） 続きまして、16番、鵜瀬和博議員。

〔議員（16番、鵜瀬和博君）、演壇前へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） 表彰状、壱岐市、鵜瀬和博殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長山田一仁。

おめでとうございます。

〔副議長（今西 菊乃君）より議員（16番、鵜瀬和博君）へ賞状伝達〕（拍手）

○事務局長（土谷 勝君） 続きまして、11番、中田恭一議員。

〔議員（11番、中田恭一君）、演壇前へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） 表彰状、壱岐市、中田恭一殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長山田一仁。

おめでとうございます。

〔副議長（今西 菊乃君）より議員（11番、中田恭一君）へ賞状伝達〕（拍手）

○事務局長（土谷 勝君） 続きまして、12番、久間進議員。

〔議員（12番、久間 進君）、演壇前へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） 表彰状、壱岐市、久間進殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長山田一仁。

おめでとうございます。

〔副議長（今西 菊乃君）より議員（12番、久間 進君）へ賞状伝達〕（拍手）

○事務局長（土谷 勝君） 続きまして、14番、牧永護議員。

〔議員（14番、牧永 護君）、演壇前へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） 表彰状、壱岐市、牧永護殿。あなたは市議会議員として20年の長き

にわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第93回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長山田一仁。

おめでとうございます。

〔副議長（今西 菊乃君）より議員（14番、牧永 護君）へ賞状伝達〕（拍手）

〔副議長（今西 菊乃君）、議長席へ、議員（4番、音嶋 正吾君）、議員（16番、鵜瀬和博君）、議員（11番、中田恭一君）、議員（12番、久間 進君）、議員（14番、牧永 護君）、自席へ移動〕

○副議長（今西 菊乃君） ここで、私から今回受賞されました5名の方へお祝いの言葉を申し上げます。

議員各位におかれましては、このたび、全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と市政の振興に貢献された御功績によりまして、表彰の栄に浴されました。まことにありがとうございます。心よりお祝い申し上げます。輝かしい御功績に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲がさらに拡大する中で、二元代表制の一躍である議会が担う役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってまいります。このたびの栄誉を機に、この上とも御自愛くださいまして、市政の発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

ここで、受賞者を代表して、牧永議員より謝辞を述べたいとの申し出がっておりますのでこれを許します。牧永議員。

〔議員（牧永 護君） 登壇〕

○議員（14番 牧永 護君） 代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

私たち5名の議員は、町村合併を超え議員活動をしてまいりました。この間、市民の皆さん初め、議員、職員の皆さんには手助けをいただきましてありがとうございました。これを機に初心に帰り、議員活動に専念してまいりたいと思います。今後ともよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

〔議員（牧永 護君） 降壇〕

○副議長（今西 菊乃君） 以上をもちまして、伝達式を終わります。議長と交代いたします。

日程第4. 行政報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第4、行政報告を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成２９年壱岐市議会定例会６月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、平成２９年春の叙勲・褒章が発表され、本市から２名の方が受章されております。２２年の長きにわたり人権擁護委員を務めておられる平田タカ子様が、人権擁護功勞として瑞宝双光章を、西九州たばこ耕作組合副組合長等として、農業及び葉たばこの生産振興に御尽力された岡口勝洋様が黄綬褒章を受章されました。

また、第２８回危険業務従事者叙勲として、元３等陸尉の茂英治様が瑞宝単光章を受章されております。今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの榮譽を心からお喜び申し上げます。

次に、本市副市長として、地方創生の推進等壱岐市の振興発展を強力に推進していただいております笹原直記副市長が、外務省の人事異動により、６月末日をもって本職を退任されることになりました。国の地方創生人材支援制度により、平成２７年９月１日から本職に着任いただき、壱岐市産業支援センターＩｋｉ－Ｂｉｚの立ち上げ等雇用創出と企業支援を図る施策、国際交流・インバウンドの体制強化と強力な推進、富士ゼロックス初めとする民間企業や大学との連携、Ｒｅ島プロジェクトなど広域連携の推進等、限られた期間の中に本市の地方創生を牽引していただき、多くの実績とともに、道筋をつけていただきました。

これまでの施策をさらに推進するため、赴任期間の延長を強く要望しておりましたが、外務省の人事の都合もあり、やむなく受けざるを得ませんでした。御家族も帯同され、壱岐市に対する思いも深く、第２のふるさととして、これからも壱岐市の振興発展に御尽力いただくとともに、笹原副市長の今後ますますの御活躍を祈念するものであります。

さて、**有人国境離島法**についてでございますが、本法律の４本の柱のかなめとも言える雇用機会の拡充について、４月７日に創業・事業拡大支援説明会を開催し、約２００人の参加がありました。第１回目の事業公募では４６件、雇用創出人数１４２人の応募があり、５月２５日の壱岐市雇用機会拡充事業審査会での審査を経て、国の第１回交付決定額６，９００万円に対し、１１件の採択候補の決定を行い、現在、国において最終確認が行われております。今回、採択候補として決定に至らなかった事業については、創業事業を拡大し、計画内容を再検討し、第２回の決定に向けて所要の準備を進めており、創業事業拡大支援事業補助金について、１億７，４００万円の追加補正を計上いたしております。

なお、壱岐市雇用機会拡充事業審査会については、要綱で規定しておりましたが、市長の附属

機関として設置する審査会とするため、このたび、壱岐市附属機関設置条例の一部改正並びに所要予算を提出をいたしております。

航路航空路運賃の低廉化につきましては、4月の航路航空路利用者数が全体で5万6,548人、対前年比1,435人、2.6%の増となっており、そのうち割引運賃の適用者は2万2,400人で、全体利用者数に占める割合は39.6%となっており、市民皆様の経済的負担緩和と利便性の向上につながっているものと捉えております。

本制度の運用開始により、離島地域における交通に要する費用の軽減が図られ、継続的な居住が可能となる環境の整備が進められたところではありますが、今後、準住民の取り扱いについて本市が要望しております壱岐出身者の適用等について、引き続き国・県と協議を重ね、交流人口拡大の方策として推進してまいります。

なお、国境離島島民割引カードの発行につきましては、当初、窓口における多少の混乱はあったものの、おおむねスムーズなスタートとなり、5月末現在、2,703人の方が申請されております。カード作成の際には、職員による写真撮影や時間短縮等に努め、サービスの向上を図っております。

免許証等での確認による運賃低廉化の適用は、来年の3月末日までとなっており、来年4月からは、国境離島島民割引カードの提示が必ず必要となりますので、市民皆様におかれましては、早目のカード作成をお願いいたします。

政治倫理審査会につきましては、本年3月21日付で壱岐市政治倫理条例第7条第1項の規定に基づき、私に対し、同条例に違反する疑いがあるとして調査請求が提出されました。これに基づき、4月13日に第1回の壱岐市政治倫理審査会が、以降4月20日に第2回、5月8日に第3回目の会議が開催され、同5月8日に壱岐市政治倫理審査会会長より、調査結果報告書を提出いただきました。審査会においては、会議を全て公開のもと、私を含めた関係者の事情聴取等が行われ、慎重な御審議・御議論をいただいたところであります。

調査結果は、壱岐市ホームページでも公開しておりますけれども、調査請求の対象となる条項のうち、壱岐市政治倫理条例第2条第1項「市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならない」については、違反していることには当たらないと判断され、第4条第1項第4号「市民の代表としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」については、審査会においては違反の有無の客観的判断はできないものと思料すると判断され、総括として、市長はみずから今回の経緯等を含め説明責任を十分果たされることを求めるとの結論でありました。

このたびは、市民皆様、議員各位に大変御心配をおかけいたしましたことを、改めておわびを

申し上げます。

今後、司法の場において弁明することとなったときは、これまで私が申し上げてまいりました、壱岐市建設工事の指名基準により対応したことをしっかりと説明するとともに、さきの3月会議の折に申し上げ、また、今回の調査結果報告にあるように、しかるべき時期に市民皆様、議員皆様へ今回の経緯等を含め御説明させていただくことといたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本年4月よりスタートした**地域担当職員制度**については、4月4日に地域担当主幹会議、翌日5日に地域担当職員等会議を開催し、運用体制の構築を図っております。また、4月25日から28日に各町で開催した自治公民館長会議において、地域担当職員制度の概要説明並びに地域担当職員の紹介を行ったところであります。5月25日には、地域担当職員連絡会議を開催し、実績報告や地域担当職員間相互の調整、課題や問題点等について協議を行いました。

各地担当職員においては、地域と行政の相互の橋渡し役として積極的に取り組んでおり、今後も引き続き協働のまちづくりを推進してまいります。

また、昨年12月に開校した**こころ医療福祉専門学校壱岐校**は、4月8日に入学式が行われ、高校新卒者2名、社会人4名、留学生8名の計14名の生徒でスタートいたしました。

本校の開校により、介護福祉士を志す島内の皆様の経済的負担が軽減され、専門的な教育を受けることが可能となると同時に、島外からも入学していただき、人口減少対策と地域活性化につながっております。入学された皆様の卒業後については、市内の事業所等に就職していただき、介護サービス向上に貢献していただくことを期待しております。市といたしましても、今後、さらに高齢化が進む中、介護分野における人材確保・サービスの向上のため、積極的に支援を行ってまいります。

交流人口の拡大についてでありますけれども、平成28年の観光客数は、昨年4月に発生した熊本地震の影響もあり、年間観光客延べ数54万3,910人、対前年比96.9%でありました。

また、開館から8年目を迎えた一支国博物館は、来館者数が5月14日に75万人を記録しており、市民皆様の初め多くの皆様に御来館をいただいております。

3月29日には、大型客船「ぱしふいっくびいなす」が郷ノ浦港に入港し、348人のお客様が来島され、また5月26日には「にっぽん丸」が入港し、328人のお客様に御来島いただいております。7月11日には再度、ぱしふいっくびいなすが入港予定となっており、交流人口の拡大につながるものと考えております。

また、昨年3月に完成した筒城浜ふれあいジョギングコース等において、5月21日から27日まで、実業団女子陸上部の十八銀行、鹿児島銀行、キャノンアスリートクラブ九州、総勢28名が壱岐での合宿を実施されたところであります。キャノンアスリートクラブ九州の皆様は、

今回初めての壱岐合宿を実施していただきました。今後とも積極的にPRを行い、他の実業団の合宿誘致につなげてまいります。

観光宣伝事業による新たな取り組みとして、昨年から整備されている壱岐をPRしたラッピングバスを有効活用し、福岡都心100円循環バス路線に走行させる事業を、九州郵船株式会社様、壱岐交通株式会社様の御協力のもと、5月29日に実施いたしました。新聞・メディアにも取り上げていただき、新しい形での壱岐のPRとなったものと捉えております。また、5月30日と31日には、博多駅の博多ロイイベント広場において観光物産展を開催し、多くの皆様にお越しいただき、盛会裏に終了することができました。物産展の開催PRもラッピングバスで実施したところであり、集客力の向上に寄与できたものと思っております。

今後とも、壱岐市観光振興計画に基づき、壱岐の多彩な観光素材である、古墳や神社仏閣といった歴史・文化遺産とあわせて魅力ある壱岐の情報発信を行い、官民一体となり「実りの島・壱岐」の観光コンセプトのもと、夏から秋にかけて交流人口拡大、誘客活動を行ってまいります。

修学旅行、教育旅行につきましては、本年度、長崎県内7校、県外27校、計34校の5,103名が来島予定であり、7年振りに5,000人台を回復する見込みで、前年比6校、2,146名の増となっております。本年度、飛躍的に回復したことは、これまでの営業成果が実を結んだものと考えており、今後も誘致に向けた取り組みを強化してまいります。

福岡市から直行で行くことができる離島——壱岐市、対馬市、五島市、新上五島町、屋久島町でございますけれども——と福岡市が、観光・文化面を中心として連携し、交流人口の拡大と地域経済活性化を目的として、昨年3月30日に発足した福岡市・九州離島広域連携協議会につきましては、初年度となった前年度は、福岡市から直行で行くことができる離島という認知度を高めながら、観光客、移住者増加を図る取り組みを実施したところであります。

3県にまたがる広域連携事業として効果的な取り組みを実施し、多くの皆様に魅力発信ができたこと認識しております。その結果、効果的なプロモーションに対し贈られる「2016日経BP賞」ストラテジック部門で優秀賞を、また「第56回福岡広告協会賞」では、ポスター部門で銀賞、セールスプロモーション部門で金賞をいただいております。

今年度も、広域事業を生かした観光振興を展開し、さらなる交流人口の拡大につながる成果を生み出せるよう取り組んでまいります。

次に、6月4日に開催された壱岐サイクルフェスティバル2017では、島内外から702名の選手がエントリーされ、関係者などを含めると約1,000人の皆様が来島されました。当日は、一部交通規制を行い、市民皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたが、壱岐市消防団を初め、多くの皆様の御協力によって無事終了することができ、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年、初めて開催し、成功裏に終了した壱岐ウルトラマラソンであります。本年度は10月

21日土曜日に開催を決定し、ランナーの募集を4月21日から開始しております。

5月末現在の申し込み状況は、100キロ227人、50キロに91人の応募があっており、全国各地からランナーのエントリーがふえております。8月31日をエントリー締め切り日としており、今後もテレビやラジオ、雑誌などあらゆるメディアを活用した情報発信を積極的に進めてまいります。

また、昨年度、市内各地域において市民皆様の熱い応援と心のこもったおもてなしがランナーに大変好評でありましたので、引き続き市民皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、**産業の振興**についてでございます。

まず、**農業の振興**についてでありますけれども、肉用牛については、本年4月の子牛市において、子牛取引価格が市場開設以来の高値を記録し、また、6月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が4月市と比較し、1頭当たり約6万円安の84万3,000円となっておりますが、依然高い水準を保っております。

一方、6月3日に開催された成牛市において、174頭が入場しており、繁殖雌牛の減少を危惧しておりますが、本年度、建設業からの新規参入農業生産法人による100頭規模の牛舎建設、新規就農者による50頭規模の牛舎建設が完成の運びとなっており、増頭を大いに期待しております。

水稻につきましては、平成29年産米で高温耐性品種への転換が進んでおり、つや姫、にこまるの占める割合は、全体の約50%に達しております。現在、普通期水稻の作付時期であります。5月中の降水量が平年の40%以下となっており、水不足による被害が心配されますので、関係機関連携して管理指導等を行ってまいります。

葉たばこにつきましては、移植期以降の水分不足及び低温等の影響により、一部生育停滞が見られましたが、現在は回復し、生育は順調に推移しており、平年並みの収量が見込まれております。

また、4月3日に壱岐市農協担い手支援室を中心とした壱岐市担い手サポートセンターが新設されました。週1回、県壱岐振興局と市から職員を派遣し、集落営農組織の法人化支援、農家の経営相談等、総合的な担い手支援を行っております。今回、本センターの体制を充実させるための県事業の内示を受けておりますので、所要の予算を計上いたしております。

今後も、農業者皆様、そして関係機関と連携を図り、農業振興に努めてまいります。

次に、**水産業の振興**についてありますが、平成28年4月から本年3月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は29.1%減の3,660トン、漁獲高は19.8%減の32億2,400万円となっており、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。主な原因といたしましては、水産資源の減少や漁場環境の悪化による全国的なスルメイ

カの不漁、クロマグロの資源回復のための漁獲抑制、また魚価の低迷などが考えられます。

このような中、水産業の振興を図るため、有人国境離島法による魚介類の海上輸送費を助成する離島輸送コスト支援事業や本年設立する地域商社を活用して、販路の拡大を目指した商品の開発、掘り起こしなど、今後も漁業者の皆様、そして各漁協を初め関係機関と連携し、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、意欲ある担い手育成支援事業の認定漁業者については、現在190名を認定、漁業後継者は3名が研修中であり、今後も制度の積極的な活用により、漁家経営の安定につなげていただくことを期待いたしております。

商工業の振興と雇用対策につきましては、雇用の確保については、全国的に雇用改善が進んでおりますが、本市における有効求人倍率につきましては、本市1月は0.97倍、2月に0.92倍、3月に1.1倍、そして5月30日に発表された4月の有効求人倍率も1.1倍となっております。これは、小売業を初めとした企業の求人者数の増加傾向によるものであり、今後についても、有人国境離島法による雇用機会拡充策の展開により、さらなる改善が進むものと期待をいたしております。

壱岐市産業支援センターについては、昨年度にセンター長の全国公募を行い、391名という多くの方々から応募をいただき、厳正な審査の結果、5月10日に森俊介氏を採用いたしました。富士市産業支援センターをモデルとしたfーBiz系の募集では全国最多となる応募数もさることながら、能力的にも秀でた多くの候補者の中から厳正なる審査を経て決定いたしております。審査に参加いただいた富士市産業支援センターの小出宗昭センター長からも、森氏の高い潜在能力について高評価をいただいております。森氏は、7月21日まで実地研修中で、現在はfーBizにおいて研修中であります。fーBizモデルの産業支援に必要な適正に磨きをかけ、8月に開設予定の壱岐市産業支援センター（Ik iーBiz）のセンター長として、究極の島おこしに御尽力いただきます。

森氏は、早稲田大学を卒業後、平成20年に株式会社リクルートに入社。同社を退社後、平成26年の7月、東京渋谷に「森の図書室」をオープン。その後、格闘技フィットネスジムなどの事業を立ち上げられた卓越したビジネスセンスの持ち主であります。地域産業活性化と地域全体の活性化に貢献していただけるものと大きな期待を寄せております。森氏は、年齢33歳でございます。

また、市内の生産者や事業者が、新規販路開拓等に十分な時間をかけられず、地域に埋もれている商品や、高い価値を持ちながらも低い価格に据え置かれたままの商品等を、首都圏や福岡都市圏を初めとした大消費地に宣伝・売り込みを行う機関として、市内に地域商社を設立する準備を進めております。

本年４月、観光商工課内に専属の職員を配置し、任意団体として壱岐市ふるさと商社を立ち上げ、現在は８月の法人化に向けた準備や事業本格始動のための準備等を行っている状況であり、今回所要の予算を計上いたしております。

次に、**市税等の収入状況について**であります。平成２８年度の市税の収入状況につきましては、現年度分は、調定額２億２億７、４７５万円に対し、収入額２億２億３、６８２万円で収納率は９８．３３％、前年度９８．２５％を０．０８ポイント上回りました。

滞納繰り越し分は、調定額２億７、１８０万円に対し、収入額２、３４７万円で、収納率は８．６４％、前年度９．３９％から０．７５ポイント下回りました。

一方、国民健康保険税については、現年度分が、調定額８億１、９７７万円に対し、収入額７億７、６２０万円で収納率は９４．６９％、前年度を０．６１ポイント下回りました。

滞納繰り越し分は、調定額２億７、７２６万円に対し、収入額３、９３９万円で、収納率は１４．２１ポイント、前年度を０．４５ポイント上回りました。

以上が、平成２８年度市税等の収入決算額であります。

県内の経済状況は、緩やかながら持ち直しており、先行きについては、有人国境離島法に基づく各種政策の推進もあり、雇用の確保・所得環境の改善等、景気回復に向かうことが期待されておりますけれども、海外経済の不確実性などに留意する必要があるとされ、足元及び先行きには不透明さが見られるとされております。

本市におきましても、基幹産業である第１次産業において、子牛販売における平均価格の高値が続く一方で、漁獲高の減少等の不安な要素もあり、全体としていまだ厳しい状況にあります。

このように、市税等の徴収を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、今後も納税意識の高揚に努めるとともに、納税者皆様へのきめ細かい制度説明を実施し、市民皆様や自治公民館長の皆様の納税に対する御理解、御協力を賜りながら、市税等の収入確保に努めてまいります。

また、滞納繰り越し分の徴収対策につきましては、県と市の連携・協働による滞納整理を徹底し、累積滞納額の縮減に向けて取り組んでまいります。

壱岐市行政の基幹財源である税の確保と公平・公正な税務行政の実現に向けて、より一層の努力をいたす所存でありますので、引き続き、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、**認知症初期集中支援チームの設置について**であります。高齢化率が３５％を超える本市においては、認知症高齢者は、国が示した推計値を参考にいたしますと、現在約１、６００人と見込まれ、平成３７年には１、９００人にもなると予想されております。

このような状況に鑑み、さきの３月会議の施政方針において、本年度より認知症総合支援事業

を実施することを表明しておりましたが、このたび、複数の医療・介護の専門職により、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームを、4月21日に立ち上げております。同様のチームの設置は、専門医療機関に限られる離島におきましては、全国でも事例が少なく、県内の離島地域では初となります。このことは、壱岐医師会、長崎県壱岐病院を初め、関係機関皆様の御理解と御支援のたまものと、改めて深く感謝を申し上げます。

今後、支援チームを中心として本市が掲げる「認知症を予防し、認知症になっても安心して暮らせる壱岐島」を目指し、事業展開を図ってまいります。

次に、**教育**について申し上げます。

まず、**次代を担う壱岐っ子の健全育成について**でございますが、このたび、公益財団法人長崎県体育協会の長崎県スポーツ少年団から、平成29年度第44回日独スポーツ少年団同時交流事業について、壱岐市スポーツ少年団への受け入れ決定をいただきました。

本事業は、日独両国のすぐれた青少年及び指導者の相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めるとともに、両国の青少年スポーツの発展に寄与することを目的として、日独スポーツ少年団国際交流協定書に基づき、毎年実施をされております。

日本への受け入れは、団員・指導者等125名で、期間は7月22日から8月7日までの16泊17日となり、この間の地方プログラムは、全国を13のブロックに分け、熊本県、福岡県、長崎県が一つのグループを受け入れることとなります。

長崎県の受け入れ市として壱岐市が選定され、熊本県八代市、福岡県芦屋町の後、8月1日から8月5日にかけて、水泳のメンバーとして、グループリーダー1名、団員6名と通訳1名が来島される予定であります。

本市での交流プログラムにつきましては、現在、長崎県スポーツ少年団や壱岐体育協会、市内各種団体と協議中ではありますが、ドイツと本市の青少年の交流が、充実したすばらしいものとなりますよう、市民皆様の御協力をお願いいたします。

また、本事業に係る経費の一部を補助することから、今回所要の予算を計上いたしております。

文化財行政につきましては、国内の弥生時代の三大遺跡並びに日本遺産に認定された壱岐島の構成文化財の一つである原の辻遺跡が、本年9月2日、国の史跡指定から記念すべき20周年の節目を迎えます。

このたび、地方創生拠点整備事業により、原の辻ガイダンスの一部をリニューアルし、壱岐の歴史と文化、原の辻遺跡を初めとする貴重な遺産について、一層の情報発信と公開・展示に努めてまいります。

また、離島での開催は初となる文化庁主催の「発掘された日本列島展2017」が、来年1月

から2月にかけて一支国博物館で開催されるため、あわせて情報発信を行い、誘客・集客を図ってまいります。

次に、**防災・消防・救急**について申し上げます。

ことしも大雨、台風等の季節が到来しております。災害対策は、行政の最大の責務であります。みずからの身は自分で守る、みずからの地域は自分たちで守るという自助、共助が非常に重要であります。自治公民館を中心とした結成を推進している自主防災組織は、組織率82%を超えており、今後は、活動内容の充実を推進してまいります。このような地域防災力向上の一環として、災害時の避難で助けを必要とされる避難行動要支援者名簿を、防災関係機関に配備しております。また、長崎県防災推進員（自主防災リーダー）養成講座が、7月15日から17日までの3日間、本市で開催されますので、市民皆様の積極的な受講をお願いいたします。

原子力防災につきましては、UPZ圏内の地域を有する松浦市、平戸市、佐世保市と共同で「原子力災害時の避難対策等の充実並びに原子力発電所の安全対策に関する要望書」を、4月21日に県知事へ提出し、国及び九州電力への働きかけを要請をいたしております。

さて、去る5月31日、佐賀県唐津市の漁港で、小型船に隠した金塊206キログラムを密輸した疑いで、船長初め8人が逮捕される事件が発生いたしました。逮捕された船長は、本市に在住していたとのことでありますが、本小型船の船籍は青森で、本人も青森から来たとのことであります。

今回の事件において逮捕された関係者が、わずかな期間であります。本市で活動したことは、市民皆様を不安に陥れるものであり、強い憤りを覚えております。

今後は密輸等犯罪の防止に壱岐海上保安署、壱岐警察署初め関係機関と連携して対策に取り組んでまいります。

本年5月末現在の災害発生状況は、火災発生件数9件、救急出動件数は735件となっており、昨年同期と比較いたしますと、火災は3件増、救急は86件の増となっております。

今後、気温の上昇とともに熱中症による救急搬送の増加が危惧されますので、予防対策について周知を図ってまいります。市民皆様には体調管理に十分御注意されますようお願いを申し上げます。

次に、議案関係について御説明いたします。

本会議に提出した平成29年度補正予算の概要は、一般会計補正額4億785万3,000円、各特別会計の補正総額242万9,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、4億1,028万2,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、231億4,006万8,000円で、特別会計につきましては100億9,709万円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の専決処分の報告2件、平成28年度予算の専決処分の報告3件、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告1件、予算の繰越明許費繰越計算書の報告3件、条例の制定・改正に係る案件4件、辺地総合整備計画の策定1件、平成29年度予算案件3件でございます。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降、市政の重要な事項、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位、市民皆様の御理解と御協力を賜りますよう申し上げまして、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで行政報告を終わります。

ここで、久間総務部長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、こんにちは。壱岐市議会定例会4月会議における質疑事項に対する回答について報告をさせていただきます。

4月24日開催の市議会定例会4月会議において、議案第37号に関する質疑の折に、牧永議員からの放射線防護対策施設、三島小学校体育館に空調設備を整備するかの質問に対して、後日、報告させていただく旨の答弁をしておりました。報告については、議長宛て4月25日付で文書にて報告をしておりますが、傍聴並びにテレビ等で視聴されました市民の皆様等への説明の機会をいただきたく、発言の申し出をさせていただきました。

三島小学校体育館放射線防護対策施設整備工事は、緊急事態発生時において、海上しけなどの理由により大島からの避難が困難な場合の一時避難施設として、既設の小学校体育館を外気にまじって飛散してくる放射線汚染物質から防護するための整備工事であります。本施設は、屋外から放射線物質が屋内に侵入しないように建物の気密性を高め、外の空気はフィルターを通して内部へ入れる構造にします。このため、原発事故が発生したことによる避難時には窓や扉等を開放することができませんので、空気調整は必要となってきます。今回の事業では、体育館の一角、ステージ横にエアコンを2台設置する設計としております。ただし、1区画の面積が広く、天井が高い体育館をエアコンだけで対応することは難しく、送風機等を併用して、全体の温度調節を行うようにしております。

以上で報告を終わります。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

日程第5．議会活性化特別委員会調査報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第5、議会活性化特別委員会調査報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。今西議会活性化特別委員長。

〔議会活性化特別委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

○議会活性化特別委員長（今西 菊乃君） 平成29年6月7日、壱岐市議会議長鵜瀬和博様、議会活性化特別委員会委員長今西菊乃。

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

平成28年定例会12月会議において本委員会が設置され、議会基本条例の見直し及び追加、あわせて議場、会議室等の補修・改修について調査研究することとし、5回の委員会を開催し協議を重ねました。

1、議会基本条例の見直し、追加について。2、議場、会議室等の補修・改修について。

以上の項目についての、調査協議が終了したので次のとおり報告します。

調査協議の結果。

1、議会基本条例の見直し、追加について。

壱岐市議会基本条例については、平成23年12月16日に12月会議において成立し、平成24年1月1日より施行され、本年で6年目を迎えております。その間、壱岐ビジョンや壱岐FMでの放送、タブレット導入による議会運営など議会背景も年々変わってきており、社会状況の変化に適応した議会のあり方及び議会基本条例の目的を達成するため、見直し、追加等を行うものであります。

（1）議会基本条例の見直し。

①情報公開と市民参加の推進（第5条第6項）。

「議会は、提出された請願及び陳情を審査するに当たって、所管する委員会において提出者による意見を聞く機会を設けることを原則とする」を「議会は、提出された請願及び陳情を審査するに当たって、所管する委員会において提出者による意見を聞く機会を設けることができる」に改める。

改正理由。個人の見方、捉え方の違いが見受けられ、誤解を招くおそれがあるため見直しを行う。

②議会報告会（第6条第2項）中、議会報告会実施要綱、時期及び会場（第2条）。

「報告会は、年1回以上開催し、開催時期及び会場は、議会運営委員会において協議し決定す

る」を「報告は、年度１回以上開催し、開催時期及び会場は、議会運営委員会において協議し決定する」に改める。

改正理由。年１回となっているが、数年に１度の選挙、あるいは議長の公務、行政視察の受け入れ、各種行事等により開催できない場合を考慮し、見直しを行う。

今後の実施方法。

報告会への市民の参加が少ないので、２９年度において議会だよりを活用し、市民へのアンケート調査を実施し、市民の声を聞く。

報告会における質疑については、より詳細な回答ができるよう事前通告制を取り入れる。

会場については、レイアウトを考え市民と一体となって会話ができるよう工夫する。

（２）議会基本条例の追加。

①災害発生時の対応について（第３章に追加する）。

第３章災害対応（災害時における議会及び議員の活動）。

第５条議会及び議員は、大規模災害から、市民に生命、身体及び財産を保護し、市民活動の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、議会及び議員としての体制の整備に努めるものとする。

２ 災害対応に関し、必要な事項は別に定める。

追加理由。

最近では、台風や地震、集中豪雨など予期せぬ自然災害が全国各地で発生している状況である。宕岐市においては原発を含め防災計画を策定済みであるが、議会としての防災活動計画は一向に策定されていない。よって、万が一災害が発生した場合、議会機能の早期復旧に向けていくためにも整備が必要である。

②議決事項の定め（第１２条第２項に追加する）。

２、前項の規定にかかわらず、法定計画の軽微な変更については、議会運営委員会に諮り、議会の議決を要しないものとする。

追加理由。計画内容の変更を伴わない語句の整備、名称の変更、組織の変更、法律等の改正による引用の修正等の軽微な変更については、議会の議決を要しないものとする。

２、議場、会議室等の補修・改修について。

議場等の補修・改修については、現在の議場を引き続き使用するため、平成２８年度予算で音響整備の改修を行ったところです。その他、傍聴席との間仕切り、各委員会室、議長室、事務室等も含め有効利用するため、改修・補修を行うものであります。

（１）議場

議場の音響効果向上のため床をじゅうたん張りにする。

傍聴席前にテーブルを置き、椅子を前後交互にずらす。

一般質問用時計を質問席から見えるように移動する。

(2) 議員控室。

テーブル式とし、椅子席とする。またロッカーを配置する。

(3) 委員会室。

2階の和室の畳をなくし、ロッカー室（談話娯楽室）とワンフロア化し、床をじゅうたん張りとする。

(4) 議長室。

現監査委員室を議長室とし、現議長室を議会図書室とする。

以上のとおり、議会活性化特別委員会の報告といたします。

〔議会活性化特別委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、議会活性化特別委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時50分といたします。

午後2時37分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第6．報告第2号～日程第22．議案第47号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第6、報告第2号壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告についてから日程第22、議案第47号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上17件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出の議案につきましては、担当部長及び課長に説明させますので、よろしくをお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 皆さんこんにちは。報告第2号と報告第3号を、続けて御説明をいたします。

まず、報告第2号について御説明をいたします。

壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第1号、専決処分書、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、壱岐市税条例等の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、一部規定を除き、同年4月1日から施行されました。これに伴い、壱岐市税条例等の一部について、平成29年4月1日から施行する必要があることから、平成29年3月31日付で、専決処分により改正をするものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市税条例等の一部を改正する条例第1条、壱岐市税条例の一部を次のように改正します。

内容については記載のとおりでございます。

議案関係資料としまして、一般会計補正予算（第2号）の次に、資料1としまして、1ページから3ページにわたり新旧対照表を添付しておりますのでご覧ください。

主な改正点として、まず住民税関係ですが、1ページから2ページです。

第33条、第34条の9及び附則第16条の3の改正は、個人住民税の課税の特例に係るものでございます。上場株式等の配当等については、特例として、配当等が支払われる際に所得税と住民税が源泉徴収されているため、原則、市県民税の申告は不要となりますが、納税通知書が発送される日までに、確定申告書とは別に市県民税の申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方法により、個人住民税を課税することができることが明確化されたものでございます。

13ページでございますが、附則第8条です。

肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の改正となります。肉用牛を売却したとき、1トン当たり100万円未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで、住民税が免除される現行措置の適用期限を、平成30年度から3年間延長し、平成33年度までとするものでございます。

次に、24ページの附則17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を規定したものです。この適用期限を現行の平成29年度から

3年間延長し、平成32年度までとするものでございます。

次に、固定資産税関係でございますが、8ページの第61条、11ページの第74条の2は、震災等に係る特例措置について規定するものでございます。

第61条は、震災等により被災した償却資産の代替資産に係る固定資産税の課税標準について、震災等発生後4年間分、2分の1とするものでございます。

第74条の2は、震災等により住宅が滅失等した土地について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年間分の固定資産税に限り、住宅用地特例を適用することとしたものでございます。

これらの規定はいずれも平成28年4月1日以降に生じた震災等から適用されるとされております。

次に、軽自動車税関係でございます。

19ページでございますが、附則第16条は、軽自動車税の税率を軽減する特例措置の適用期限を2年延長するとともに、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて重点化を行った上で、取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の税率を軽減することとしたものでございます。

22ページの附則第16条の2は、附則第16条に規定する軽減税率対象者について、自動車製作者等の偽り、その他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として、国土交通大臣が当該認定等を取り消したことにより納付不足額が発生した場合には、当該自動車製作者等を賦課期日現在における軽自動車の所有者とみなして、当該納付不足に100分の10の割合を乗じて計算した金額を納める義務がある規定を適用する措置を講ずることとしたものでございます。

次に、29ページの第2条の改正ですが、これは平成26年6月会議において御審議いただきました、壱岐市税条例の一部改正する条例の一部を改正するものであります。軽自動車税の旧税率の据え置き規定の文言の修正を行ったものでございます。

本文の11ページから13ページをお開き願います。

施行期日につきましては、附則第1条にあるとおり、平成29年4月1日から施行するものでございます。附則第2条から第4条は、今回の改正に係る市民税、固定資産税及び軽自動車税の規定について、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号について御説明をいたします。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、地方自治法第180条

第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり、壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分でございます。

専決処分の理由は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年2月22日に、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されました。これに伴いまして、壱岐市国民健康保険税条例の一部について、平成29年4月1日から施行する必要があることから、平成29年3月31日付で、専決処分により改正をするものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、壱岐市国民健康保険税条例の一部を次のように改正します。

内容につきましては記載のとおりであります。

議案関係資料といたしまして、資料の31ページから32ページに新旧対照表を添付しておりますのでご覧ください。

第23条の改正ですが、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の見直しです。

物価上昇などの影響で、これまでの軽減対象者が対象から外れてしまわないよう、経済動向を踏まえて、昨年度に引き続き、2割と5割の軽減判定所得が引き上げられました。具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が26万5,000円から27万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が48万円から49万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、本文にあるとおり、平成29年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、今回の改正に係る国民健康保険税の規定について、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第４号平成２８年度壱岐市一般会計補正予算（第９号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

平成２８年度壱岐市の一般会計補正予算（第９号）について、地方自治法第１８０条第１項並びに壱岐市議会基本条例第１１条第１項第３号及び第４号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項及び壱岐市議会基本条例第１１条第２項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

専決第３号、専決処分書、地方自治法第１８０条第１項並びに壱岐市議会基本条例第１１条第１項第３号及び第４号の規定による専決処分でございます。

平成２８年度壱岐市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億６,５４１万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４７億５,５５０万７,０００円とします。

第２項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第２条、繰越明許費の変更は、第２表繰越明許費補正によります。

地方債の補正、第３条、地方債の変更は、第３表地方債補正によります。

専決処分の内容は、地方譲与税、地方消費税交付金及び特別交付税等の交付決定並びに起債対象事業費の最終確定に伴う事業費の減額、それに伴う地方債の変更、また財源として計上しておりました減債基金、地域振興基金、合併振興基金等の基金繰入金、いわゆる基金の取り崩しの減額を行うとともに、剰余金を後年度の公債費償還費に充てるため、減債基金への積立金等の調整が主な内容で、平成２９年３月３１日付をもって専決処分したものでございます。

２から４ページをお開き願います。

第１表歳入歳出予算補正の款、項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

５ページをお開き願います。

第２表繰越明許費補正、１変更ですが、４款衛生費１項保健衛生費で、簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、簡易水道統合整備事業の繰越明許費において、一般会計で繰り入れた過疎対策事業債については、簡易水道事業特別会計へ繰り出して充当することとなっており、一般会計からの繰出金について財源調整を行うため、今回３,６７３万６,０００円の増額補正をしております。

また、５款農林水産業費３項水産業費で、下水道事業特別会計繰出金、漁業集落でございますが、漁業集落環境整備事業の繰越明許費において、下水道事業債の充当額が減額となったため、

一般会計からの繰出金3,005万6,000円が増額となり、今回繰越明許費の補正をしております。

次に、6から7ページにかけて、第3表地方債補正について記載をしております。1変更ですが、各起債対象事業費の確定により、起債の限度額を、それぞれの表に記載のとおり、補正後の限度額を変更しております。起債の方法、利率及び償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書により、主な補正内容を御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

2款地方譲与税から6款地方消費税交付金まで、交付額の確定によりそれぞれ増減補正をしております。

14から15ページをお開き願います。

7款ゴルフ場利用税交付金から10款地方交付税まで、交付額の確定によりそれぞれ増減補正をしております。なお、10款地方交付税につきましては、特別交付税の3月交付額が決定し、今回2億2,494万3,000円を追加いたしまして、特別交付税の総額は7億6,435万5,000円で、前年度と比較して1,702万1,000円の減額となっております。

次に、14款国庫支出金、水産業費の産地水産業強化支援事業費補助金83万3,000円、同じく小学校費の学校施設環境改善交付金6,474万5,000円の減額は、過疎対策事業債及び合併特例債の起債対象事業費確定による国庫補助金を減額しております。

次に、15款県支出金、水産業費の産地水産業強化支援事業費補助金15万1,000円の減額は、ただいま国庫支出金で説明をいたしました、過疎対策事業債の起債対象事業費の確定による県補助金分を減額しております。

16から17ページをお開き願います。

16款財産収入、アワビ種苗売り払い収入は、アワビ種苗等の出荷数の増によるもので、129万1,000円を増額し、栽培漁業振興基金へ積み立てております。

次に、17款寄附金、ふるさと応援寄附金は、3月末の寄附申込額の確定により、3,811万9,000円を減額し、寄附金総額が1億4,188万1,000円となります。あわせて、歳出の2款1項6目企画費ふるさと応援基金へ積立金の減額調整をしております。

次に、18款基金繰入金の減額補正は、特別交付税等一般財源の増額により、当初予定しておりました減債基金繰入金を1億436万7,000円、合併振興基金繰入金を1億433万3,000円、それぞれ減額するとともに、地域振興基金繰入金を540万円、過疎地域自立促進特別事業繰入金を3万5,000円、ふるさと応援基金繰入金を1,452万円、地域福祉基金繰入金を1,259万1,000円、実績によりましてそれぞれ調整をしております。

18から19ページをお開き願います。

21款1項市債につきましては、1目辺地対策事業債で、サンドーム壱岐屋内競技場改修事業や道路改良事業などの3月末での実績により、220万円の増額をしております。

2目過疎対策事業債は、ハード分で道路改良事業や消防ポンプ自動車整備事業、ソフト分では農地流動化奨励事業や地域肉用牛活性化プロジェクト事業、離島輸送コスト支援事業などの3月末での実績により、1,210万円の減額補正をしております。

4目合併特例事業債で、芦辺小学校校舎改築事業などの事業費確定により、2,780万円の減額補正をしております。

次に、歳出につきましては、別紙資料2の平成28年度3月31日専決補正予算概要で御説明をいたします。

主に、起債対象事業費の確定による不用額の減額補正を行っております。

資料2の2から3ページをお開き願います。

2款1項3目財政管理費、過疎地域自立促進特別事業基金積立金は、しま共通地域通貨発行事業の実績により、3万5,000円を増額しております。

5款3項2目水産業振興費、栽培漁業振興基金積立金は、歳入の財産収入で御説明いたしましたアワビ種苗等の出荷数の増によるもので、129万1,000円の増額をして積み立てております。その他、起債対象事業費の確定による不用額の減額及び財源調整を行っております。

次に、資料2の8ページに、基金の状況の見込みについて、記載のとおりでございます。

次に、補正予算書第9号の最後の30ページに、地方債現在高の見込みに関する調書について記載をいたしておりますが、平成28年度末現在高見込み額が269億5,614万4,000円となります。

以上で、平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 報告第5号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について、平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第11条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出です。

補正予算書の１ページをお開き願います。

専決第４号、専決処分書、地方自治法第１８０条第１項並びに壱岐市議会基本条例第１１条第１項第３号及び第４号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）は、次の定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億７,５３９万３,０００円とします。

第２項及び第２条は記載のとおりです。

平成２９年３月３１日の専決です。

８から９ページをお開きください。

２歳入ですが、４款繰入金で１０万円の減額、７款の市債で３０万円の減額をしておりますので、歳入総額で４０万円の減額となります。

１０から１１ページをお願いします。

３歳出ですが、１款１項総務管理費で４０万円の減額、２款１項簡易水道施設整備費で財源調整をしております。

専決処分の内容は、施設管理費の実績による減額と、簡易水道施設整備費で財源調整を行い、それに伴いまして地方債の変更をしております。

続きまして、報告第６号について御説明いたします。

平成２８年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分の報告について、平成２８年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第５号）について、地方自治法第１８０条第１項並びに壱岐市議会基本条例第１１条第１項第３号及び第４号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項及び壱岐市議会基本条例第１１条第２項の規定により報告するものでございます。本日の提出です。

補正予算書の１ページをお願いします。

専決第５号、専決処分書、地方自治法第１８０条第１項並びに壱岐市議会基本条例第１１条第１項第３号及び第４号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２８年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第５号）は、次の定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億１,９３４万円とします。

第２項及び第２条は記載のとおりでございます。

平成２９年３月３１日の専決です。

8から9ページをお願いします。

2歳入ですが、5款繰入金で3,240万円を増額し、8款の市債で3,280万円の減額をしておりますので、歳入総額で40万円の減額になるものでございます。

10から11ページをお願いします。

3歳出ですが、1款2項施設整備費で40万円の減額、2款2項施設整備費で財源調整をしております。

専決処分の内容は、公共下水道事業の実績による減額を行い、漁業集落排水整備事業で財源調整を行い、それに伴いまして地方債の変更をしております。

別紙資料2の6から7ページに内容を記載しておりますので御参照ください。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 報告第7号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告をいたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

専決第6号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

平成29年5月23日専決でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市石田町の個人、損害賠償の額22万3,677円、損害賠償の理由、平成29年4月26日午前9時25分ごろ、壱岐市郷ノ浦町東触、平バス停付近、交差点の国道において、壱岐市嘱託職員が運転する公用車が、一時停止後、徐行にて右折しようとした際、左方向から直進してきた損害賠償の相手方である個人所有の車両と接触し、損傷させたためでございます。

なお、本件の過失割合については、損害賠償の相手方は直進中であり、当日は雨天でもあり、左折車両が停車中で見通しが悪かったとはいえ、十分な確認を怠ったために接触をしており、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準を参考に、市が示談代行をお願いしている保険会社と相手方との協議の結果、市側の責任割合は90%となっております。市の損害賠償額であります相手車両の修理代の市過失分については、全国自治協会から、自動車損害共済金として支払われ

ることになります。

本件は事故発生後、相手方の御理解もあり、早急に示談も成立しており、また車両もレンタカーであるため、営業上相手方に御迷惑をかけないよう、速やかな修理と損害賠償金の支払いが不可欠と考え、専決処分として報告するものでございます。

大変申し訳なく思っております。今後、このような事故が起こらないよう、交通ルールの遵守と交通安全の徹底について厳しく指導を行い、再発防止に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、報告第7号についての説明を終わります。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 報告第8号平成28年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。

平成28年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容は、今回専決処分で報告しております補正額を含めた繰越明許費の総額28億3,344万3,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は25億9,618万8,500円でございます。

主なものは、国の補正予算による壱岐テレワーク関連施設整備事業、海岸漂着物等地域対策推進事業、壱岐観光サービス拠点整備事業、長崎県原子力災害対策施設整備事業、小学校校舎等改修事業、中学校校舎等改修事業、大谷公園体育館耐震改修事業などに要する経費で、事業ごとの翌年度繰越額及び財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上で、平成28年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 報告第9号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度にこれを繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。本日の提出です。

次のページをお願いします。

道路改良工事などに伴う水道管布設替補償工事及び国の補正予算によります簡易水道統合整備事業の分で、繰越明許費はさきに議決をいただきました予算計上額１億８，５８２万２，０００円のうち、実際に繰り越した額は１億８，２９６万４，２４０円となりました。

続きまして、報告第１０号について御説明いたします。

平成２８年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、平成２８年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものです。本日の提出です。

次のページをお願いします。

芦辺地区漁業集落排水整備事業の分で、繰越明許費はさきに議決をいただいております予算計上額６，６７８万４，０００円のうち、実際に繰り越した額は６，０７０万円となりました。

以上で、説明を終わります。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第４０号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、公益的法人等への職員派遣に当たり、職員の身分取り扱い等の明確化を図る必要があるため、条例で定めるものでございます。

これは、本年４月に任意団体として立ち上げている壱岐市ふるさと商社について、本年８月の法人化に向けた準備等を現在進めておりますが、こうした公益的法人等へ壱岐市職員を派遣するために、派遣職員の身分等の取り扱いを定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第１条、趣旨であります。本条例の制定根拠となります公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣に関して定める規定内容をあらわした趣旨規定でございます。

第２条、職員の派遣であります。法律の規定を受けまして、職員の派遣先団体を定めるものであります。具体的には、一般社団法人または一般財団法人、独立行政法人等であります。これらの団体のうち、別途規則で定める団体との取り決めに基づいて、その団体の業務にその役職員として専ら従事させるために、職員を派遣しようとするものでございます。

第2項は、派遣の対象から除かれるべき職員の規定であり、臨時的任用職員と非常勤職員、条件つき採用職員、再任用職員等でございます。

次のページをお開き願います。

第3項は、職員の派遣に当たり、派遣先との間であらかじめ合意しておくべき取り決め事項についての規定でありまして、福利厚生等について定めたものでございます。

第3条、派遣職員の職務への復帰であります。職員派遣の継続が適当でないと認められる場合の規定でありまして、次の各号のいずれかに該当したときは、期間満了前でも職務に復帰させなければならないという内容でございます。

第4条、派遣職員の給与であります。派遣職員の給与として職員派遣の期間中、市が給料、各種手当を支給できる旨を、法に基づき規定したものでございます。

次のページをお開き願います。

第5条、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例等の特例であります。派遣職員が職務に復帰した場合に不利にならないよう、派遣先の業務を公務とみなし、職員の給与条例を適用することを規定したものでございます。

第6条、派遣職員の復帰時における処遇であります。条文のとおり、派遣職員が復帰した場合の処遇について必要な調整を行うことができる旨を規定したものでございます。

第7条、報告であります。条文のとおり、市長への報告義務を規定したものでございます。

このほか、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしており、派遣先の団体、具体的には一般社団法人壱岐市ふるさと商社であります。この派遣先の団体の名称については規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は平成29年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第41号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第31条第2項の規定に基づき、事業実施者の選定に係る事業計画の審査を行うため、市長の附属機関として、

壱岐市雇用機会拡充事業審査会の新設を行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市附属機関設置条例の一部を、次のように改正するものでございます。

改正条文の内容につきましては記載のとおりでございます。

改正条文の新旧対照表につきましては、資料１の３３ページに記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第４２号壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市汚泥再生処理センターの条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、壱岐市汚泥再生処理センターの汚泥発酵肥料使用料の見直しにより、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

改正内容は、壱岐市汚泥再生処理センター条例第６条関係の別表中、袋詰め堆肥の金額５０円を１００円に改め、ばら堆肥の項を削除いたします。

本使用料は、平成２４年４月の供用開始に当たり、し尿汚泥からの資源リサイクルに対して市民の方々に御理解いただけるのか、また購入していただけるかなどの検討の結果、使用料５０円として定めておりましたが、供用開始後５年を経過し、市民の皆様にも御理解をいただき、販売についても毎回完売できていることから、１袋１００円に見直し、改定をお願いをするものでございます。

なお、この条例は平成２９年９月１日から施行するものといたします。

以上で、議案第４２号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第４３号について御説明いたします。

壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について、壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一

部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものです。本日の提出です。

芦辺町のクオリティライフセンターつばさ付近に設置しております芦辺漁港浄化センターには、梱包設備を備えて、袋詰め肥料として住民の皆様へ販売しております。販売している場所は、環境衛生課所管の郷ノ浦町坪触にございます汚泥再処理センターでございます。

この条例の第25条に、汚泥肥料の利用として、漁業集落排水処理施設において発生した汚泥を堆肥化し、汚泥肥料として有効活用するため、肥料取締法第7条の規定に基づく普通肥料登録したものについて、袋詰めして、有機肥料として販売するものとする。

そして、第2項には、前項の汚泥肥料の販売手数料は、別表第2に定めるものとするという規定をしております。

提案理由は、この別表第2に、袋詰め肥料として1袋当たり15キログラム入りを50円としておりましたが、このたび汚泥再生処理センターの汚泥肥料の販売手数料の改正にあわせて、100円に改めるものでございます。

また、この条例内の表現について、他の条例の表現との整合を図るため、記載しておりますような内容に改めるものでございます。

附則として、この条例は周知期間を考慮しまして、平成29年9月1日から施行するものでございます。

詳細については、別添資料1の35から36ページに記載しておりますので御参照ください。

御審議のほど、よろしくお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第44号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、郷ノ浦地区第7分団1部小型動力ポンプ購入事業、イルカパーク改修事業、勝本地区第2分団小型動力ポンプ積載車購入事業、芦辺地区第1分団小型動力ポンプ購入事業、市道釘の尾塩谷線改良事業、市道大里環状線道路改良事業、ブロードバンドアクセスサーバ強化事業、郷ノ浦地区第3分団小型動力ポンプ購入事業、市道黒崎線道路改築事業、市道鮎川若松線道路改築事業、郷ノ浦地区第6分団1部小型動力ポンプ積載車購入事業及び芦辺漁業

集落環境整備事業に辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この辺地計画は、辺地債の対象になるためには市議会の議決を経て、辺地に係る総合整備計画を総務大臣に提出することとなっております。

1ページから10ページは各辺地の整備計画書でございます。

なお、議案資料4に、平成29年度辺地対策事業の位置図を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億785万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億4,006万8,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2から3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の款、項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

4から5ページをお開き願います。

第2表地方債補正、1変更で、過疎対策事業債の限度額3億640万円を3億4,100万円に、勝本ふれあいセンターかざはやの全天候型ゲートボール整備事業に3,460万円を増額しております。

次に、合併特例債の限度額7億5,330万円を6億9,590万円に、壱岐市役所庁舎耐震改修事業及び壱岐高等職業訓練校耐震改修事業において、国の社会資本整備総合交付金の内示があり、5,740万円を減額しております。

次に、教育債の限度額1億3,820万円を1億4,100万円に、緊急防災減災事業債で、壱岐文化ホール空調設備改修事業に280万円を増額しております。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

10から11ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、不足する一般財源について、普通交付税8,098万5,000円を増額いたしております。また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の雇用機会拡充事業に係る特別交付税措置について、市負担分の2分の1相当額を特別交付税で2,851万7,000円増額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金は、離島活性化交付金、地方創生推進交付金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金につきまして、内示及び制度の確定による交付方法の変更などによりそれぞれ調整し、また地方創生拠点整備交付金につきまして、今回新たに、しまごと博物館サテライト拠点整備事業の採択を受け、総額で1億1,872万6,000円を増額しております。

次に、4目農林水産業費国庫補助金、地域経済循環創造事業交付金は、トラフグの陸上養殖事業の採択を受け、事業者が行う養殖用水槽の整備にかかる経費のうち、補助対象事業費の4分の3の1,875万円を計上しております。

次に、5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、庁舎耐震改修等事業のほか2件の内示を受け、6,124万円を追加するとともに、それぞれ充当先の歳出費目において財源調整を行っております。

次に、15款2項1目総務費県補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金4,612万7,000円の増額は、輸送コスト支援事業及び滞在型観光促進事業につきましては、制度の確定による交付方法の変更、また、雇用機会拡充事業におきまして交付額の追加内示を受け、それぞれ調整しております。

次に、4目農林水産業費県補助金は、農業経営高度化支援補助金のほか5件の内示などにより、総額で6,073万6,000円を追加しております。

12から13ページをお開き願います。

20款4項2目雑入、コミュニティ助成金は、自治公民館の自主防災組織3件及び女性防火クラブ等の防災備品整備費のほか、一般コミュニティ団体1団体の備品購入費に対し、自治総合センター助成金の交付決定を受け、960万円を追加補正しております。

21款市債につきましては、4から5ページの第2表地方債補正で御説明したとおりでございます。

次に、歳出につきまして、別紙資料3の平成29年度6月補正予算案概要で説明いたします。

別紙資料3の2から3ページをお開き願います。

2款1項13目国境離島振興費、創業事業拡大支援事業1億7,361万円の補正は、特定有人国境離島地域の雇用機会の拡充を図るため、民間事業者等が雇用増を伴う創業または事業の拡

大を行う場合に必要な設備資金、運転資金を支援する事業として、国の地域社会維持推進交付金を受けて実施をするもので、今回交付金の追加内示を受け、市の負担を含めた交付金ベースでの総額を3億4,221万円としております。

次に、4から5ページをお開き願います。

3款1項2目社会福祉施設費、勝本ふれあいセンターかざはや管理費3,306万3,000円の補正は、特養ホーム建設予定地でありますゲートボール場の代替施設として、全天候型ゲートボール場2面を整備するものとして平成28年度に設計を行い、本年度当初に着工の予定でありましたが、実施設計の結果追加工事が生じたため、今回管理業務とあわせて追加をしております。

次に、6から7ページをお願いいたします。

5款1項5目農地費、県営事業農業経営高度化支援事業は、基盤整備が完了した地区において地元負担金などの農家負担を軽減するため、農地集積の達成度合いに応じて県が促進費を交付するソフト事業で、国55%、県45%の補助を受け、事業主体であります刈田院土地改良区へ交付するもので、5,500万円を追加しております。

次に、3項2目水産業振興費、地域経済循環創造事業は、歳入の国庫補助金で説明をいたしましたトラフグの陸上養殖事業に対し、国の4分の3の補助採択を受け、市の4分の1と合わせて交付をするもので、2,500万円を追加しております。

次に、6款1項2目商工振興費、地域商社運営費等補助金は、地域商社の設立に当たり、人件費や商品開発経費を含めた運営費について、地方創生推進交付金で国の2分の1の補助採択を受け、市負担分及び出資金と合わせて交付をするもので、3,633万4,000円を増額しております。

次に、8から9ページをお開き願います。

9款5項6目文化財保護費は、原の辻遺跡文化遺産活用促進事業は地方創生拠点整備交付金の補助採択を受け、原の辻ガイダンスの地域振興室を改修し、カフェや模擬発掘体験広場などを整備するもので、3,000万円を追加しております。

以上で、議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第46号及び議案第47号を一括で説明させていただきます。

初めに、議案第46号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につ

いて御説明いたします。

平成29年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億616万8,000円とします。

第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出補正予算については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、3款2項国庫補助金に特別調整交付金41万4,000円を、2款2項県補助金に財政調整交付金101万5,000円をそれぞれ追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費として、長崎県国保連携会議出席のための旅費101万5,000円を、8款1項特定健康診査等事業費に糖尿病成人症の重症化予防事業費として、委託料など計41万4,000円をそれぞれ追加をいたしております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

続きまして、議案第47号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,870万1,000円といたします。

第2項については記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、6款4項雑入に、広域連合からの還付金として100万円を追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、3款1項1目保険料還付金について、国の標準システムの誤りに伴う還

付金として70万円を、2目還付加算金については30万円をそれぞれ追加をいたしております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

日程第23. 要望第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、日程第23、要望第1号小島及び元小島他の環境整備に関する要望書を議題とします。

ただいま上程しました要望第1号につきましては、お手元に写しを配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は6月13日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時55分散会

平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 2 日)

議事日程 (第 2 号)

平成29年 6 月 13 日 午前10時00分開議

日程第 1	報告第 2 号	壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第 2	報告第 3 号	壱岐市国民健康保険税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第 3	報告第 4 号	平成 2 8 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第 4	報告第 5 号	平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第 5	報告第 6 号	平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第 6	報告第 7 号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第 7	報告第 8 号	平成 2 8 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第 8	報告第 9 号	平成 2 8 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第 9	報告第10号	平成 2 8 年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第10	議案第40号	公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第41号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第42号	壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第43号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第14	議案第44号	大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第45号	平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）	予算特別委員会付託
日程第16	議案第46号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第17	議案第47号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第18	要望第1号	小島及び元小島他の環境整備に関する要望書	産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員（15名）

1 番	赤木 貴尚君	2 番	土谷 勇二君
3 番	呼子 好君	4 番	音嶋 正吾君
5 番	小金丸益明君	6 番	町田 正一君
8 番	市山 和幸君	9 番	田原 輝男君
10番	豊坂 敏文君	11番	中田 恭一君
12番	久間 進君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	今西 菊乃君
16番	鵜瀬 和博君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第2号～日程第9. 報告第10号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、報告第2号壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告についてから、日程第9、報告第10号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてまで9件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告第2号壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第2号の質疑を終わります。

次に、報告第3号壱岐市国民健康保険税条例等の一部改正に係る専決処分の報告についてについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第3号の質疑を終わります。

次に、報告第4号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第４号の質疑を終わります。

次に、報告第５号平成２８年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第５号の質疑を終わります。

次に、報告第６号平成２８年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第５号）の専決処分の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第６号の質疑を終わります。

次に、報告第７号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第７号の質疑を終わります。

次に、報告第８号平成２８年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第８号の質疑を終わります。

次に、報告第９号平成２８年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第９号の質疑を終わります。

次に、報告第１０号平成２８年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第１０号の質疑を終わります。

以上で、９件の報告を終わります。

日程第１０．議案第４０号～日程第１４．議案第４４号

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、日程第１０、議案第４０号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定についてから、日程第１４、議案第４４号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水Ｂ辺地、柳田Ｂ辺地、沼津Ａ辺地、

初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定についてまで5件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第40号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第44号の質疑を終わります。

_____・_____・_____

日程第15．議案第45号

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、日程第15、議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いします。

_____・_____・_____

日程第16．議案第46号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第16、議案第46号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会

計補正予算（第2号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第46号の質疑を終わります。

日程第17. 議案第47号

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、日程第17、議案第47号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第47号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、委員会付託を行います。

議案第40号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定についてから、議案第44号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水B辺地、柳田B辺地、沼津A辺地、初山A辺地、初山B辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定についてまで、及び議案第46号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第47号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）まで7件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）は、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号については、議長を除く14人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時09分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に１０番、豊坂敏文議員、副委員長に１２番、久間進議員に決定いたしましたので、御報告いたします。

日程第１８．要望第１号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第１８、要望第１号小島及び元小島他の環境整備に関する要望書を議題とします。

ただいま上程しました要望第１号については、お手元に配付の要望文書表のとおり、産業建設常任委員会へ付託します。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす６月１４日水曜日、午前１０時から開きます。

なお、あしたは一般質問となっており、４名の議員が登壇予定となっております。ＩＫＩビジョン、壱岐ＦＭにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前１０時１１分散会

平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

平成29年 6 月 14 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 番 赤木 貴尚 議員
2 番 土谷 勇二 議員
4 番 音嶋 正吾 議員
9 番 田原 輝男 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 赤木 貴尚君 | 2 番 土谷 勇二君 |
| 3 番 呼子 好君 | 4 番 音嶋 正吾君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 町田 正一君 |
| 8 番 市山 和幸君 | 9 番 田原 輝男君 |
| 10番 豊坂 敏文君 | 11番 中田 恭一君 |
| 12番 久間 進君 | 13番 市山 繁君 |
| 14番 牧永 護君 | 15番 今西 菊乃君 |
| 16番 鵜瀬 和博君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1 名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君	事務局書記	吉田まどか君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。西日本新聞社ほか3名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますのでよろしくお願いします。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、1番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。赤木議員。

なお、赤木議員につきましてはパネルの使用を許可いたしておりますので御了承ください。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 赤木 貴尚君） おはようございます。

平成29年壱岐市議会定例会6月会議、一般質問、1番の順番で赤木が通告に従い質問させていただきたいと思います。

梅雨入りはしたものの雨が降らず、非常に困ってある方が多くおられると思います。私も和太鼓を20年ほどしておりますが、太鼓にも雨乞い太鼓というのがありまして、雨が降るように太

鼓も雨乞い太鼓をしなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

通告に従いまして、大きく3点、市長、そして教育長に質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず1点目に国境離島新法についてということで質問をさせていただきたいと思います。

議長のお許しをいただきましたのでパネルを用意いたしました。

まず1点目に国境離島新法についてということで、4月施行の国境離島新法をめぐり、島民並みの割引運賃で海、空の航路、航空路が利用できるように検討されている準島民について、内閣府は5月25日に10月をめどに対象となった人が割引運賃で利用が始められるように方針を明らかにしました。それまでに国が示した準島民の基準に従って、関係市町村が具体的な対象者の案を国に申請するということです。

1番目に、国の準島民の基準を踏まえて、壱岐市の具体的な対象者の申請案はどのように考えておられるのか。

2番目に、国への準島民の基準の申請を何月ごろ提出を考えておられるのか。

3番目に、準島民ということであれば準島民の証明をしなければいけないと思いますが、その準島民を行うための具体的な方法、対策はあるのか。例えば準島民カードを発行するなど、そういうものがあれば教えていただきたいと思います。

4番目に、この国境離島新法制定により運賃の低減化で各空の便もそうですけれども、船、フェリー、そして高速船の利用者が増加をしたというふうに新聞等でも出ておりましたが、それに伴い利用者の方が非常に不便を感じておられるというところが自由席だということで、早くから並ばなければいけない等の問題点もあり、その点において高速船の座席指定を市長も御出席される航路対策協議会で提案されてはどうか。

このことについては全席指定、一部指定など、そういうのがございますが、その点についてどうお考えなのか。

以上3点について、まず最初に答弁をいただきたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の国境離島新法についてのお尋ねでございますけれども、お答えをする前に、この法律について、皆様に正しい御理解をいただくために若干の御説明を申し上げます。

新しい法律をつくるためには、その根拠となる法律が必要でございます。その大もととは憲法であることは言うまでもございませんけれども、長崎県離島振興協議会がずっとずっと中心となつて求めておりました国境離島新法には具体的な立法の根拠となる法律が存在しませんでした。平

たく申しますと、国境離島とは何なのと、国境離島ってどの法律に書いてあるのという議論でございました。

そうした中で、谷川、金子両先生の御尽力によりまして、平成24年の離島振興法改正で、附則第6条に「国は領土保全のため、特に重要な離島について必要な措置を講ずるものとする」という文言がうたいこまれました。ここで初めて国境離島、いわゆる特に重要な離島、すなわち国境離島という概念が初めて登場したところでございます。

これを受けまして、足かけ5年をかけて国境離島新法ができたわけでございますけれども、この国境離島新法は、かつて被占領地であった奄美・小笠原振興特別措置法に準じて制定されたものでございます。申し上げるまでもなく、この法律は谷川新法と呼ばれるように、谷川先生の並々ならぬ御尽力によるものでありまして、心から感謝をしているところであります。

また、この法律には4本の柱がございまして、1つに航路航空路運賃のJR並み運賃の実現、2つ目に流通コスト、これはあくまで海上運賃に係る部分でございますけれども、流通コストの低廉化、3番目に滞在型観光の推進、もう1泊していただくという概念でございます。そして雇用の確保、人口減少をとめるためには雇用の確保が大事なんだということで、この4本の柱がございまして。そしてその事業費、現時点では総事業費で100億円、うち50億円は国、残りの50億円は県と地元が負担するということでございますので、壱岐市に係る事業費の原則4分の1は市の負担であるということを御理解賜りたいと思います。

さて、赤木議員の御質問でございますけれども、まず国の準住民の基準を踏まえて壱岐市の具体的対象者の申請案についてでございますが、現状における準住民対象者として、国の方針といたしましては、①として、住民が扶養している特定有人国境地域外に居住している18歳以下の児童生徒、壱岐の人の18歳以下の扶養している子供ということでございます、壱岐についていえばですね。

2番目に、市町村が移住定住施策の一環として行う事業によって、特定有人国境離島地域における体験移住、体験居住、体験就業、ワーキングホリデー、インターンシップなどでございますが、居住物件の探索等のための特定有人国境離島地域に来訪する者。

3番目に、市町村が交流拡大施策、これは離島留学制度、大学、企業等との協定に基づいて継続的かつ反復的に行う学習、研修制度、島を支援する専門家等の確保等の一環として行う事業によって、特定有人国境離島地域において一定期間、学習、研修、就労、実習等を行う者となっております。

したがって、この国の方針に従いまして国に申請を行うということになりますけれども、先ほども申しました1点目の18歳未満の児童生徒、扶養している児童生徒以外のことを申しますと、具体的には、壱岐市のUIターン促進短期滞在事業の認定を受けている者、2番目に、壱

岐市が運用する短期滞在施設で滞在認定を受けている者、3番目に、壱岐高等学校の東アジア歴史・中国語コースに在籍している留学生、4番目に、学校法人岩永学園こころ医療福祉専門学校壱岐校に在籍している学生、5番目に、壱岐市のテレワーク推進事業の認定を受けている者、6番目に、大学との連携協定による事業に参加する学生でございまして、これらを検討しております、合わせて現時点で250名程度、扶養者を除いて250人程度を見込んでおります。

内容については、県内関係市町との情報共有を図りながら、今後、申請に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

2点目の国への申請につきましては、8月31日までに提出し、準住民の基準の適用日につきましては、10月1日からの予定でございます。

3番目の質問の準島民証明を行う方法の具体的な対策につきましては、乗船券または航空券の購入時に準住民であることの確認が必要となりますので、準住民については割引カードの発行が必要と考えております。しかしながら壱岐市以外に住所を有する方が対象となっておりますことから、広く周知を行う必要があります。また、各関係部署との連携を図りながら対象者の把握に努めてまいります。

準住民にかかわる割引カードの申請方法につきましては、来庁による申請のほか市外に居住されている方からの郵送による申請も検討する必要がありますが、県内で統一を図る必要があると思われますので、今後、具体的な申請の方法についても県、関係市町との協議を進めてまいります。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長、4番目の高速船の――。

○市長（白川 博一君） 申しわけございません、高速船の利用増加に伴う座席指定につきましては、平成28年1月18日の航路対策協議会におきまして、九州郵船株式会社の竹永社長に要望書を手交、手渡しをいたしております。

これにつきまして、高速船ジェットフォイルの座席指定化を要望したわけでございますけれども、その回答につきまして、平成28年2月に座席指定の実現に向け、平成28年度の閑散期以降、運用を開始できるよう取り組むという回答をいただいたところでございますが、現実にはそれがなっておりませんでしたので、6月12日、一昨日でございますけれども、一昨日の壱岐市航路対策協議会において九州郵船に御出席をいただきまして、この座席指定化の進捗状況を確認いたしましたところ、プログラムの改修等で時間を要し、本年11月ごろ運用開始を目指し、整備を進めているということでございます。

また、席の指定については全席指定するか一部を指定するかについては、全席指定も可能であるし、一部指定についても現在検討しているということでございました。

このほか、航路対策協議会委員から座席指定の予約の方法等についてお尋ねや要望がございま

して、これらにつきまして九州郵船に対し、その対応について早い時期に報告するようにと申し入れをしたところであります。

国境離島新法の施行によりまして、ジェットフォイルの運賃は壱岐、博多間でこれまで片道4,040円、これは2割引きの価格でございますけれども、この2割引きの価格からさらに往復で5,250円という大幅に安くなっておりまして、現在ジェットフォイル利用者も多くなっておりますし、今後もその傾向は続くものと考えております。ジェットフォイルは壱岐市民にとって、極めて重要な海上高速交通手段でありまして、今後もその充実に向けて取り組んでまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。幾つか確認というか、今回、準島民というところの枠は新聞等には出ておりましたが、市民の方にも改めてこのような形でお知らせすることもできたということと、あと高速船の座席指定については、非常にいろんな方の思いはあると思うんですが、非常に希望としては座席指定して欲しいという方も多くおられました。

要望活動をされて、11月ごろ実現するということの答えが出たということで、今、市民の方もそのようになるのかなということの中で思っている方がいると思いますが、ちょっと幾つかまた御提案等をしていきたいと思いますが、この準島民ですね、私が勝手に考えてしまったんですが、何かこう新たなアイデアがないかなと思ってですね、これは独自で壱岐市から提案ができることがあれば、このように私なりに考えました。

ちょっと、実際こうはならないんだよということも人から言われるかもしれませんが、準島民って何かと僕が勝手に思ったところ、本籍地が壱岐にあればその方は準島民というふうに提案できないのかなと思いました。

まず、その親の介護とか親のお見舞いとか、あとは同窓会があるとか、例えば家族親戚の物事があるとか、そういう方たちは本籍が壱岐にあつて壱岐にゆかりのある方なので、こういう方が準島民というふうにして対象にならないのかなというふうに思いました。

そしてまた、ふるさと納税等を納めていただいている方も、いわゆる島に関心があつて壱岐のことを思っている方なので、こういう方こそ準島民というふうな対象にならないかなというふうにちょっと考えてみました。

これが実際、国に提案して、受け入れられるかどうかというのはまた別の話になるかもしれませんが、こういう視点からもぜひ予算に限りがあるので、その全てを受け入れてもらえるわけにはいきませんが、壱岐市独自な何か取り組みでこのように提案できたらなということの一つ御提案させていただきたいと思います。

そして座席指定なんですが、全席指定等にも幾つか、まあ、座席指定って皆さんも市民の方もどういうものかなというのはわかってある方はわかってあるんですが、僕は一つ思ったんですが、新幹線っていうのがありますが、新幹線は指定席と自由席が両方あります。座席数も多いのでそのような設定ができるのかもしれませんが、全席指定にしてみると、なかなか家族で隣同士に座れない場合とかもあったりとか、あとはいろんなお付き合いのある方、ない方が隣同士に座ると好ましくない、好む場合もいろいろあるでしょうが、そういう問題点もありながら、一部指定、またはほかは自由席とかそういう方法もあるんじゃないかと思いました。

新幹線においては、座席指定のいいところというのは早く並ばなくてもいいと。あとは自由席でいいところは料金設定が、新幹線は自由席はちょっと安くしてあったりとか自由に選べるとかそういうところがあるみたいですが、ジェットfoilに関しては、現状もう割引はされているので料金の面では問題はないと思いますが、全席指定等にとするとまた新たな問題点も出てくるかなと思いますので、そこら辺はきちんと航路対策協議会で考えられることだと思いますので、早急に座席指定の方向に進むように御努力いただきたいなと思っております。

これも先ほどの一部指定と全席指定についてのお話になりますが、市長のお答えの中で、特に市民の方に関心があるところっていうのは、高速船の座席指定の部分だと思います。これを本当に一日も早く話が進むようにしていただきたいと思いますが、やはり早くからお年寄りの方も並ぶのにも非常に足が悪い方、そして妊婦の方が長時間、長いときは1時間ぐらい並んで、福岡のベイサイドでもそうですけども、待たれる姿を見ていると、何かいい方法はないかなと思っておるところでこの座席指定を思いつきましたが、本当に島民の方からもすごいいろんな要望があると思いますが、早急に対応をお願いしたいと思います。

それでは、2点目のほうに――市長、何かありましたら。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の国境離島新法による運賃の低廉化、そしてまた準島民の対象範囲の拡大等々について、あるいはジェットfoilの座席指定について、若干申し上げたいと思いますが、今、赤木議員がお示しになりました、ふるさと納税者であるとかそういった、例えば壱岐に本籍のある方、壱岐出身の方とかいうことで一応お願いをいたしておりますが、冒頭申し上げましたように、この国境離島新法はかつて占領下にあった奄美・小笠原あるいは沖縄等々のそういった方々の振興を図るためにつくられました特別措置法、これに対して私たちは、尖閣、竹島を見てくださいよ、無人島になったらですね、他の国から領有権を主張されるんです。そういった国際紛争が起こるんです。ですから、国境離島に面するところには、そのかつて占領されたところと同じぐらいの法律をつくってください、これが私たちのお願いで、今から予防的に国

境離島を守ってくださいということを申し上げて、この法律ができたところであります。そういったことから、なかなかその奄美・小笠原新法で新法を超えることができないという一つの制約がございます。結局、奄美・小笠原はそういう優遇政策はないということでございます。

しかしながら、それについては今も申し上げておりますけれども、本当を言えば、これまで頑張ってきたものにまだ不足があるのかと言われそうなんですけど、それでもやはりお願いをしていくということに変わりはありません。御理解いただきたいと思います。

それから、ジェットフォイルの座席指定でございますけれども、この座席指定につきましては、赤木議員御存じのように5、6年前にアンケートを島民にしたところ、座席指定は要らないというアンケート結果があったんですね。しかし、あれだけお並びになっている。そういった中で九州郵船はそれを盾に、いや、要らないと皆さんはおっしゃるんだ、だからしませんよということでありましたけれども、今回、本当に多額の1億円近い金をかけてプログラミングをするということでございました。

そういった中で、航路対策協議会では、もっともっとたくさんの意見が出ました。今おっしゃったのも当然です。団体客、同じところに座りたいんだと、それをインターネットで飛行機のように取れないのかとか、友達といきたい、隣に座りたいんだよと、それを窓口ではなくて事前できないのか、そういった意見もございました。もろもろの意見ございまして、今、九州郵船でもできるだけ対応していきたいというお返事をいただいているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。

この、国境離島新法で本当に多くの方が行き来して活性化をしている最中だと思います。これを生かして人口減少対策につなげる施策を私たちもしっかり提案していったら、本当に人口がふえる、なかなか難しい問題ではありますが、ふえるためにこの国境離島新法を生かしていかなければいけないと思っております。

それでは2点目の質問に移らさせていただきたいと思っております。

この、唯一教育長に御質問させていただきたいと思っております。

教育長に唯一質問をさせていただきたいと思いますが、2番目に、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」というのがございました。その「長崎っ子の心を見つめる教育週間」というのは、長崎県の全ての公立学校では、5月から7月の間で各学校が設定する1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」と位置づけ、教育活動を公開し、保護者や地域の皆さんとの交流を行うということを行っております。期間は5月から7月、各学校が設定する1週間ということです。

目的は、「いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成」、「命を大切にする心や思い

やりの心の育成」、「あこがれや将来への志の育成」、「あいさつやマナーの向上」、内容は、「命を大切にし、いじめをしない子ども」の育成に向けた、心の教育に係る学校の取り組みの公開」、「小学校では来年度から、中学校では再来年度から教科書を使って勉強することになる道徳の授業公開や、その後、懇談会における授業内容についての語り合い」、「実践的・体験的な活動など、家庭・地域と連携した「命を大切にし、いじめをしない子ども」の育成に係るすべての教育活動の公開」、「子どもが主体的に取り組む、いじめ防止の取り組みや長崎っ子さわやか運動」、以上が長崎っ子の心を見つめるという教育週間の内容でございます。

この点において、まず、壱岐市島内においてのいじめに対する相談窓口への相談の件数と案件に対する対応について、まず1点目にお伺いしたいと思います。

そして2点目に、壱岐市には壱岐市いじめ問題対策連絡協議会というのがありますが、その開催の回数や主な会議内容について、教育長に御答弁を求めたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 1番、赤木議員の質問にお答えいたします。

長崎っ子の心を見つめる教育週間については、議員がお話しになったとおりでございます。振り返れば、長崎県では10年以上前から悲しい子供の事件が相次ぎましたので、この6月1日、7月1日という、記憶に残しながら、子供の心を育てる取り組みをさせていただいております。

先日も、盈科小学校は5月31日に議員みずからお出でいただいたということで、学校教育課の指導主事も当然各学校を回っておりまして、一緒に道徳授業を見た報告を受けております。日ごろからお忙しい中での学校教育への御支援に感謝をしております。改めてお礼を申し上げます。

どの学校も特色あるこの1週間を設定しておりますが、共通して言えることは、1年から6年、中1から中3まで、全ての学級で道徳の授業を公開をして、その心を見つめることを保護者、地域の方と一緒に学んでおります。

これは、壱岐市はこの週間だけに限らず、年間を通して間違いなく週に1度の道徳の授業を取り組んでいるというのは自信を持って私は言えると思っております。このことが次年度から小学校の特別の教科としての道徳、その次の中学校のやはり道徳の授業にも必ず生きてつながるものと思っております。教科書の採択等も今年度、小学校がありますので、どうぞ見本教科書については市民の方にご覧いただくよう情報発信しておりますので、教科書センターのほうに足をお運びいただきながら見ていただくと大変ありがたいと思いますし、7月の初旬まで「長崎っ子の心を見つめる教育週間」がありますので、地元の学校にどうぞ足を運んでいただきながら、いつでも地域とつながる学校という、今は開かれた学校を目指しております。御支援をいただけたらあ

りがたいです。

そこで、まず1番目にお伝えいただきました、いじめに対する相談窓口への相談件数でございます。今、壱岐市はS S Wといいまして、スクールソーシャルワーカーという形の人を2名配置をしながら、いじめや不登校などの子供に係る相談窓口を設定し、電話も45の3722、みんなにこにこという語呂合わせで開設をしておりますが、実はこの27年度と28年度は相談の件数があっておりません。

これ以外に相談電話としては、壱岐市教育委員会にかけただけであれば生徒指導の担当を中心に、いつでもこの相談には対応するという事で位置しておりますが、これもこの数年、いじめとか不登校等についての直接的な相談はあっておりません。また、県の教育委員会は「いのちの電話」というのも開設をしております。これについても、壱岐市の方がここにかけますと、必ず県から市教委のほうに連絡がありますが、これもここ数年あっておりません。

じゃあ、なぜあっていないのかと、当然お互いに思います。つまり壱岐市内ではいじめに類したことは、じゃあ起こっていないのかといいますとそうではありません。やはりそれに近いことは各学校から報告を受けております。

例えば、28年度では小学校で8件、中学校は7件、軽微な形としての報告を受けております。そのときには、子供が学校が行なったアンケートの中にこんな嫌がらせを受けたと、あるいは家に帰って保護者に話して、こうだったと保護者が学校に電話をする、そういう形でもってわかった件数でございます。しかも、それらも全て市教委のほうに御報告をいただいております。

これらは、その報告を受けた学校が保護者、地域の方と一緒に、また市教委と一緒にしながらその問題の解決に当たって、ほぼ解決が図れているということで、今、壱岐市内はいじめに類することがあった場合は、直接学校に連絡をすることによってほぼ解決にたどり着くと、そういう考え方に立っていることからだろうと市教委としては判断をしております。状況としてはそういうことでございます。

2つ目の壱岐市いじめ問題対策連絡協議会の開催回数と内容について議員のお尋ねでございますが、3月の会議で壱岐市のいじめ防止の条例を制定をいたしました。

これは国のいじめ防止基本法の第14条に基づきながら、できるだけ置くようにという努力義務を受けて、その備えとして壱岐市も条例を制定し、その条例に基づく設置規則もしております、その中に議員が御指摘のいじめ問題対策連絡協議会を置くと、こう規定しており、その人数も10人以内、いろいろな組織等を代表して持つようにしておりますが、4月1日以降の施行になりましたものですから、2カ月半の間、壱岐市内においても重大ないじめ等の事案がない状況の中で、まだ実際には開いておりません。この4月、5月の2カ月間の間では、小学校が1件、中学校が1件、いじめに近いという報告は学校から受けておりますが、先ほど申しますように、

学校と保護者と委員会で対応をしてその解決に至っております。

よって、これをせっかく置くと規定をしたわけですので開いて、開くことはなお備えになるという認識は持っております。しかし、これらの関係法律、関係規則等はいじめ防止というのが主でございます。いじめを防止するために、学校や市教育委員会はどうするのかというのがまず第一だと思っておりますので、その対策協議会を開かなくてよいようなことが地域としては一番ありがたいのかなと思っておりますが、適切な時期にこの会を持ちながら、また学校や市教委だけでは解決できない問題等にお力をぜひお借りしたいと思っておりますので、今の御指摘を受けながら、適切な時期にその開催をしながら、また報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 壱岐市のいじめ相談窓口というのは、この学校教育課も指定されていて、このように学校教育課で壱岐市いじめ、不登校に関する相談という窓口があります。あえて言えば、土日の、本当お役所仕事の時間帯にしかこの電話番号はかけられないというところもありながら、あえてそこも指摘したいところでございますが、いろんな点もありながらですが、実は24時間体制に、この24時間子供SOSダイヤルというのがあります。こちらにも電話をできるということですので24時間対応できる番号はこちらになっております。

いまのところ、壱岐市では案件、各学校で直接対応されているということで、教育委員会での報告はないということですが、本当になんか一番であって、そのために保護者、学校が一生懸命努力をされて、今の現状にあると思いますが、教育委員会もしっかりそこに意識をされてあるから、この現状だと思いますが、この現状を続けていただきたいなと思っております。

2点目の壱岐市いじめ問題対策連絡協議会について、ちょっと幾つか御指摘をさせていただきたいと思いますが、まず、これは国は平成25年、今から4年前ですね、いじめ防止対策推進法ということで、この中においていじめ問題対策連絡協議会というのを各自治体で設置を進めているという時点がまず4年前にございました。ちなみに、この設置状況を壱岐の地元紙は指摘をされておりました。設置が進んでいないんじゃないかということも指摘をされてました。

その後ですね、この壱岐市の中においては、平成26年2月に壱岐市いじめ防止基本方針というのをつくられまして、その中にも壱岐市いじめ問題対策連絡協議会（仮）を設置というふうに書いてあります。これ、平成26年2月、このときにもう仮という名称で設置というふうに書いてあります。

そして3月議会で壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の第9条に、「市は子どもをいじめから守る総合的な立案をするために、壱岐市いじめ問題対策連絡協議会を置く」というふうに決

められました。私たちもその条例に賛成をいたして条例が制定されました。

しかし、この中に壱岐市いじめ問題対策連絡協議会を置くということに書かれているにもかかわらず、平成26年2月、そして今回の3月にも未設置、これはもうまさしく第9条の条例に関して違反しているんじゃないかということを1点指摘させていただきたいと思います。

教育長は現状起こっていないので、できるだけ備えのために設置するというふうに言っております。先ほども言われましたが、これは現実、設置できていないので、本当に問題が起きてないからいいわけではなくて、先ほどもおっしゃいましたが防止するために設置するということです。設置できていないということは、本当に非常に僕はもう危険極まりないということを指摘させていただきたいと思います。

私たちもこれをずっとこのまま設置しないままを、きょう指摘しなければ、本当にいつ設置するのかなと思いつつ、私も子供を持つ身でありながら、まず防止するために、それぞれ保護者も一生懸命頑張っている、学校も頑張っている、教育委員会はじゃあ何をしているんですかって、壱岐市子どもいじめ防止に関する条例を制定して、そしてその中に壱岐市いじめ問題対策連絡協議会を置くってなっているのに、いまだに設置できていない、これは非常に問題だと私は指摘させていただきます。教育長、いつこれを設置して、会を開くのかということをきょうここでお答えをいただきたいと思います。教育長の答弁を求めます。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 赤木議員の今のお尋ねで、おっしゃるとおり平成29年4月1日から施行したこの条例、2カ月ちょっとたっております。その中で、4月当初にそれではその連絡協議会を開くと、非常に手際よい対応だとお褒めの言葉を受けたのかもしれません。まだ今のところ設置してないというのは先ほど言いました。ただ、委員会の中では人選等、設置の時期等は十分検討しております。

何度も申しますように、その協議会を設置したら、じゃあいじめがなくなるのか、じゃあありません。むしろ重大問題が起こったときに関係機関からいろいろなお力を借りるための、そのいじめ問題対策連絡協議会の性質であり実効の機能なんです。

私の考え方は、まず学校現場の中でいじめが起らない、そのための防止の具体的な施策を進めていくことが何より大事だという考え方をしております。

年度当初、子供たちにとっても気持ちが変わったり、学校にとっても新鮮さの中でいろいろ起こり得る状況の中で、まず、いじめといえる状況をつくらない、そこに市教委も学校も全力投球をさせていただいておりますが、一方では人選も進めながら、適切な時期にそれを進めたいと思います。そう長い時間にはならないと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 教育長は以前、私が防犯ブザーに関して質問したときに、何てい
いましょうか、何か起こってから考えると。

今回もこのいじめ問題に関しても、何か起こってから考えるというような私は受け方をしまし
たが、何か起こってからで大丈夫なんでしょうか。教育長がそういう御答弁をされたというこ
とで、非常に私は子供を持つ親として、教育機関の代表者の発言としては非常に不安を覚えます。

そして、私は議員としてこういうことをいちいち指摘をしたくはないんですよね。置くべき
ということをみずから決めておいていまだに決められてないのを、私たちがこれを指摘するのが議
員の仕事なのかなと僕もずっと問題点を考えながら、僕の仕事はこれを指摘することなのかなと。

実際、現場で子供を持つ親として、いじめが起らないように努力すること、PTA活動によ
って努力することはやっています。しかし、教育委員会が本来すべき仕事をやれてないのを指摘
することは私、議員の仕事なんでしょうけど、教育長の今さっきの答弁で、重大な案件が起こっ
て云々かんぬんということだったんですけど、起こってはおそいと思いますので、とにかく早く
設定していただきたいなと思います。これをもう強く求めます。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 答弁いいですか。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 答弁されますか。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 何か起こってからするという言い方は私はしておりません。起こさな
いための努力をするのが子供を預かる学校であり教育委員会であると。起こさないための努力を
精一杯しているところもぜひ評価をしていただければありがたいです。防犯ブザーにしてもしか
りでございます。

子供たちがそういう被害にあわないために日々、それはそれはお互いが努力をしているし、保
護者や地域の方のお力も借りています。このいじめ問題も同じでございます。会議を開けばいじ
めが防止できるということじゃないんです。重大問題があったときに対策を練るというのがこの
会の主な趣旨ですから、その前のことの会議とか取り組みをしているということを、ぜひ議員で
すね、おわかりいただきたい。先ほど申しましたように学校にお力添えをしていただいているん
ですから、根っこのところの理解をしていただくとすばらしい議員だと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（１番 赤木 貴尚君） 先日ですね、このように壱岐市の平成２９年度壱岐市の教育という冊子、立派な冊子を議員控室の席に置いていただきました。この中にですね、１８ページにいじめ問題対策連絡協議会等の担当者ももう決まっております。もう決めているんです、早くやってください、教育長。答弁、もう僕はこれで最後にしますが、もうこういうふうにもろんなところに担当者を置いたりとか、設置するっていうことを言っているんで、早く設置したいなということだけですので、よろしくお願いします。

時間がないので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、こっちを頑張りましたんですが、ちょっと残り時間が少ないんですが、３番目の障害者雇用についてということで質問をさせていただきたいと思います。ちょっと時間がないので簡潔に質問をしたいと思いますし、そしてこのことに関しては、また次の機会にもっと深く質問をしていきたいと思います。きょうは４点になりますが、質問をさせていただきます。

まず、１点目に、壱岐市内での障害者雇用の必要についてどのように認識をしてあるのか。

２番目に、壱岐市内民間企業での障害雇用状況について、２７年、２８年、２９年度５月末までの状況をお教えてください。

３番目に、長崎県では障害者雇用企業等から物品等の調達に関する要綱が平成１５年から行われ、特別措置が実施されております。壱岐市においても独自の特別措置を実施し、障害者の雇用の促進につなげてはどうかということを質問させていただきます。

済みません、お手元の資料で、③になっていますが、４番目に、壱岐市の公的機関での障害者雇用状況、障害者数、実質雇用状況についての平成２７年、２８年、２９年度の５月末までの状況について質問をさせていただきたいと思います。市長の答弁を求めます。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の３番目の質問、障害者雇用について４点ございました。お答えいたします。時間がないということもございますので私も駆け足で。

まず、障害者の促進等に関する法律におきましては、国及び地方公共団体の責務として、障害者の雇用について必要な施策を障害者の福祉に関する施策と有機的な連携を図りつつ、総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされております。

また、障害者基本法におきましては、障害を理由とする差別の禁止がうたわれております。市内の障害のある人の主な収入につきましては、障害年金などの公的年金や就労継続支援事業所などでの工賃であり、経済的に厳しい状況にあります。

昨年実施いたしました壱岐市障害者計画策定のためのアンケート調査によりますと、主な収入として、年金が全体収入の６７％、給与、賃金は１８．７％にとどまっておりますけれども、年

齢の低い層において就労の意欲が特に強く、その分、給与への不満や職場の人間関係についての不安も強くなっております。障害のある人への就労支援として必要なことは、職場の障害者理解、職場の上司や同僚に障害への理解があること、短時間勤務や勤務の日数等の配慮、通勤手段の確保など多くが挙げられておりますが、これらの解決に努めなければならないところであります。

このようなことから、御質問の市内での障害者雇用の必要性につきましては、障害者雇用は障害のある人が地域で自立した生活を営むことができる経済的な基盤としての所得の確保だけではなく、働くことを通して社会参加、さらには自己実現の場として重要な意味を持つておると、このように認識をいたしておるところであります。

2点目の民間企業での雇用状況でございますけれども、市内のこの義務がありますのは従業員50人以上の企業でございまして、壱岐市内には16社でございます。内訳をちょっと申しますと、雇用者ゼロが5社、1人が5社、2人が3社、3名以上が3社で16の事業所でございます。ハローワークの障害者雇用状況によりますと、27年度では16社の中で雇用者数は23名、雇用率は1.41%でございます。28年度は24名で1.48%でございまして、基準が2.0でございまして若干達していないということでございます。ただし、28年度につきましては6月1日が基準日でございますので、現時点では28年度が最初の調査年でございますので、御理解をいただきたいと思います。

3点目の障害者雇用企業等からの物品の調達でございます。

まさにおっしゃいますように、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が平成25年4月に施行されまして、それに呼応しまして、壱岐市では国に準じて、壱岐市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定いたしまして、障害者就労施設等から優先的な物品の調達に努めております。

具体的には、平成25年には72万円で行ってございましたけれども、平成26年度が1,800万円、27年度が1,900万円、28年度が2,200万円で行いまして、ことしもそれを上回るのではなかろうかと思っておるところでございます。

施設につきましては3施設でございまして、ごみ袋、還暦式の記念品、年納、陶芸品、パン等々でございます。また委託事業として、空き缶の洗浄、清掃作業、不法投棄廃棄物の収集等々を委託をいたしているところでございます。これまで同様、積極的にこの施設からの調達については努めてまいりたいと思っております。

4点目の壱岐市の公的機関での障害者の雇用状況でございますけれども、これは27年、8年、9年ということでございますが、市長部局におきましては、雇用者、27年度が7名、2.54%、28年度が6名、2.31%、29年度も6名、2.35%、教育委員会部門におきましては、27年度は1.19%、1人でございます。28、29は2人雇用しておりまして

2.27%でございまして、法定雇用率は地方公共団体では2.3%でございます。また、教育委員会では2.2でございまして、ぎりぎりではございますけれども数字的には達成しておるということになります。

ところで準公的機関、結果的には民間になりますけれども、壱岐市クリーンセンター、汚泥再生処理センター、自給肥料供給センター等の一般廃棄物の運営を預かっております壱岐市環境管理組合につきましては1名でございます。1.72%でございまして2%は下回っているところでございます。これにつきましては作業車、自動車、機械運転等の収集運搬作業が主となっております関係上、なかなか障害者の雇用が難しいという状況にもございます。しかしながら、そうは言っておれないわけでございまして2%に努力をしていきたいと思っております。

また、壱岐市学校給食会では法の施行後、雇用の実績がございません。やはり次年度以降において適当な雇用、適正な雇用管理体制を整備いたしまして、雇用の促進に努めていかなければならないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 一般質問の設定の50分を過ぎておりますが、特別に赤木議員に答弁を許します。コンパクトに説明をよろしくお願いいたしますと思います。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 雇用状況等、御説明ありがとうございました。2020年度までにまた雇用、障害者の法定雇用率の変更もございます。それに準じて壱岐市はその設定雇用率を超える勢いで障害者の方の雇用を進めていただきたいと思います。それには、やはり現状島外で働いている方も多くおられます。この島に戻ってきて、親元でしっかり——元からというか、新たな施設も必要になりますが、そういうところにも行政の力を加えて、そして障害者の方も健常者の方も一緒にともに過ごせる、働ける、笑顔になれる島になるようにお力添えをいただきたいと思いますし、しっかり提案をしていきたいと思っております。

またこの質問に関しては、機会がありましたらより深く質問をしていきたいと思っております。

以上で一般質問を終わりたいと思っております。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、2番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。土谷議員。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 土谷 勇二君） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。大きく2点をお尋ねをいたします。

まず最初に、原子力防災について4点ほどお尋ねをいたします。

玄海原子力発電所3、4号機は新基準に適合するとして、ことし1月に原子力規制委員会の審査に合格をいたしました。佐賀県など地元玄海町の同意は得ており、再稼働に向けた環境は着々と整っていると報道、新聞などに書いてあります。また、昨日6月13日に佐賀県、福岡県の住民が再稼働を認めないよう佐賀地裁に仮処分を申し立てておりましたが、佐賀地裁は玄海原発再稼働差し止め却下と判決が出ており、ことしの秋には再稼働になるのではないのでしょうか。

壱岐市でも、3月21日に地元説明会が行われ、出席者のほとんどが再稼働に反対する意見でした。原発の立地自治体は再稼働に経済的な理由があるかもしれませんが、原発の苛酷事故が起これば境界を越えて被害は広範囲に及びます。国は周辺自治体の意見も聞くべきだと思うが、壱岐市は元より、長崎県、近隣の自治体も立地自治体と同様の同意が要るのではないかと思います。

特に原子力防災の避難計画は原子力規制委員会の安全審査の対象外であり、最終責任は自治体が負うようになっていると聞いております。壱岐市では島南部が30キロ以内に入り、約1万5,000人の住民が事故発生時、島の北部へ避難をしなければなりません。放射能防護機能を持つシェルターは西側地区のみ整備であり、放射能が北部にやってくれば全島民、逃げ場を失いかねません。これが現状であります。

そこで1つ目に、毎年原子力防災訓練は行われていますが、実行性のある避難計画といえるのか、市長はどう思われますか、お尋ねいたします。また、早急に避難となった場合、何に乗ってどこに避難するのか島民は把握をできていないと思います。

また、避難となれば船が主になりますが、漁船での避難も選択肢の一つだと思いますが、避難計画には入っていないのでしょうか、お尋ねします。

次に、前回もお聞きしましたが、三島地区の屋内退避施設はできますが、前に質問をしたときに、久喜地区、初瀬地区にもできないかお尋ねをしました。そのときは福祉施設や病院施設が先というお話でしたが、先ほども言いますとおり、壱岐全島に放射能でも降れば逃げ場がない、屋内退避施設の整備をしてもらうべきと思いますが、市長の考えを。

また、福祉施設や病院の避難計画は策定されていますが、その計画は実行性ある避難計画かお尋ねします。

3番目に、災害時の風評被害についてお尋ねします。

玄海原子力発電所で事故があった場合、事故の大きい、小さい、または汚染のあるなしにかかわらず、玄海原発で事故が起こった時点で、壱岐の1次産業、農産物、水産物、また観光関連は風評被害が起こり売れなくなり、また観光も来なくなります。生活が成り立たなくなるが、そのときの補償は国はしてくれるのか、国が法律で決めてから再稼働するべきではないかと思いますが、市長の考えをお尋ねします。

4番目に国、県、九州電力から、原子力防災のための自由に市独自で使える交付金はないかお尋ねします。市道の避難道路整備などに充ててもらいたいのと、県道でも市道でも、ちゃんとした避難道路ができるまでは再稼働をしてもらいたくないというのが私たちの願いでございます。

以上4点をお尋ねいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷勇二議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2番、土谷勇二議員の原子力防災について4点御質問がございました。

まず、第1点目の毎年原子力防災訓練はあっているけれども、実行性のある避難計画といえるのか。早急に全島民避難になったときは何に乗って、どこへ避難をするのか。また、緊急の場合は漁船を利用することはないのかというお尋ねでございます。

避難計画は国の防災基本計画と長崎県地域防災計画を踏まえた壱岐市地域防災計画の中で定めております。玄海原子力発電所からの距離30キロ以内、UPZ圏内でございますけれども、から30キロ圏外、UPZ圏外への避難、言いかえると、壱岐島の南部から北部へ避難することとしております。この避難計画は道路、避難施設等の社会資本や人口等の状況を総合的に判断して策定しておりまして、現在のところ最良の計画であり、当然実行性のある計画だと考えております。

また、避難訓練を重ねることが最も有効な避難対策であり、この中でいわゆる避難訓練を重ねることによって明らかになった課題や社会資本、人口等の状況の変化を避難計画に反映させることで、より実行性を高めていっております。

全島民避難につきましては、国・県の防災計画のもとでの避難計画であるため、市では定めておりませんが、40キロより先には避難先がないという壱岐の特殊性を国や県に訴えて、壱岐島外への避難訓練を毎年実施をしております。実際の避難先につきましては、長崎県において福岡県と協議をいただき、北九州方面の自治体に定まってきておるところでございます。

この全島避難について、風向きによっては放射性物質は数時間で壱岐島まで到達するので避難する時間がないといった話がありますけれども、決してそのようなことにはならない対策が取られておるということを申し上げたいと思います。

まず、原子力発電所で事故が発生した場合、重大な事象が発生していなくても、九州電力から

国・県・市へ状況が逐次報告されますので、初期段階から原子力発電所の状況を見た対応を行います。仮に放射性物質が放出される事態に至ったとしても、規制基準での安全対策によりまして、玄海原子力発電所では放射性物質の飛散は最大でも福島第一原発の2,000分の1であるという説明がなされております。また、放射性物質が壱岐に飛来したとしても、大気中に拡散して希薄されたものでありまして、短時間で人体に影響がでるような状態は想定されません。このようなことから、避難のための時間は十分確保されていると考えているところであります。

避難の手段は、第1に定期航路のフェリー等を想定しておりますけれども、この壱岐関係での定期航路の船を利用いたしますと、避難時間の推計は避難完了までに133時間、約5.5日必要とされております。したがって、これに近海を航行する客船、具体的に申しますと、韓国福岡をつないでおりますフェリーカメリアあるいはジェットfoilビートルでございますけれども、そういった近海を航行する客船を動員すれば53時間、2.2日間とされております。

しかしながら、実際には自衛隊の艦船等も動員されることとなりますので、さらに時間は短縮されることとなります。なお、これはあくまで想定でございますが、実際の有事の際にはあらゆる手段を講じることとなります。何においても人命が最優先でございますから、漁船を使った避難もあり得ると考えておるところであります。

2点目の三島地区にできている屋内退避施設が完成するが、その後はUPZ圏内の福祉施設、病院など、特に体が不自由な方たちの屋内退避施設も整備をしてもらうべきと思うがということでございます。また、福祉施設、病院など、避難計画は実行性があるのかということでございますが、まず屋内退避について触れさせていただきます。

原子力発電所に近い場所では、放射性物質の放出源から離れることで被曝線量を急激に低減することができるかとされております。3キロメートル離れると被曝線量は4分の1、5キロメートル離れると8分の1になると推計されております。そのため、原子力発電所から5キロ以内、PAZ圏と申しますが、このPAZ圏では原発から遠ざかる避難が防護措置としては最も有効とされています。

一方で、5キロメートル以遠、いわゆるPAZ圏外では、この距離による効果、いわゆる被曝線量の減少が顕著であるということから、屋外から屋内へ退避することが有効であり、屋内退避によりまして木造家屋では25%、コンクリート建造物では50%の線量低減効果があるとされております。このことから、本市では原子力発電所で事故が起こった場合には、まず屋内へ退避することを基本としております。

次に、屋内退避施設の整備等について御説明いたします。

東京電力福島第一原発事故では、放射線被曝による確定的な健康影響は認められていないとされております。一方、病院などでは重篤患者も含めて緊急避難が実施をされました。事故発生の際

翌月の4月末までに避難したことを原因として150人を超える犠牲者を出したと言われております。つまり、医療、介護サービス施設を離れることによって、医療、介護サービスが受けられなくなった、そのことでお亡くなりになった方が多かったということでもあります。

本市では前述のとおり屋内退避を基本としておりまして、かつ福島第一原発の事例からも、病院や社会福祉施設の入所者等で、緊急時に即時避難が困難な方の放射線防護対策施設の整備が必要であると考えております。なお、福祉施設や病院は各法令等及び地域防災計画において避難計画を策定することとなっております。

以上のことから、市内の福祉施設、有床病院及び県・市の関係部署をメンバーとした壱岐市福祉保健施設防災連絡会を組織して、放射線防護対策施設の整備と要配慮者施設における避難計画の実行性向上に向けた協議が始まっているところでございます。

3点目でございます。

災害時の風評被害についてのお尋ねでございますけれども、原子力発電所の事故による損害の賠償につきましては、風評被害も含めて国の原子力損害賠償制度の中で対応されるべきものであると考えております。なお、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市と九州電力株式会社は平成24年6月に原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書を締結しておりまして、この第6条で九州電力は県民に対し発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき速やかに補償すべきものとするとしておりまして、原子力賠償制度における解決を確認をいたしております。

また、この関係4市町共同で原子力災害時の避難対策等の充実並びに原子力発電所の安全対策に関する要望書を県知事へ4月21日に提出いたしました。この中で壱岐市は避難道路の改良整備、壱岐島北部に大型船舶が接岸できる港と周辺施設の整備、放射線防護施設整備事業の継続等を要望をしております。

4点目の国・県、九州電力などから原子力防災のために市独自で使える交付金等はないのかというお尋ねでございますけれども、原子力防災のために市独自で使える交付金は今のところございません。発電所の立地自治体では用途が限定されていない電源三法交付金がありますけれども、その適用は、例えば原子力発電所を建設する場合の反対運動に対するメリットの提示という形で出されているようでございます。このような仕組みのものと市独自で使える交付金を要求いたしますと、交付金があれば云々ということにもなりかねません。そうなりますと、これまで私が主張してまいりました住民が原発に不安を抱いており再稼働には反対であるという理念が失われて、本末転倒な結果になると考えております。なお、原子力防災に係る必要経費は十分に補填されるべきであり、このことにつきましては、今後も要求をしていくことといたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） ありがとうございます。

1点、最初の避難の漁船を利用するのかというのは、やっぱりいざというときは使うということとで間違いないですね。そのときに、やはり港あたりも少し整備をしていただかないと、やっぱり家族が乗っていくのに、ある程度の家族が乗っていくと思うと、そのときに乗り降りができないような港ではいけないから、港の整備をしてもらいたい。

それと市長の、国からの答弁かわかりませんが、そんなに急には来ないって言われますけど、やっぱり想定外のこともあると思います。福島あたりはもう想定外でああいう形になったのだから、ある程度の最悪の事態を考えて、やっぱり避難計画は立てていただきたいと思っております。

それで、やはり漁船を使ったり、また、わざわざ勝本まで行かなくてもいいように各港の少しジェットフォイルでも着けるぐらいの整備をしたらと思っておりますが、そこはやはり早急に逃げる時があると思いますのでそういう港の整備をしていただきたいと思います。

それと、あとは福祉施設です。向こうの、福島の関係では、介護施設を変ったために150人ぐらいの方がお亡くなりになっていることで、そのためにはやはり屋内退避施設、それはやはり先に整備をしてもらう必要があると思います。また各地区じゃなくて町単位でもいいと思いますので、屋内退避施設はつくっていただきたいと思っております。

また島民が、言われたとおりフェリーだけで5.5日間、またカメラアあたりを利用して2.2日間、もしこの時にやはり汚染物質が北部まで来たときの想定も考えて、屋内退避施設で1週間ぐらい孤立しても食料等が備蓄できるような、迎えを待てるような体制の施設をつくるべきだと思っております。

賠償については、九州電力等の補償があるということです、それはもう間違いないと思いますが、国は責任は九州電力に委託ちゅうか、九州電力に言うだけですね。国が補償するというわけではないとでしょう。そこのところをちょっと、もう1回お聞きしたいと思います。

あと、交付金はないということです、さっき要望を、避難道路なんかの要望を出してあるといえますので、早急にやってもらわないとなかなか、早急な避難道路などをつくっていただきたいと思っております。

今ので風評被害の件、風評被害ちゅうか、九州電力の件と退避施設の件をお願いできますか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷議員の追加の御質問でございますけれども、まずは漁船でやはり避難をしなきゃいけないということは、私は決して想定できないことではないと思いますし、それはあると先ほど申し上げました。

しかしながら、これは法律用語で申しますと緊急避難ということでございまして、当たり前では許されないことなんですね。したがって、そういったことがあるから港を整備してくれよということには理論的にならないと、こう思っております。そうではなくて、やはり漁船等々の港の整備については、そうではなくて、漁船の今の活用について不便だということで漁船の港は整備していかなくちゃならないということは御理解いただきたいと思っております。

それから、福祉施設について今、協議会でいろいろ協議をなされます。そういった中で、例えば、その医療介護の福祉施設を例えば防護施設にするのかといった、そういった結論も出ると思いますけれども、そういった中で今、渡良の3つの島を防護施設をつくったような、そういった建物自体をそういった防護施設ができないのかどうかということもございしますので、その防護施設の継続を国にお願いをしているというところでございます。当然のごとく、その防護施設は国が10分の10、国が責任を持ってつくるということでございますから、そういった手を挙げる施設があれば、ぜひUPZ圏内でそういった施設の整備もいたしたいと思っております。

それから、食糧の備蓄でございます。これは確かに原子力災害については、本当に普通の自然災害よりも大規模な備蓄が要るかと思っておりますけれども、これはやはり自然災害も含めたところでやっぱり備蓄というのは考えていかなくちゃならないことだと考えておるところでございます。

また補償につきましては、東京電力が経営が非常に苦しいということで国有化になるんじゃないかというお話もありますように、やはり一義的には、玄海原発の場合は九州電力ということになるかと思っております。もちろん国がそれを見捨てるということはないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） ことしの秋ぐらいには再稼働になると思いますが、また、テロ、ミサイル攻撃など原子力発電所は狙われやすい施設だとも思っております。

島民、やはり皆さんも原子力防災マニュアルや避難訓練を何回も重ねて、ある程度、人ごとじゃなくて自分たちのことだと島民の人もやっぱり考えてやるべきだとは思っておりますが、一部で非難もあっていて、やはり全体的に浸透しないということは確かにあると思うとですね、お年寄りとかですね、もう関心のない人は頭から。だから、そういう人たちにしっかりとした避難の計画を年に1回でもいいから集めて、ちゃんとした計画を話していただきたいと思っております。

以上で、次の質問に移らせていただきます。活力ある島づくりについて、これは要望ではありますが、通告書にも書いたとおり、島内に娯楽施設がない、ボウリング場、ビリヤード、卓球など、廃校の体育館などを利用して複合施設はできないか、また、企業誘致でできないか、スポー

ツ振興のために市営ではできないか。

若い世代の交流の場、高齢者のスポーツの場、子供たちの娯楽の場、職場の親睦など、島民皆さんが楽しめるような施設がもうなくなっていましたので、やはり民間ではなかなか難しいということはあると思いますが、企業誘致の形で、職場もできますので、そういう施設を壱岐にできないものかお尋ねいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷勇二議員の２点目の御質問でございます。

活力ある島づくりについて。

壱岐の島には娯楽施設がない、ボウリング場、ビリヤード等、卓球場が廃校や体育館などを利用してスポーツ複合施設をつくれないうか、企業誘致で呼べないうか、市営でやれないうか、若い世代の交流の場、高齢者の憩いの場、島民みんなが楽しみを持てるような施設をつくるべきと思うがということでございます。活力ある島づくりについてということではありますが、その中で議員の御提案の壱岐に娯楽施設がない、よって若い世代も高齢者の方も島民の皆さんが楽しみを持てるような施設をつくるべきと思うがということでございます。

そのことについての考えはということでございますけれども、確かに平成２７年に策定をいたしました壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを策定する際に実施をいたしましたアンケート調査の中で、壱岐市の住みやすさという項目の中で、住みにくいと答えた人の理由として、当該居住経験者が壱岐市に住んで不安に思ったことの理由、今後壱岐市に住み続けるかわからないと思う人の理由の中で、壱岐にレジャー施設や娯楽場など遊び場が少ないと回答した人の割合が高かったということは事実でございます。

まずそういった中で、まず娯楽施設とは一般的にどのようなものをいうかと申し上げますと、島外の事例でございますが、遊園地、テーマパーク、水族館や動物園、植物園、庭園、映画館、ボウリング場、フットサルコート、ビリヤード場、美術館、釣り場、釣り堀、天文台、プラネタリウム、自然公園、海水浴場、スーパー銭湯、これはお風呂だけじゃなくてジャグジーと申しますか、気泡が出るやつとかですね、サウナ、露天風呂等がついたもの、あるいは食事のスペースや休憩場所等々を備えた銭湯、スーパー銭湯でございますが、そういったものがあるかと思えます。

確かに壱岐は以前、ボウリング場やビリヤードがございました。残念ながら現在はございません。しかしながら、先ほどの事例に近いものは壱岐市の中にはある程度あると思っております。そのような中で、スポーツの複合施設につきましては大谷総合公園や石田スポーツセンターなどの有効活用が望まれると思っております。また、ボウリング場、ビリヤード場などの娯楽施設は

ニーズは高いと思います。けれども、やはり市で整備するということにはならないと思うところがあります。なかなか難しいと思っております。

そこで、先ほど議員も少し触れられましたが、今回の国境離島新法でいろんな企業の誘致、あるいは事業拡大等々が提案なされております。そういった中で、ひとつ民間業者に非常に期待したいと思っております。この国境離島新法、御存じのようにハード整備はございませんのでなかなか難しい面もございますけれども、そういったところで運転資金等々、あるいは雇用機会拡充等の事業の支援の活用が可能かなと思ってもおるところでございます。

何といいましても、壱岐の特色を生かして楽しみを持てるようなものができたらと考えております。そこには市の遊休施設の利用も考えられますし、民間のお力をいただくことも必要だと考えております。都会にない、壱岐のよさを生かすことで娯楽に結びつき活力が出てくる、そういったアイデア等々をいただきながら、これが壱岐市にとって必要であれば連携して進めていきたいと考えておるところでございます。ぜひアイデア等々ございましたらお知らせを願いたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（２番 土谷 勇二君） 壱岐の若い人、または子供たちに聞いても、やはりボウリング場などがない、また、都会から来た人もファミリーレストランがない、子供たちを連れて御飯食ベにいくところが少ないとか、だからそういう複合施設みたいなとは、新法でいわれるとおりに、どうか企業誘致という形でやっていただきたいなと思います。

ボウリングなんかは県民体育大会でも競技となっておりますので、スポーツ振興、この前、県のスポーツ振興に行ったらボウリング場とかそういう、振興課ですかね、そういうの等はやってないというお返事もいただきましたので、民間を活用した企業誘致で壱岐に若い人が残って、またお年寄りでも娯楽として楽しめるところをつくっていただきたいと思います。何かありましたら。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷議員おっしゃいますように、国体等でもボウリングございまして、壱岐でも選手が数年前まで女性がいらっしゃってですね、そのころ本当にボウリング場を利用して練習をなさっていたという実態もございます。本当にそういったボウリング場等々なくなっただけというのは非常に寂しいなと思っておるところでございます。

この娯楽施設、先ほど言われるファミリーレストラン等々もなかなか、これまた今の大型店と同じような格好になるんじゃないかというようなそういう懸念もございますけれども、やはり住

民の方が気軽に楽しめるようなそういった施設が今度の国境離島新法の事業所、企業等の拡大あるいは企業を興す、仕事を興す方々の中で出てくればいいなと期待をいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（２番 土谷 勇二君） ありがとうございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（２番 土谷 勇二君） できましたら本当、若い人、子供たちにも都会で味わうんじゃないくて壱岐で味わっていただく、ボウリングなんかですね、味わっていただきたいから、どうか検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を１３時ちょうどいたします。

午前11時42分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、４番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。音嶋議員。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（４番 音嶋 正吾君） それでは、通告に従いまして、４番、音嶋正吾が市長に対し一般質問をいたします。

本年は、梅雨入りをしたものの空梅雨、そして空景気、空回りをしないように一般質問を粛々と行ってまいりたいと考えております。

どうか市長の簡潔明瞭なる御答弁をお願いをいたします。

まず、第１点目として政治をつかさどるものの私は座右の銘と考えておる言葉がございます。

「兵を去らん、食を去らん、いにしえよりみな死あり、民信なくば立たず」いう論語の一説を紹介をいたしました、何を申しまして、市民との信頼関係が何より大事であるということであろうかと考えております。

規制緩和、自由競争がはびこっているグローバリゼーションの中で、私たちはいま一度住民と政治家の信頼関係を構築することについて、再度考えねばならないのではないかと考えております。

２点目として市長も初当選をなさいました１期目の回りの人には、公平公正公開のもとに無私

の気持ちで俯瞰的思考で行政を推進されると私は思っております。

しかし今日に至っては、忘却の彼方へと消え去ってしまったのと思いを禁じえません。実に残念でなりません。

また、リーダーとしての資質の一つに胆力を兼ねた執行方法を身につけることが肝要であるとよく言われております。いつの議会でしたか市長に私から「巧言令色鮮し仁」と申し上げましたら、即座に市長は「剛毅木訥仁に近し」という言葉を返されました。まさしく口数も少なくしっかりした強い信念で他人を思いやる気持ちを大事にしたいという言葉であろうかと思います。今もその気持ちが変わっておられないか、非常に釈迦に説法的な質問ではありますが、お尋ねをいたします。

3点目として、住民の血と汗の結晶から生み出された血税を最小の投資で最大の投資効果を得る行政の執行が必要であると考えます。そうしたときに、役人天国になっていないかということをつぶさに見つめ直す必要があるかと思えます。

広がる官民格差の実態、バブル後も公務員の給与は右肩上がり、各種手当でウハウハ、就職するなら公務員という言葉が市内では飛び交っております。しかし、高い競争力を伴いますので、なかなかその公職に就くことは非常に至難の技であります。高い給料と退職金、年金、休み放題、従来の福利厚生、そして一つ私が気にかかりますのは、行政は費用対効果を問われないと、その職を追われたら責任を転嫁されない。そういう風潮がありはしないかと私は懸念をいたしております。

今日、こうした干魘が続いております。赤木議員のほうからも御指摘がございましたが、普通期の荒施きもできない状況に農家の皆さん方も置かれて、非常に苦慮されております。早期のかん水に水が必要でありますので、なかなかほどけないということが生じております。こうした対策を執行側もとっておられるとは思いますがいかがでしょうか。皆さんはそうした思いで切実にこの今の現況を猶予されておるということを耳にいたします。

音嶋さん、苗が太り過ぎてもう田んぼに浸けるとです。しかし、圃場はほどけないと、そういう切実な悩みがある。ときに行政側は早急に対応をとっておるのか、そこら辺も一つお聞かせを願えれば幸いです。

民間におきましては、もはや給料は上がるものではなく、下がるものであるというモードが定着をしております。だから、そのような右肩下がり経済がどこ吹く風かと、余裕綽々でいるということは許されてはならないと私は考えております。

本市の本年度予算に目を転じましたときに、投資的経費の人件費の占める割合は18.3%、41億1,800万円相当、そして産業を引っ張る投資的経費は28億2,996万4,000円、12.6%、投資的経費を上回る、いわゆる人件費が上回る、そうした状況の中で果たして、壱岐市経済の再生ができるのかという思いを禁じ得ないのであります。

住民にはのしかかる財政が厳しいのです。補助金は削減しますと、使用料、国保、後期高齢者保険料は軒並み値上げを余儀なくされる見通しであります。これも一つ人口の減少化がまた加速をする。そうしたことが考えられます。

ここで私は私たち特別公務員を含め公務員は、常日ごろから私は申し上げておりますが、先憂後楽の精神であるべきであると、住民の喜ぶ姿を見て我々は後で住民が喜んでいる姿を見て喜ぶ。これが本来の自治のあり方ではないかと考えるものでございます。

4点目、有人国境離島法の今後の改善点、検討点についてのお尋ねをいたします。

赤木議員のほうからもございましたが、国境離島航路運賃低廉化事業の中で低廉化対象者は特定有人国境離島移住者これに準ずる市町村長が認めるものが要点が先ほど市長のほうからお答えがございました。ここで、国のほうはこれだけのいわゆる議員立法で離島の継続的な発展を願って、存続を願って議員立法化を時限立法化をしていただいております。

しかし、壱岐市の現況といたしましては、島内経済を再生するためには、外価の獲得が不可欠であります。市長も常日ごろから申されますように、インバウンド政策に交流人口の拡大に重点を置いて市政を遂行していくという揺るぎない気持ちをお持ちであります。私はこうした誘客をするためにも、現在、県が22.5%、市が22.5%の負担、国が55%、あわせましてこの事業を遂行をいたしております。

そこで22.5%、22.5%で45%になります。これに航路事業者が国にこれ以上の負担を強いればいいわけですが、そこまではなかなか今年度から施行した法案でありますので、首を縦に振ることはないかと思いますが、継続的に今後働きかけるものの、やはり3者で県、市、定期航路運行业者と連携をして島外から入ってくるお客様に対する航路運賃の低廉化を検討できないものかと考えております。

その財源にどうでしょうか市長、ふるさと納税の財源を充てられたらどうでしょう。壱岐がこんなに元気で頑張る。頑張るためには、航路運賃を低廉化して皆様を壱岐に誘客するような努力をしていきたいというコミットメントを発信していただければなと考えております。

5点目でございます。

市長は常日ごろから一次産業の振興なくして壱岐市の経済発展はないというふうに考えておられます。水産業は非常に今年は特に不漁であります。農業のほうは畜産が高値で推移し、最近では50億円突破の祝賀会も開催され、順調に推移しておりますものの、しかし、やはり路地野菜、ほかの産物に関してはいまいちのところがあるかと思えます。

国内の大手スーパーマーケットでは2020年の東京オリンピック開催に向けて、オーガニック食品の確保、有機栽培食品の確保に奔走をされております。御存じのとおり、ヨーロッパの選手団はオーガニック食品を日常的に愛用をいたしております。

そこで、今現在、壱岐にも根を下ろしておりますが、イオングループなんかは有機食品の栽培をする農家を買収するという言葉は非常に語弊がありますが、買って回っております。お願いしますと。冷凍技術が物すごく発展をしておりますので、食品の確保に奔走をしておるのが現実であります。

そこで、壱岐市の農業もそうしたふうにチャンネルを切りかえる時期に来ておるのではないかと考えるのであります。通常の生産性を上げる農業から質の向上へと転換をすべきと考えておるのであります。簡潔にこの件に関してもお尋ねいたします。

次に、グローバル経済がばっこしたために、壱岐市はもとより地方経済は疲弊の一途をたどっております。そこで今回市長が英断をされ I k i－B i z の創設をなさいました。私はこの件を否定するものではございませんが、これは物まね主義であってはならないんだよというわけであります。

要するに、地域のことは地域に聞けと申します。そして、その結果というのは氷山の理論と申しまして、ごく見えた部分が少数でその根底にあるのは根っこであり、その努力の積み上げが地域経済の経営を支える大きな要因であろうかと思うのであります。できればこの事業のミッションはどのようにミッション、すなわち使命、やるための使命、これをどういうふうに位置づけてあるのか。まず、聞く、見つける、支える、こうした事業を展開する折におきまして、本年度当初予算では 3,050 万円のたしか当初予算が盛り込まれておったやに記憶をいたしております。

半分は地方創生の予算、国庫補助金であったろうかと思えます。果たして事業を本年一年で結果を出せるのか。私は不可能じゃないかと考えております。事業の複数年の継続を視野に入れてお考えであるのかどうかをお聞かせをいたします。

以上、6 点に関する市長の答弁を求めますが、市長は答弁書は山のように事務局から準備をさせていただいておると思いますが、でき得れば市長の博識をもって簡単明瞭に答弁をいただきたい。そのように思っております。できれば、その次の次段のほうに力を入れて議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしく御協力方をお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋正吾議員の白川の政治姿勢についてということでござまして、6 点御質問がございました。

まず、第 1 点目、「民信無くば立たず」というが言葉に込められた思いについた見解ということでございます。

確かに政治を行う者は住民の信頼がなくては立たない。これは事実でございます。私はそのとおりだと思っています。しかしながら私は、その「民信無くば立たず」言葉だけは、これは理想

だと私思っております。この言葉が出てきた背景を少しだけ御説明したいと思っております。

孔子が子貢という弟子に政治を行う上で何が一番大切か問うたということでございます。すると孔子はまず軍備だと、次に食糧だと、次に民衆の信頼とうことであります。

しかし、そこで弟子は、しかしあえて捨てなければならないものがあれば何がありますか。それはまず軍備を捨てようと、ならば次は何ですかと。次は食糧を捨てる。なぜか、食糧を捨てれば、人は死ぬが食糧があっても人はいずれ死ぬんだと。だから、政治に信頼を持たなければいけないんだと。そうしなければ国家は成り立たないんだという答えであります。

しかし、これは私は聖人君子の話であると思っておるわけでございます。政治家として現実に民が飢えに苦しむときに、私は何をさておいても食糧を調達する。私は政治家でございますので、そういう気持ちを持っております。「民信無くば立たず」理想理念としては間違いございません。しかし、現実には政治は現実の住民を見て、それに対応する。それが政治だと私は考えておるところでございます。私も市政を任されている者として、市民の皆様の信頼に応えるため、今、頑張っておりますことは、市民の信頼を受けるために何が一番必要が、それは公約の実現にはほかならないと思っているわけでございまして、この公約の実現のために全力で取り組んでいるところであります。

2番目の公平公正公開、無私の俯瞰的思考でそして胆力がリーダーに求められるということでございます。私が公平公正公開を公約として平成16年に初めて、市長選挙に立候補いたしました。残念ながらこのときは落選をいたしましたところでございます。そこで、私はしかしながら、今、この気持ちに変わりはございません。今も公正公平公開、この理念は私は持ち続けておるところでございます。しかしながら、100%の要素を叶えた、ただいまいろいろ音嶋議員おっしゃいましたけれども、100%を兼ね備えたリーダーはいないとは思っております。

その中で、胆力があるのかということでございます。「胆力」辞書を調べてみました。物事に動じない気力、いわゆる肝っ玉だということでございます。私はそれがいいのかと問われれば、そこは市民の皆様、議員各位など、回りの皆様が判断されることでありまして、私がみずから申し上げることではございません。

ただ、平成29年3月会議におきまして、音嶋議員が今の私に期待するすべはないと断言をされたところでございまして、そのことは十分に承知をいたしましたところでございます。ただ、私はこの壱岐の島を発展させ、市民の皆様の暮らしを向上させたい。この気持は誰にも負けない自身がございます。さまざまな施策にそのために取り組んできたところでございます。

3点目、住民の汗水流した血税で最小の投資で最大の投資効果を得る、そして役人天国的自治になっていないかという御質問でございます。

言われるように、行政は常に最小のコストで最大の利益を現す。これがもう使命でございます。

そこで、常に有利な補助金等々について考えておられるようでございますけれども、最小の経費で最大の効果を上げる。これについては、職員全員一丸となって、そのことを目指しておるわけでございます。後段の役人天国的自治という言葉については、意図されるところが、今、給料という面でございます、それ以外の意図されるところは定かでございますけれども、私は常々職員に対して、地域のリーダーでありなさい。常に市のことを考えなさい。そして、素早い対応をしなさい。そして遠くを見る目を持ちなさい。広く見る目を持ちなさい。深く見る目を持ちなさいと申しております。そのことを実践するために、今年度から地域と行政の相互の橋渡し役となります地域担当職員を配置して、協働のまちづくりに拍車がかかるものと期待をいたしておるところであります。

ある地区では、市の職員が進んで役職を持ってくれるなど、随分助かっているとお褒めの言葉をいただいた事例もございますし、先日のサイクルフェスティバル、また、昨年初めて行いましたウルトラマラソン等々、率先してボランティアに出務する職員がほとんどでございます、私はこのような職員を誇りに思っているところでありまして、これを役人天国と言われるならば、職員のやる気に水を差すようなもので非常に心外でございます。

次に、4点目。有人国境離島法の制定法の今後の改善点ということでございまして、おっしゃるように、インバウンド、これ今、約1,000人壱岐に来ております。これを県、市、そうして航路事業者と3者で運賃の低廉化をしたらどうかということでございます。これにつきましては、私は確かにこのことによって、九州郵船のお客がふえております。その分について私は先日、支店長に対しましてその増えた部分は空気を運んでいるものが増えるわけですから、その分は純然たる会社の利益になるんだと。そのことを還元してくれと申し上げました。

それは、例えば閑散期において島民カードを持たない方について、何らかの支援をする。そういったことを考えてくれないかということで会社に持ち帰って社長と相談するという返事をいただいたところでございます。まさにインバウンド、全ての人を全部運賃低廉化に対象するということは厳しゅうございますので、音嶋議員が言われるように、ふるさと納税をした人とかインバウンドとか、ふるさと納税をした方については、当然、返礼品が運賃になるわけでございますから、十分、財源はあるわけございまして考えないけないということを思っておるところでございます。

次に、5点目、一次産業の振興なくして壱岐の広域的経済的活動は不可能ということで、先ほど外国人はオーガニックの野菜を好むというような御指摘がございます。まさにそのとおりでございます、チャンネルを切りかえるべきだということでございまして、私はそれは確かにそのとおりだと思っております。

御存じのように、壱岐市の農政は壱岐市、JA壱岐市とともに農政を組んでおるわけでありま

すけれども、これはやはり機会を捉えて市、JA壱岐市ともそういったことも視野に入れながらチャンネルを切りかえる。あるいは付加価値をつける。チャンネルを切りかえるということは、やっぱり付加価値をつけるということでございますから、そういったことにも取り組んでいきたいと思っておるところでございます。また、漁業についても同様でございます。ひとつそういったことを提案をしてみたいと思っております。

次に、IkierBizについてでございます。これについては、今回で3回目の御質問をいただいておりますけれども、確かに多くの予算を使って雇うわけでございますが、やはり、これらには絶大の効果を私は出していただかないかんという強い気持ちであります。物まねという言葉もありますけれども、先ほど否定はしないと。私はいいものであれば大いに物まねすべきだと思っておるところでございますが、このfierBizをモデルとしたIkierBizについては、我々が気づかない生産者も気づかない。そういった気づきを出してくれる森俊介センター長であると思っておりますし、ミッションと言われました。

ミッションを一言で言うならば、全ての中小企業、農業、漁業含めて相談者について、売上を上げる。そのことがミッションであると思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 市長も簡潔に答弁をいただきました。本当に私の意を汲んで答弁をいただきましてありがとうございました。

全般的に申し上げまして、私政治家として一番大事なことは照干一隅を照らすと申します。世の中の隅々まで光を照らし、自分の身は細ってでも照らす。いわゆる政治家は「一本のろうそくたれ」とよく申します。

昨今は政治家になって肥太りするものおります。それじゃあだめです。自分の身を細めてでも社会に明るくする。これが政治家の鉄則ではなかろうかと考えております。おおむね市長と見解の相違はございませんでした。

そして、第一次産業、農業問題に関するコメントですが、やはり壱岐ももうそろそろチャンネルを変えて、やはり指導体制の強化、そういう先進地を本当に視察をして、やる気満々の農業者を育てて有機農業、オーガニック農業の生産基地と、なぜ私がこう言いますかということ、交配等が離島であればしないわけです。純然たる種がそのまま育てることができる。そうした環境下があると、ミネラルをたっぷりの潮風が環境にある。そうしたものを取り入れて今後、壱岐市の農業の礎としてひいては、全産業の牽引力になると私は信じて疑わないものであります。どうかよろしく願いをいたします。

そして、九州郵船、国境離島、航路運賃の件でございますが、確かに乗船客が乗ればそれだけ

航路運行者は利益を生むわけであります。それは離島があつて彼らも事業をいたしておるわけです。それを業としておるわけでありますので、ここは粘り強く市長も運行事業者に訴え、そして県当局に訴えて一緒にやろうじゃないですかというふうに申し上げていただきたい。このように考えております。

そして、I k i—B i zに関して総括的に申し上げまして、私は一年で7月から実質的には供用開始をいたします。そしたら年度とすれば3月になります。期間が非常に短い、この期間で本当に成果を生めるのかということに相成ろうかと思ひます。ですから、複数年をかけて本当に中小企業を再生させるためにやるのだという不退転の決意があるのかないのか。この件に対してだけ簡潔に、「ある」、「ない」それで結構です。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） I k i—B i zにつきましては、前回だったと思いますけれども、結論、結果を8月まで待ってくれないかということと言われてたと、森所長が。というのは、8月から始まります。一年間待ってくれんかということでございました。

しかし、単年度契約ですよということは申しておりますし、実は一昨日、森所長と私お話をしました。その中であなたは結果が出なければ私は厳しいですよということを申し上げております。それぐらいプレッシャーをかけて、もちろん気持ちとしては複数年度持っております。しかし、基本は単年度契約であるということ。それだけ危機感を持ってやっていただきたいと思いますと思つておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 岡崎市オカビズにおいても複数年でやっておりますし、市長が言われるようにプレッシャーをかけるのは結構であります、拙速に物事を進めて成熟したものができなければ一緒なのです。一過性で終われば一緒なのです。そこら辺も吟味して慎重にやっばりこの事業を進めていただきたい。そのことを申し上げ、次に質問を移します。

2点目、白川市長の政策ビジョンについて、私も市内津々浦々を回ってみますと、老老介護の悲惨な実態、そして慢性病患者の入院難民化の実態があからさまであります。これは一つは国の医療制度改革並びに在宅介護への国の政策としてシフトチェンジを進めようとしていることに一因があるかとは考えております。医師も介護保健施設等を整備をされておりますが、何分、介護職員、看護職員を人的資源不足、マンパワーの不足により制度の運用が足かせになっておるといふようなことがありはしないか。

施設間に職員の引き合い、全体の器が少ないもんですからそういうふうになるわけです。そこ

で、壱岐市としては、こころ医療福祉専門学校等々で今年12名入所をされておりますが、なかなか今喫緊に対応ができるかという、そういうことはできない。ですから私も一つ提案なんです、日本で医療費の一番少ないのはどこだと思いますか。長野県なのです。

長野県の坂井村のタカハシ前町長さんは、私に「音嶋君、下駄履きヘルパー制度と知っていますか」ということを申されました。下駄履きというのは、近所にちょこっと行く場合でも下駄を履いて行きますよね。それぐらいに近隣地域にヘルパーをいっぱい確保するということであります。

それで行政としたら、そのヘルパー取得に対して助成金を出してヘルパーをふやす。そして、そのヘルパーさんたちが社会福祉協議会ないし介護施設に登録をしていただいて在宅訪問をして介護をする。そうした場合に、非常に坂井村の場合、私が行ったときですが、月額介護保険料は2,000円でございました。今は若干上がっておるみたいですが、そうした取り組みも一つやっぱり模索すべきではないか。何が行政にできるのか。そこら辺をいま一度考えていただきたいと思います。

そして、もう1点、これに関連してですが、今年度から段階的に国では奨学金の給付型制度の支給が開始をされております。例えば、公益財団法人の電通とか日本国際教育支援機構とか民間団体が出す給付型の制度。そしてまた公的機関、日本学生支援機構が出す奨学金制度等々ございますが、この中で市内の高校と協議をして、介護職員、看護職員等を目指す生徒さんたちがUターンを希望するのであれば、奨学金の給付対象にしてあげてはどうかと。最終的には多額の教育予算を費やして市の将来のためと思って拠出をしておるわけです。それが今現在、壱岐市にUターンしなくてそのまま都市部へ出て行くという減少が顕著なわけです。そうしますと、高齢化率が今壱岐の場合で34.45%ぐらいですかね。要するに10人に3.5人は65歳以上の老年寄りという、これ避けがたい現実があるわけです。

こうしたことを本当にやっぱりクリアするためには、子どもさんたちに教育を受けるそうした権利を与えてやっていただきたい。次の私の子ども国債の理論にもつながりますが、今現在、日本国の公債残高は平成26年度末公債残高は780兆円であります。いいですか。そして、壱岐市が269億5,600万円、これは真水の部分で交付税措置がした場合に約90億円が真水の債務であろうと考えておりますと。あとは交付税措置されるであろうと、これは財政当局が大体御存じであろうかと思いますが、そういう借金を今、若年層の皆様方が今後背負って立たねばならないわけです。

今、生じておる債務というのは正直、私世代、高齢者世代が恩恵を受けるために国が借金をした債務残高であろうかと考えております。市長もう子ども国債にちょっと僕も一緒になりましたよね。基本的理論はあれです。要するに少子化傾向に歯止めをかけるためには、何らかの大胆な

施策が必要であると。そうした中で国からトップダウン式に言われるんじゃないくて、地方がボトムアップ式にしたから中央に提言するように何かのやはり施策を持って望まねばならないと考えております。

平成28年、昨年度の特定出生者数は100万人を割っております。そうした中、市町村別に見ますと合計特定出生率が一番高いのは鹿児島県の大島郡伊仙町です。長崎県では対馬市が全国6位、2.18です。壱岐市も2.14で全国9位なんです。誇らしげに言っていることなんです。

そして、県別に見ましたら、1位がどこだと思いますか、沖縄です。1.86、長崎県は3位です。いいですか、県民所得は沖縄県が一番低いんです。長崎県は42位です。県民所得は。ところで出生率の低いのは議長御存じですよ、東京です。東京は1.15なんです。都市、田舎、過疎地域からどんどん子育てに優秀な子どもたちを全部東京に吸い寄せて、経済を活性化させ税は本社を有する東京に全部集まって、私たち田舎はどうですか。財政難、高齢化、そうした中でも社会の温かい環境の中で出生率も高いじゃないですか。もっと国に言うべきであります。私はそのように考えておるのであります。

子どもたちの世代、教育の無料化に対してもどんどん踏み込んだ議論をすべきだと思います。そうしないと、今の子どもたちは我々のつくった借金を返すだけで、何の恩恵もないわけであります。出生率を上げて支えてくれる子どもたちがいて初めて社会が成り立つものと考えます。

私がとりとめのない質問をいたしました、市長は簡単明瞭にお答えをいただきたい。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の2項目の白川の政策ビジョンについての見解でございまして、ビジョンですから、なかなか簡単明瞭に言えないわけですが。その中で老老介護の現状、そして介護人材のこと、今年度から始まった国の給付型奨学金制度のこと等々を質問いただきましたので、まとめてお話を申し上げたいと思っております。

まず、急速な少子高齢化の中から平成26年度において、家族介護、看護に伴う離職等の諸問題対応と行政の支援のあり方について検討するために、介護者に対するニーズ調査を実施いたしました。その調査結果においては、音嶋議員御指摘の老老介護の実態、介護、看護への精神的、肉体的負担の増加、さらには将来への不安など意見をいただいたところでございます。

また、医療現場においても、医療従事者など中でも看護師不足からやむを得ず病床削減を行い、クリニックへの移行や無床化、一部休床する医療施設もございまして、深刻な問題と受け止めているところでございます。

しかしながら、国の方針といたしましては、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、医療や介護の必要な方々がますます増加すると予想されております。しかし、そうでありな

がら国は医療費の高騰、あるいは介護費の高騰等々を考えて、地域で在宅でそれを見ろというような方向をかじを切っているところでもあります。それは御存じだと思っておるところでございます。地域、都道府県には医療圏ごとの地域医療構想の策定を義務づけ、市町村には地域包括ケア計画を義務づけたところでもあります。

この地域医療構想は将来の医療需要や必要となる病床室の推計とともに、医療機関の機能分化、連携、在宅医療の充実など、あるべき医療提供体制を描くこととなっております。その中で実は、現在460、壱岐市に病床がございます。それが21年後の2040には半減します。244というのが地域医療構想にあるわけでございます。

それでは、それをどういうふうにして、それではわからんのかということでございますけれども。病床減につきましては、在宅医療や介護サービス、その他必要な施策により対応することとしておりまして、地域医療構想については、圏域ごとの調整会議を毎年を開催して、構想実現のために課題や連携体制等の構築について議論し、県、市、町並びに関係機関が情報を共有すると、こういうふうなこととなっておりますのでございまして、現実の対応としては、非常に厳しい現状があるということを認識をいたしております。

次に、給付型奨学金制度でございますけれども、実は壱岐市においては、高校卒業後9割の学生が市外へ進学、または就職いたしますが、そのうち看護や介護の資格取得のためへの進学者は、毎年30名近くおります。

しかしながら、卒業後、市内へ就職者は近年ほとんどないという現状でございます。

そういった中で、やはり壱岐に帰ってこない。その理由といたしましては、やはり高収入、高技術、高教育制度の職場を希望する者が多いという実情があると分析をいたしております。

そこで現在、長崎県では看護職員、介護福祉士に関しましては、人材確保対策として既に修学資金貸付制度が導入されております。この制度は卒業後、県内において看護職員、介護福祉士として医療施設、介護施設に就職して一定期間その業務に従事したときは、その貸付金を返さなくていいということでございますから、まさに音嶋議員が言っておられるU・Iターンして壱岐市なり、長崎県に帰ればそれは返さなくていいということですから、ある意味奨学金制度になっておるわけでございます。

壱岐といたしましても、こころ医療専門学校壱岐校への生徒の在学時、及び就職後の本市独自の支援策をとっておるところでございます。少し話が飛びますが、先ほどの長野県はやはり平均寿命も日本一でございまして、そういった医療、福祉の関係が非常に連携プレイができておりまして、何度も佐久病院から壱岐市にそういった内容の講師をお招きして、私も何度もお話を聞いたところでもあります。

そういった中でやはり地域でこのたびも認知症初期集中支援チームができるなど、壱岐でもど

うして在宅でやれるのかいったようなことの動きを今しているところでございます。

また、先ほど子どもの出生率を言われました。子育て空港徳之島、子育て空港という空港の名前でございます。確かに徳之島伊仙町は一番出生率が高いわけでございますけれども、私は今、国に対して申し上げておるのは、人材という子どもを生み育てて東京に送っているんだと。私は出生率を一つ交付税の算定に入れてくれということを申しております。今、複数の県で長崎県はやっておらないようですけれども。複数の県で総務省に対して、出生率を交付税の算定基礎に入れてくれという要望がなされていると聞いております。

また、先ほど飛び飛びになりますけれども、壱岐市の真水の債務、いわゆる地方債残高、真水は90億円とおっしゃいましたけど、残念ながら150億円ぐらいは返さなければなりません。そこで子ども国債でございますけれども、今、幼児の教育と大学の教育について無償化しようという国の流れがございます。そういった中で高学歴を家庭の貧困によってしてはいけないということございまして、私も同感でございますけれども。その国策について唐突に一首長から国債いかがですかとかいうことも、なかなかそういう言及する立場にございません。むしろ、私は議会等からそういった決議文を決議を上げていただいて、そういう建議をなさることによって、全国的な機運を高める。そういったものがよくないかと、むしろ思うところでございます。それから、すみません。前後いたしました。先ほどの。

○議長（鵜瀬 和博君） 市長、答弁中ですが、50分をオーバーしていますので、なるべく簡潔に御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○市長（白川 博一君） わかりました。人材の育成でございますけれども、今、壱岐病院で10名奨学資金を出しておりますけれども、これをやはり今後は民間医療機関の人材確保の支援ができる制度の創設の研究など、壱岐医師会をはじめ関係機関等の御意見を賜りながら、地域包括ケアの推進に努めてまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員、時間を過ぎていますが。

○議員（4番 音嶋 正吾君） わかりました。簡潔に述べます。

○議長（鵜瀬 和博君） よろしく申し上げます。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 我々も本任期最後の議会で市長と建設的な議論をさせていただきました。ありがとうございました。

議員の任期も6年、8年あればいいわけですが、4年が一つの節目でございますので、また、皆さんと元気な顔で再会できることを期待をいたしております。いかんせん我々は公僕であり、市民の生活を豊かにするために全力を尽くして頑張る決意であります。市長どうか今後ともよろしく建設的に行政を進めていただきますことをお願いを申し上げ、一般質問を終わります。

議長ありがとうございました。ちょっと時間を過ぎましたが。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時5分といたします。

午後1時54分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、9番、田原輝男議員の登壇をお願いします。田原議員。

〔田原 輝男議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 田原 輝男君） 皆さん方お疲れの中、少しの時間をいただきたいと思いますっております。

なるべく答弁によりましては、早く終わるようにしたいと思いますけれども、よろしく願いをいたします。そして、私の質問につきましては、午前中の同僚議員の中の質問と重複する点があるかと思えますけれども、そのところは御了解をいただきたいと思います、そのように思っております。

それでは、通告に従いまして、9番、田原が市長に対し一般質問を行います。

第1点目は玄海原子力発電所について、この件につきましては、市長はもちろん再稼働反対と言われてきました。市議会もさきの4月本会議で全会一致で再稼働反対と、これに同意をしたわけでございます。その後、国、九電も再稼働に向けた動きのようでございます。そうしたことから、この再稼働について、今、市長のお考えの答弁をいただきたいと思います。

そして、2番目でございますけれども、これにつきましては、国の100%補助で放射線防護対策施設が計画をされ、まもなく着工の予定かと思っております。しかしながら、最も近い初山地区これには幅が広がります。この初瀬地区を含めた総合的なこの施設の今、市長がお考えのことをどういうぐあいに考えられているのか一つお尋ねをいたします。

そして、これからが一番大事かと思っておりますけれども、初瀬と石田町、久喜この間に普通の家があります。要するにUPZ圏内、30キロ圏内。これに対する施設をどういうぐあいに避難所を設けて、どうしていかれるのか、これに対しても市長の御見解をお願いをいたします。

それから全体的に、市長午前中答弁、同僚議員の答弁の中でありましたが、30キロ圏内UPZ、これ強いて言うたら、壱岐市内の南面に面する石田町までまたがるのではなかろうかと。そうすれば、石田町の久喜はもちろん、祝町から君ヶ浦この海岸道路、海岸に面した集落、そうしたことも含めて全体的に総合的に考えられて、今の現状でいいですから市長の御見解をお願いを

いたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 田原輝男議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1番目の玄海原子力発電について、現在の私の考え方ということでございますが、私は玄海原子力発電所の再稼働につきましては、100%安全であるとは言えない施設でありまして、市民の皆様は事故等への不安を抱いているという理由で一貫して反対を表明をしてきております。

また、市議会で再稼働反対の決議をいただいたことによりまして、玄海原子力発電所の再稼働反対は壱岐市民の総意であると。それは考えておりますし、そういうふうに発信をしまいいりました。この考えに変わりはありません。しかしながら、原子力に発電にかかわることは国の施策でありまして、国が原子力発電所を再稼働とするという方針の中では、私どもの意見はなかなか反映されないのが現実であります。昨日の佐賀地方裁判所の判断でございますけれども、そのことについて実は私はきのうコメントを求められたところでございます。

そういった中で私は敗訴された住民側が上告されているということでございますから、まだ確定はしていないわけございまして、そのことについてのコメントはできないと申し上げましたし、また、この反対という気持ちに変わりはないということを改めて昨日申し上げたところであります。

また、初山地区、初瀬地区、石田の久喜地区等々、君ヶ浦もそうでした。等々全体的に計画して、国、県に要望されてはどうかということでございます。放射線防護対策施設を国に要望したらどうかということでございます。

市の避難計画では、壱岐本島のUPZにおきましては、基本的に壱岐島の北部に避難することとなっております。まず立地自治体で震度6弱以上の地震が発生した時点で警戒事態となります。UPZ圏内の住民は原則、屋内退避となりますけれども、さらに事態が進んで放射性物質が放出され放射線量が毎時20マイクロシーベルトを測定した場合に、そこから1週間以内に避難を完了させることとなります。放射性物質が放出されてからの本市に到達する日までの日数を含めますと、避難のための時間は私は十分あると考えておるところであります。

しかし、三島地区住民の皆様は時化等の気象条件によって避難ができない場合と同様に、病院や社会福祉施設の入所者等で緊急時に即時避難が可能な方の放射線防護対策施設の整備が必要であると考えております。このため、市内の福祉施設、有床病院及び県、市の関係部署をメンバーとした壱岐市福祉保健施設防災連絡会議を開催いたしまして、施設避難計画の実効性向上とあわせて施設整備に向けた協議を開始をいたしております。

この協議会の中で整備する施設が決定いたしましたら、補助金の要望を行うこととしております。いずれにしても、しかし住民の安全のことをございますから、できるだけのことをしてまいりたいと考えおる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 今、市長から答弁をいただきましたが、一つ私1点だけあまり納得しない点がありまして、要するに万が一の場合、玄海原発が想定外のような事故が起こってはならないような事故が起こった場合、今、市長の答弁ではある程度の日数はあるんじゃないかなろうかという答弁でございましたけれども、それは無風状態のときであるんじゃないかなろうかなと思って、私はそうっております。

そうした場合に風向きによっては、もう30キロ圏内もうとてもじゃないです。壱岐全体が問題になるかと思っておりますけれども、そうした場合に移動する急に起こった場合、そして最悪の状態になった場合には、やはり私の考えとしては、北部に移動とか何とかそれも一つの案ではございましょうけれども、私はそれではもう本当に遅いんじゃないかなと。そのように考えております。そして、ちょっとおくれましたけれども、白川市長は今でも再稼働反対の意義は変わりはないということ聞きいたしまして、私も安堵したところでございますけれども、何せ国の施策でございますので、地方が言ってもなかなか手の届かないことになる可能性も高いんじゃないかなとそう思っております。

そして、やっぱり市民の方の安全から守るために対しても、やはり先ほどの答弁に対して私の思いと若干すれ違いがあったかなと思っておりますけれども、本当に一刻一秒を争う事故にならないことを願うわけでございますけれども、もし、なった場合、それも想定をしておかねばならない。そうした場合、やっぱり市民の方の安全を守る観点から、先ほども言いますようにもう一度市長のそれに対するもう少し前向きな答弁をいただきたいと思います。思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員の追加の質問で想定外というのがあるんだということでございます。私も想定外はあると思っておりますけれども、やはり、国が基準を決めて、そして再稼働の認可をした。そして、そこには相当の研究材料と言いますか、知見を持ってされておるわけでございまして、実は今年2月にこの原子力災害対策指針と規制基準、原子力規制委員会の田中俊一委員長が出されたものがございます。

この中に実は防災避難計画についての疑問ということで、何項目かあるわけでございます。新規規制基準は原発事故が防止できない不十分であるとか、原子力規制委員会はずなぜ避難計画を安全

審査の対象としないのかとか、そういった質問がございまして、それに対する回答もあるわけがございます。そういった中で、やはり、こうした指針というものが送られてまいりますと、それを「いや、それは違うじゃないか」という反論がなかなかできないという面もございます。従いまして、この基準に沿って私どもは避難対策を講じると。

今、そういうことが最善の避難対策だと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 最後のあれになるかと思えますけれども、先ほども言いますように、市長もまたおっしゃるように、国の施策でございます。しかしながら、はい、再稼働賛成というわけにはいきませんので、市長みずから市民の皆様にはわかりやすく納得のいける説明をされまして、そしてイエスと言ってもノーと言うても何せ市民の方に御理解をいただけるような方法でよろしくお願いをいたします。

これ以上、私まだいっぱい聞きたいことがあったんですけれども、今、市長の答弁を伺いまして、うん、と思うところもありましたし、まだ納得もしてないところもありますけれども、もう2回、3回となりますので、次に行きたいと思えますけれども。

それでは、1点目終わって2点目のこれ本当簡単な質問ですみませんけれども。遊具のある公園施設について、市内全体に41カ所あると伺っております。この安全点検はどのようにされているのか。これ市内私回っております、いろんな声を伺いましたので、一つ市長にお伺いをしたいと思ひましてよろしくお願いをいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員の2番目の質問でございまして、遊具のある公園施設について、市内全体に41カ所とあると聞いているが、安全点検はどのようにしているのかという御質問でございます。

実は、この遊具のある施設でございますけれども、7つの課が所管をいたしております、少し具体的に申し上げますと、こども家庭課で4施設、これは八幡児童館以外につきましては、自治会に委託をしております、自治会の方が安全点検をなさっておるということでございますけれども。職員も年に1回はここを点検をしているということでございます。

次に、環境衛生課に1カ所、これは高野原公園でございますけれども、毎月行っている。

それから、観光商工課は5施設でございます。5つの施設でございますけれども、毎月点検をし、年1回点検マニュアルに従って講習会などを受けた職員がおりまして、点検マニュアルに従って年1回はしているということでございます。

それから、社会教育課には5つございます。これも毎月職員が点検をいたしております。

建設課には7施設ございます。これは年2回点検をいたしておりますが、これも点検マニュアルに従った点検をしているところでございます。

農林課につきましては、13施設ございます。年1回の点検をいたしております。

水産課は5施設、年1回の点検をいたしております。この水産課の5施設のうちに港湾の2カ所は県の設置でございますけれども、市が管理委託を受けて管理をしているというところでございます。今、申し上げましたように、正直申し上げて点検はしておると言いますものの、その点検の精度といいますか、内容については非常にばらつきがございまして、私も今度の質問を受けて改めて、これでいいのかなということを今考えておるところでございまして、ぜひ、講習等々を受けてマニュアルに従った点検をすべきであるということを認識をさせていただいたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） この遊具につきまして、いろんな方からのお話を伺いまして、私も正直大体9割ぐらいは見て回ったかなと思っております。そして、その中でも本当によく手入れが行き届いているなという箇所もかなりあります。けども、まだその一方、鉄棒もありますけれども、もう、さびだらけの握ったら子どもさんがけがするぐらいの要するにそういうものも数多くありました。

そして、その中で一番私が感じたのは石田町の久喜の上の公園です。この公園につきまして、いろんな遊具があります。そして私の地元もはじめ子ども会あたりの場合にはよく行く場所でもあります。そして、これ行ってみますと、遊具の中でもタイガーロープを張られて使われない状態、使わせない状態と言いますか、そうした遊具があります。

市民の方の声を聞きますと、使われるのならば外せばいいじゃないかと。何ぼロープを張っても子どもは言うことは聞かないと、くぐって行くと。もし、これで事故が起こった場合には誰が責任とるとかというような本当にちょっと見づらいような状況になっております。

そして、鉄棒等につきましてもここでも一緒です。もう、さびだらけです。あれは、今、強化プラスチックのあれには変えられんとですかねと思って。鉄じゃなくて、物すごい強いやつがありますから。そうすればさびもこんし、それで月に1回の点検、そして年に1回の点検、そして地元へ委託をされている場所、いろいろあるかと思っておりますけども。やはり、担当部署、これいろいろと私もこうしていただきましたけれども、やはりこんだけの41カ所の施設があるには点検等も大変かと私思います。

けども、子どもさんたち、まずけがでもされて、いろんな問題が生じた場合には市にのしかか

ってきます。やっぱりいろんな責任問題を問われるかと思いますので、本当職員さんも大変忙しいかと思いますが、ちょこっと顔を出していただいて、どのようになっているのか。これはもう手入れをしなければならぬ、いろんなものを自分の目で見られて判断をされて、月に1回、年1回じゃなくして、わざわざ行ってでもいいですから、安全点検には力を入れていただきたいと思います。

そして部署が7つの部署にまたがっておりますので、それぞれ所管のあれも大変かと思いますが、これは教育委員会の学校施設の中はこれに入っておりませんので、言いましたように公園施設だけの遊具でございますので、いろんな方が行かれます本当に。けがをされないような施設にしていきたいと思います。安全で子どもが遊ばれる施設にしていきたいと思います。市長、何かありましたらお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員の御質問でございますけれども、田原議員のおっしゃるとおりでございます。設置をしております以上は設置者責任というのがございます。万が一の事故、けが等々あった場合は市が責任を負わなければいけない。そして、それを補償とかそういった問題ではなくて、やはり市が責任を持って設置しているんだと。それは安全を一番大事にして設置をしなきゃいけないとおっしゃるとおりでございます。それについては、市民の皆様にご心からおわびを申し上げます。今、指摘をいただきました石田ふれあいの森につきましては、54メートルの長さのローラー滑り台、それに終点のところだけに使用禁止と書いてあります。立て札というか。そうおっしゃるように54メートルの長さでございますから、途中幾らでも乗れるわけです。非常に危ない。大変な僕は事故につながると思っております。これについては、見積もりをとったとき、撤去で170万円かかる。それは当然でございますけれども、修繕で520万円かかるということで、さらにはそれは腐食部分だけの修繕でございます。ローラーがでございます。何百、もしかして千ぐらいあるかも知れませんか、それが1つ3万円ぐらいかかるということでございまして、これはやっぱり修繕というのは無理でございますから、やはり撤去をして必要であるならば、今後54メートルという長さじゃなくて適当な長さのものを置くとか、そういったことに早急に取り組みたいと思っております。

また、その点検の中でおっしゃるように、じゃあ点検をしているのに、じゃあさびた鉄棒が何であるのかということになるわけでございますから、そういったことも一つこの7つの課で協議をさせまして、一定の基準を決めて、やはり撤去すべきは撤去するということをしてしたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 最後でございますけれども、今、市長が申されたようにかなりの金額が要するのは私もそう伺っておりました。ローラーばかりじゃなくて、いろんな上の段には丸太ん棒でできたジャングルじゃないですけど、ロープ使こうて、あれもやっぱりもう長くはないかと思っております。それで事故が起こらないうちに早急な対応、市長前向きなお言葉をいただきましたので、ちょっと皆さん早いかと思いますけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔田原 輝男議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、田原輝男議員の一般質問を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あした6月15日木曜日午前10時から開きます。

なお、あしたも一般質問となっており、3名の議員が登壇予定となっております。

壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継をいたしますので、市民の皆様におかれましては御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時29分散会

平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

平成29年 6 月 15 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

3 番 呼子 好 議員

1 0 番 豊坂 敏文 議員

1 3 番 市山 繁 議員

日程第 2 陳情第 1 号 法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情

本日の会議に付した事件

(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 赤木 貴尚君

2 番 土谷 勇二君

3 番 呼子 好君

4 番 音嶋 正吾君

5 番 小金丸益明君

6 番 町田 正一君

8 番 市山 和幸君

9 番 田原 輝男君

10番 豊坂 敏文君

11番 中田 恭一君

12番 久間 進君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 今西 菊乃君

16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 米村 和久君

事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
消防本部消防長	下條 優治君	総務課長	中上 良二君
財政課長	松尾 勝則君	会計管理者	平田恵利子君

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さんおはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか2名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに陳情1件を受理し、その写しをお手元に配付しております。

日程第1. 一般質問

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いします。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は、議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、呼子好議員の登壇をお願いします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 呼子 好君） 皆さん、おはようございます。きのうは、国会が遅くまでやっておりまして、けさ6時47分にテロ等準備罪が成立したわけでございます。私もちょっと睡眠不足でございまして、まともなあれができないかと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

私は、今回、4点ほど質問をいたすようにしております。

まず第1点につきましては、国境離島の関係でございます。これにつきましては、きのうの同僚議員のほうからも質問があつておりましたが、重複しないように少し変わった観点から質問をいたしたいというふうに思っております。

この国境離島新法につきましては、きのうも市長が提議で話されたとおりでございます、谷川代議士の大きな功績だというふうに思っております。そういう中で29年の4月からスタートしたわけでございますが、このスタートに当たりまして、29年度の壱岐の交付の状況、そういうのをお願いしたいと思っております。

特に運賃の低廉化、物資の費用負担の関係とか、あるいは一泊延ばす観光の関係、雇用対策、そういうのがどのくらい29年度の交付の——まだ交付があつていないかと思いますが、申請してあるのか、そのところをお願いを申し上げたいというふうに思いますし、特に運賃低廉化では、準島外の方が適用できていないというそういうことでございまして、少しこれはアンバランスがあるかなと思っておりますが、これに対する今後の対策、そういうのをお願いしたいと思っております。

それと、来年度以降のこの事業の見込み、あるいは希望者の状況、そういうのがわかっていれば、お願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子好議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、呼子好議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、特定有人国境離島新法についてでございます、現時点での進捗状況、そして今後の考え方ということでございます。本年4月に、私たちの悲願でありました国境離島新法が施行されました。この御質問の平成29年度事業交付金の状況、これまでの各事業の進捗状況について、御答弁を申し上げます。

まず、運賃低廉化の取り組みにつきましては、航路・航空路運賃がJR及び新幹線並みに低廉化をされました。運賃低廉化に係る交付金につきましては、当該事業実施者が行う運賃等の低廉化に要する経費に対しまして、国が55%、県・市がそれぞれ22.5%を事業者に対し負担金として支払うこととなっておりまして、国・県の負担金につきましては、県から直接事業者へ支払われます。また事業者への負担金の支払い方法は、四半期ごとに概算払いを行い、4月に精算払いを行うこととなります。

壱岐市におきましては、例年の実績をもとに、平成29年度の航路・航空路運賃低廉化につきましての試算でございますけれども、交付対象事業費3億6,433万1,000円、そのうち国費につきましては、消費税を除いて1億8,553万6,000円が見込まれております。市の負

担は概算で8,200万円ということになります。

また、事業への進捗状況でございますけれども、現在のところ、対象者につきましては、壱岐市に住所を有する方に限られておりまして、国境離島航路・航空路運賃軽減事業の対象となる離島住民であることを確認するための国境離島島民割引カードの発行を4月20日から、郷ノ浦庁舎総務課及び勝本・芦辺・石田各支所市民生活班で行っております。

国境離島島民割引カード発行には、申請者本人の写真が必要となることから、希望者につきましては、本人の写真を職員がデジタルカメラで撮影するなど、申請者の負担軽減と割引カード普及に努めております。なお、壱岐市におきましては、5月31日現在、2,703名の方が申請されておりまして、今後も市民皆様への周知を徹底し、割引カードの普及に努めてまいります。

物資の費用負担の軽減につきましては、農水産品の生鮮品全般に係る輸出経費と原材料等の輸入経費の離島から本土への海上輸送費について支援するものでございまして、4月1日出荷分からが対象になります。対象事業者は、農協・漁協初め、民間の出荷団体全てが対象となりまして、補助対象経費につきましては、海上輸送費経費のみとなりますので、運送会社等へ支払う出荷経費のうち、海上輸送経費相当額を算出できることが条件となります。

そういった中で、課題といたしましては、宅急便等について国・県・市において、運送会社等と調整をしているところでございますけれども、海上運送経費内訳の証明ができないという状況でございます。そういったことから該当しないということではなくて、海上輸送費が明確にならないということで支払いができないということございまして、現在、対応策を検討しているところでございます。

また、みずから農水産品を生産していない団体、例えば水産関係の仲買業者などがございますけれども、これについては、この法律が生産者に還元するという原則がございますので、そのようなことから、競り値について、その中に輸送費が入っているという証明というのが非常に難しいでございますので、現時点で仲買業者についての輸送費補助については、対応について検討を進めているところでございます。

今後、より多くの事業者の皆様が対象となるように、壱岐市ふるさと商社との連携など、流通体制の見直しなども含め検討を進めてまいります。

また、3点目の滞在型観光の促進につきましては、特定有人国境離島地域の活性化を図る上で、観光振興には欠かすことのできない重要な施策であることから、この滞在型観光促進事業が創設され、滞在時間を延ばす効果のある地域性、独自性を生かした着地型観光サービスの開発や磨き上げ、担い手育成など体制整備を行い、交流人口を図ることとされているところでございまして、本市におきましては、日本遺産、あるいは自然環境豊かな食材など魅力的な観光資源がございます。どのような観光メニュー、滞在型メニューができるのか、そういったことについて現在取り

組んでいるところでございます。

また、この法律の最大の目的とされております雇用機会の拡充事業についてでございますが、第1回公募分の採択事業者として、6月1日付で11事業者を決定いたしました。5月2日の公募締め切りまでに46件の応募がございました。5月25日に壱岐市雇用機会拡充事業審査会を開催し、5名の審査員に専門的な知見から事業性、継続性等の審査をいただき、その結果を踏まえて第1回目の交付額6,900万円に対応する11事業者を採択候補者とし、国へ提出し、事業採択の確認をいただいたところでございます。

また、第二次要求の21事業者分、約1億6,000万円を現在、国へ強く要望しております。国からの追加交付を受け次第、早期に事業着手できるよう今議会に補正予算を計上させていただいております。

あわせて、国費総額約2億3,000万円となり、事業費の負担割合は、国が8分の4、県・市それぞれ8分の1、事業者が8分の2となっております。なお、補助金の交付要綱や国の方針等になじまないことなどから、不採択としております14事業者については、次回の公募に向け、市、壱岐市産業支援センター、壱岐振興局、商工会、市内金融機関等が連携し、事業計画がこの事業に合うように、そういった指導をしながら磨き上げを行ってまいりたいと思っております。

また、平成30年度以降も、創業事業拡大に取り組まれる事業者を市、振興局と連携した支援、雇用者確保の取り組み等、民間会議等を初め、関係機関等との総力を結集して、雇用創出に取り組んでまいります。

また、航路運賃の島外への拡充ということでございます。昨日申し上げましたので、その小さな内容については割愛を申し上げますけれども、今、国が示している準島民の内容に沿ったものは、現在、250人が対象であるということをきのう申し上げたところでございます。

そしてまた、今後、市が要求をしたいと思っておりますのが、まず壱岐市出身者、ふるさと納税者、島外の大学・高校へ進学した人、壱岐人会の会員、それから観光大使など、自治体や地域と強くつながりを持つ人——これは市長が特別に定める者ということでございますが、こういった方々を追加として、国に要望したいと思っております。

ただ、今、申し上げました者は、現時点での要綱の中に含まれていないものでございます。できるだけ多くの方に準住民の対象者として、御来島をいただく機会をふやすということで、今から頑張りたいと思っております。

ただ、皆様の御希望としては、全ての乗客を対象としてもらいたいという要望があることは、重々承知をいたしておりますけれども、先ほど申しますように、22.5%の市と県がそれぞれに負担をしなきゃいけないということも含めまして、これは検討しなきゃいけないと思っております。

以上、第1項目めの回答でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） もう交付があっているようでございますが、特に最後の雇用の関係、これにつきましては、ぜひもう少し力を入れて、まだ14件ですか、残っているということでございますから、今年度、30年度に向けて採択できるようにお願いしたいというふうに思っておりますし、まだこういう内容をわからない方もおるのではないかなというふうに思っております。そういうことで少し、回覧じゃなくて、こう専門的にそういうのを推進するとかするほうがいいのではないかなというふうに思っております。

それから、物資の費用の関係でございますが、これにつきましては、関係機関を通じたものがほとんどでございますが、個人的に業者の大口、そういうものにも該当できればというふうに、交渉ができればなというふうに思っております。

それと運賃の関係でございますが、これにつきましても先ほどのようなように、できれば壱岐に来られる全員の方に対する手当が欲しいなと思っておりますが、これも急なことで難しいかと思いますが、順次これをして、一人でも多く壱岐に滞在できるようにお願いをしたいなというふうに思っております。

そういう中で、特に雇用の関係、これをもう少し掘り下げて、あるいは起業といいますか、そういうのも該当するように関係機関と協議をしながらやってもらえればというふうに思っております。

この雇用対策についてのもう少し市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の追加の御質問にお答えいたしますけれども、この起業をする、あるいは雇用事業拡大をする、これは、私たちがお願いをしてできるようなものではないと私は思っております。これは、国の金を本当に——国の金を個人企業に補填するという画期的な考え方でありまして、これは、私は誰もかれも、どうぞやってくれやってくれではつまらんと思っているわけです。それにちゃんと応えて、その経営が成り立つ、そういった磨き上げをして国へ出さなければ、私は、国に申しわけないと思っているわけでございます。

そういった中で、今、商工会関係、法人会関係、全部周知をいたしております。そして、私は、このことについて当然のごとく私たちは努力をしなければいけないと思っておりますし、そのためにI k i—B i zもつくりまして、それぞれのふるさと商社も立ち上げる、そういったことを計画しているわけでございまして、今、14業者、落選をいたしておりますけれども、先ほど申

しますように、今回の審査員は経営に非常に詳しい方を入れております。

そういった中で、これは、これでは商売ができないという判断をされたそういった者が全てではございませんけれども、落ちているということでございまして、私は、そのことについて、本当に中途半端なことで申請はできないと思っておりますので、そのことを申し上げておきたいと思います。

そしてまた、今回、議会で、国境離島新法について何名かの方々から御質問を受けました。この国境離島新法に対する思いを少しだけ述べさせていただきたいと思っておりますけれども、谷川先生が特に御尽力をいただいたわけでございますが、谷川先生におかれましては、過去に沿岸漁業再生交付金、離島活性化交付金等々の新しい制度をふやしていただきました。無から有をつくるというのは、相当なエネルギーが要ります。しかも、今回は特に二つの離島振興法、そして国境離島新法について、大変な御努力をいただきました。この5年間、私は離島——全国離振会長として谷川先生の努力を見ていて、本当にもう物すごいなと思いました。やはり先生のバイタリティー、エネルギー、強いものだと思っております。

私は、この5年間、全離島の会長といたしまして一緒にやってきたわけでございますけれども、叱咤され叱咤され、たまに激励をされて頑張ってまいりました。そういった中で、特に今回の国境離島新法は、議員立法でございますから、全会一致でなければいけません。きょうのテロ等の法律と違いまして、全会一致でなければ通りません。そういったことで、野党を含めて相当な交渉、私も少しだけお手伝いをさせていただきました。

そういった中で、今私は、何の努力も要らない航路・航空路運賃を、あれも足りないこれも足りない、これは口が裂けても言えないと私は思っております。それよりも今まさに呼子議員が言われた起業、働く場所をいかにつくるのか、そういった努力を私はその努力をせずして、手も要らない何も要らない航路運賃、全旅客を該当させてくださいよ。そういったことには、そういったことだけを言えないと思っております。

どうぞ皆さん、この法律ができた経緯をいま一度かみしめていただきまして、ぜひ私たちの努力、そしてお願いするものはする。先ほど言いました5項目については、これがあったら助かるんですがと言ってお願いをいたしているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 私もここに谷川先生の新聞記事を持っているんですが、「バトンを受けたら走れ」というそういうことで、谷川先生がつくったもので、後は自治体に任せるといいうそういう内容でございます。私もこの苦労は十分承知をしているところでございますが、さらなる谷川先生に対する御支援をお願いしたいなというふうにこう思っております。

次の２点目でございます。ふるさと納税についてということで題を出しておりますが、２８年度のふるさと納税の実績がどのようになっているのか、そここのところをお願いしたいと思いますし、このふるさと納税に対する返礼品の各地区でいろいろヒートアップしているということで、自粛のあれも出ておりますし、変更を考えてあるのかなというふうに思っておりますが、そここのところをお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の２点目の質問、ふるさと納税について、平成２８年度の事業実績、そして返礼品の見直しの件についてということでございます。

まず、ふるさと納税の平成２８年度事業実績でございますが、総件数６，３８４件でございます。寄附総額は１億４，１８８万円でありました。平成２７年度実績１億６００万円と比較いたしますと、約３２％の増加でございました。

一方、ふるさと納税の使途につきましては、文化財資料活用展示公開費や文化財の保護費、観光施設管理費といった「実りの島プロジェクト」に４，２６５万円、図書購入費や子ども夢プラン応援補助金といった「しまの未来を担う人材育成プロジェクト」に２，５８５万円、全国健康福祉祭推進費やコミュニティ施設バリアフリー化補助金といった「安心・安全で充実したしま暮らしプロジェクト」に１，１７１万円、その他、イルカパーク、筒城ふれあい広場テニスコートの設備投資費として３８５万円、合計で８，４０６万円を充当させていただいております。

なお、本年度から、地方創生ワーキングチームを設置をいたしまして、職員有志により地方創生につながる新たな取り組みや、ふるさと納税を活用した地域課題の解決によって、より持続可能な地域社会の構築に資するような事業、アイデアを創出する取り組みを行うことといたしております。御寄附をいただきました皆様に改めてこの場をおかりして、心から御礼を申し上げますとともに、今後も寄附金の使途については、これらのアイデアも取り入れて、寄附者の方々の期待に応えることができるよう壱岐市のよりよい発展のために活用させていただきたいと考えております。

次に、返礼品の見直しでございますけれども、壱岐市では、ポイント制を導入しておりまして、毎年、返礼品の追加や見直しを行い、カタログ改訂を行っております。現在、６２業者、２０４品目を取り扱っております。

返礼品の募集は、各戸回覧により公募しておりまして、地元産品等を使用した商品を掲載しております。本年も改訂作業を進めておりまして、島内事業者の皆様の新商品開発や島外への販路開拓の支援や、壱岐市の魅力を全国に発信する一つのツールとして積極的に活用し、地場産業の振興はもとより、交流人口拡大や移住定住の促進につながる取り組みとしていきたいと考え

ております。

一方、全国的に返礼品競争が激しくなっている中で、平成29年4月1日付の総務大臣通知によりまして、現在、壱岐市においては返礼割合を寄附額に対しておおむね5割、別途送料は市が負担をいたしておりますが、返礼品を3割以下、そして資産性の高い宝飾品などを返礼品としないよう、速やかな見直しを求めるとされているところであります。

したがいまして、次回のカatalog改訂時、これは8月を予定いたしておりますけれども、にあわせて見直しを行う予定といたしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、寄附金の使途に力点を置きながら、引き続き地場産業の活性化のためにアイデアを出していただきたいと考えております。

やはり返礼品の競争によって獲得するのではなくて、その目的を明確にして寄附を募る、これが本来の姿ではないかと思っております。ただ、そのことによって寄附が減る。そうなりますと、ひいては地場産業の衰退、今まで返礼品があったのになくなる、そういったこともございますので、その目的をしっかりと皆様方に発信をいたしまして、寄附額が減らないように頑張りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 1億4,000万円、ちょっとよその自治体からすると少ないんではないかなというふうに思っているわけですが、もう少し担当者等を十分、市長等があるいはさせて、こういう大きな財源でございますから、獲得できるように御努力をお願いしたいなというふうに思っていますし、返礼品の見直しにつきましても、壱岐は高額のようでございます。農畜産物を含めたそういう返礼品のさらなる見直しで、先ほど市長が言われますように減らないように御努力をお願いしたいなと思います。

対馬は、よその市町と提携をして、他の自治体の産物を送っていると。そういうのもあるようでございますから、いろいろ研究しながら御努力をお願いしたいなというふうに思っております。

次のページ、次の産業振興についてでございます。

この産業振興といいまして、いろいろ幅があるわけですが、6次産業の実態といいましか、これの推進が今後壱岐の産業の振興あるいは雇用対策、これには大きく影響するんではないかと思っておりますが、6次産業の実態と今後のこの6次産業の振興について、お願いをしたいというふうに思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の3番目の御質問、産業の振興について、6次産業の実態と今

後の振興についてということでございます。

6次産業の実態と今後の振興につきましては、農漁業者は、産地間競争が激しさを増しております。そういった中で雇用の創出と所得の向上を図るために、生産だけではなく加工・販売を一本化する、いわゆる6次産業化が進められております。

壱岐市におきましては、農産物、水産物それぞれ農協・漁協等の生産者団体によって6次産業化が図られております。農業関係につきましては、具体的には壱岐市農協農産加工部会会員、農事組合法人原の辻、同じく大左右ファーム、株式会社アグリファーム壱岐などが生産・加工・販売を行っておられまして、消費者へ安全・安心の食べ物を届けようと御努力をいただいております。

今後は、壱岐産の新鮮な野菜や農産加工部会の製品につきましても他産業と連携し、新たな商品開発に取り組むことによりまして、さらなる6次産業化を推進するとともに、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、いわゆる国境離島新法も活用いたしまして、6次産業に取り組む新たな事業者を支援してまいりたいと考えております。

また、販売面におきましては、現在設立準備中ではありますが、壱岐市ふるさと商社を中心に取り扱いを進めてまいりたいと考えているところでございます。

水産関係の6次産業化につきましては、県内で6次産業化認定事業者といたしましては、魚介類や藻類など養殖を行っている漁業者、個人・法人の取り組み事例も多く、市内でもアワビや昆布など自社で養殖したものを活用して、付加価値のある加工品を開発し、販売ルートの拡充や販売拠点の構築を行い、雇用と経営の安定を目指しておられます。

釣り漁業など個人漁業者の取り組みにつきましては、現状では厳しいと思われますけれども、水産物は漁村の地域資源でありますので、有効に活用し、漁業者がこれまでの鮮魚販売の原料供給者としてだけでなく、みずから連携して加工・流通や販売に取り組み、漁村の雇用確保や取得の向上を目指し、経営の多角化を進めることで、地域の活性化につなげることが期待されております。

壱岐市といたしましては、6次産業化に取り組もうとする意欲のある漁業者に対して、県水産業普及指導センターなど関係機関と連携し、雇用と所得の向上につながるよう支援し、推進していきたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） この6次産業化につきましては、私は、農業と水産、これのミックスしたそういう6次産業化、加工ができないかなと思っておりますし、販売につきましても、私はもう東京、それが一番だと思っております。ですから、よそにないそういう加工品を開発す

るとか、そういうことで研究所あたりともいろいろ交渉しながら、そして雇用の拡大につなげていただきたいなというふうに思っております。

先ほど、市長が言いますように、国境離島新法のその雇用対策、そういうのを含めたこの6次産業化を今後大きく推進をして、お願いしたいなというふうに思っております。

それから、次の最後の質問でございますが、全国和牛共進会が、県の選考会が7月7日、そして全国が宮城で9月7日～11日まで開催をされるということで、和牛のオリンピックといえますか、5年に1回の開催でございます。

これにつきましては、今まで長崎県自体もある程度いいところへ行っておりますし、ぜひ今度は東京オリンピック、これに向けた長崎和牛の宣伝といえますか、そういうのも考える必要があるというふうに思っておりますし、今、生産者につきましては、かなり苦労しながらこの出品の手入れ等に邁進をしているところでございます。応援者も結構行くだらうと思っておりますが、この共進会に対する市あるいは畜産振興協議会の手当等、もしわかっておれば支援体制をお願いしたいなというふうに思っております。

それともう一つは、50万人程度、宮城全共は来るということでございまして、各県のPR合戦、これが大きくあるわけでございます。ですから、1ブースの中に長崎県も入るだろうと思えますので、その中にやっぱり壱岐の宣伝も十分していただきたい。そういう中で、ふるさと納税とか、あるいは壱岐のパンフレットとか、そういうのを含めて観光誘致にも寄与していただきたいというふうに思っております。この出品者及び応援者に対する対策についてお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の4つ目の質問、全国和牛共進会について、県選考会、宮城全共の出品者及び応援者の対策について、そして全共での壱岐のPRはということでございます。

県選考会、宮城全共の出品者及び応援者の対策につきましては、まずこの支援につきましては、壱岐地区推進協議会で実施することとなっております。壱岐市は、壱岐地区推進協議会への負担金として、450万円を拠出をする予定といたしております。

また、今回より、全共への出品意欲の向上を目的に、全共出品牛1頭に対しまして、市・農協それぞれ50万円を予算化し、100万円を出品助成金として支出するようにいたしております。

次に、応援者への支援でございますけれども、県選考会につきましては、7月7日に平戸市の平戸口中央家畜市場で開催されることとなっております。旅費助成として交通費——これはフェリー代とバス代でございますけれども、その9割相当を助成することといたしております。

あわせまして、宮城全共につきましては、9月7日～11日にかけて開催されますけれども、

旅費助成として飛行機代の５割相当を助成することといたしております。予算につきましては、既に当初予算で計上しているところでございます。

また、ＰＲ合戦と申しますか、各県のＰＲでございますけれども、開催地、宮城県が産品はその宮城県の産品に限るということであるらしくございます。開催地が産品等は販売すると。各県にブースがございまして、そこにパンフレット等々は置いていいということでございますので、長崎県下、長崎県のブースに、他の県下に負けないような宣伝をＰＲをしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（３番 呼子 好君） 出品者に対する手当につきましては、かつてない高額な——高額といえますか、手厚い支援をしていただいているということで、感謝を申し上げたいというふうに思っておりますが、なかなか出品に対する期間等を考えますと、農家の皆さん方自体も苦慮をしているという状況でございまして、なかなか今回の全共に対する出品者みずからの意欲といえますか、それも少しおくらしているなというふうに思っておりますが、９月までに対する対策、それぞれ関係機関が頑張っているようでございますから、私はある程度のところまでいくんではないかなと思っておりますが、１頭でも壱岐から県の代表として出品できるようにお願いといえますか、努力をしてほしいなというふうに思っております。

それから、ブースの関係でございますが、これらにつきましては、私は焼酎ぐらいはいいんじゃないかなと、お客さんが来たら、焼酎１杯ぐらいは出してもいいんじゃないかなというふうに思っておりますから、そういうものに対してやっぱり壱岐のＰＲをぜひお願いしたい。それと一緒にパンフレットもやる、ふるさと納税もお願いをすると、そういうことでこの全共対策については、お願いをしたいと思っております。

この全共につきましても、次は鹿児島でございますが、１頭１００万円といえますと、かなりの高額な金額でございます。私は、この１００万円があれば、もう少しほかの面でも牛のＰＲはできるんじゃないかというふうに思っております。例えば大相撲のときに九州場所で優勝した力士に対して１００万円やるとか、そして壱岐に来てもらうとか、そういうことも一つのアイデアとして推進のこともできるんじゃないかなというふうに思っております。要は、この共進会だけではなくて牛の振興増頭対策、これが第一でございますから、今後ともこの肉用牛に対して、市としても支援をお願いしたいなというふうに思っております。

この最後の件について、もし市長のお考えがございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 全共の件でございますけれども、全共等々は、やはりそういったものについては、ルールを守るということに徹したいと思っている次第であります。

それから、１００万円をその出品者だけに充てるのではなくてという御意見でございますけれども、それは、やはり壱岐地区推進協議会で決定をされていることでございますので、そういった中で協議をお願いしたいと思っているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（３番 呼子 好君） ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、呼子好議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を１０時５５分といたします。

午前10時41分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１０番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１０番 豊坂 敏文君） それでは、本議会での一般質問者も残すところ２名になりましたので、市政振興について私なりの考え方を述べてまいりますので、市長の施策方針を議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、近況でございますが、今年は、特にことしの４月から降雨量が少ない。そういう中で、水源池——飲料水である水源池、あるいは農業用のため池、ボーリング等は、用水等の枯渇が発生しております。そういう中で、現在特に水稻、あるいは農作物等の多大の被害が発生しております。行政といたしましても、干害対策も講じられ、緊急対策という事業の中で至急回覧が回ってきております。

そういうこともありながら、行政としてもこの干害対策を今補助事業もいろいろ書いてありますから、これについての各農家への詳細なる指導もまた必要ではないかというふうに考えております。一日も早く雨乞いを念じつつ、通告に従いまして質問をまいります。

では、４点について市長に質問をいたします。

まず農業基盤の整備について、この件については、平成28年の6月議会において、農業振興施策として平均反別50アール化整備を推進すべきとした質問をいたしました。ちょうど1年前になります。幸いにしてか、今年の改正・土地改良法が成立がなされ、来年の2018年から農地中間管理機構が——普通一般的には農地集積バンクと言いますが、ここに土地を預けた農地に限って、今年度、農家負担なしで基盤整備、あるいはため池の耐震化工事、またあわせて老朽化したパイプラインの破壊、あるいは破損といった突然の事故への復旧工事については、農家負担を求めないという規定が盛り込まれておりました。

また、手続の合理化についても、あるいは人数の要件の廃止、あるいは複数の地権者がいる場合、こういうところでの共有地は、代表者1名を土地改良事業の参画資格者ということでよいということがなされております。特に施設の更新で省エネや自動化により、機能向上が見込まれる場合は、同手続上を簡素化していくということが記載されておりました。

近い将来、あるいはこれは来年からこの本事業が実施されてまいります、この振興策として、まず壱岐の今現在法人化なされているところ、特に県営圃場整備——国営は別ですが、従来50年代に圃場整備をなされたところ、あるいは小規模の土地改良、こういうところもありますが、こういうところについては、この農地集積バンクに加入をして、自分の土地あるいはもう全部全てやって、やはり圃場の整備をしなければならない。現在の2反区画を50アール化していく必要があるということを感じております。

また、2番目には、用排水路のパイプライン化、あるいは現在の適正化でやっている事業、こういうところも対象になります。その次には、ため池の堤体の改修、地下水、用水ポンプの更新等いろいろとありますが、現在農家でも一番ため池のあず——泥沼化された堆積があります。これについてもあつた政策がなされればという感じもしておりますが、このあず上げについては、時期的な施工の問題もありますが、これに向けた整備も必要ではないかと思えます。

平成30年度から計画・実行されてまいりますから、市長に、私はこれを取り組んでいく法人化、あるいは法人化していない——これは法人化しないとこの農地集積バンクにも加入できないということがありますし、あるいは認定農業者だけということもあるわけですが、今後将来的にも考えて、やはり法人化に向けた政策、今の基盤の整備、これが必要ではないかというふうに考えます。そういう中で市長の見解をお願いをしたいと思えます。

○議長（鵜瀬 和博君） 豊坂敏文議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 豊坂議員の御質問にお答えをいたします。

まさに降雨量が少なく、本当に私の前の前にある田んぼももう割れております。本当にことしの梅雨前に干害対策というのは、私は今まで経験がないわけでございます。空梅雨だったから

7月、8月に干害対策というのは、今までございましたけれども、梅雨前に干害対策というのは、今まで私は聞いたことがございません。それほど異常であると思っているところでございます。

さて、本題に入りますけれども、農業基盤の整備をということでございまして、改正・土地改良法についての御質問でございました。豊坂議員は、過去に基盤整備がなされたところであっても、50アール区画をすべきだというのが持論でございまして、昨年の御質問のときにも私は前向きの御返事をしたと記憶をいたしているところでございます。

そういった中で、今回、土地改良法が改正をされました。私は、この改正内容を見て、いや、こういうことができるんですかと言いたいぐらい、私は画期的な土地改良法の改正であると認識をいたしております。

そういった中で、特に、後ほど申し上げますけれども、2点ほど、これはという改正もございました。さて、その2018年度から、来年度から農地中間管理機構に――農地集積バンクと申しますけれども、に預けた農地に限り、農家負担なしで基盤整備と防災・減災対策として、ため池の耐震化工事や老朽化したパイプラインの破裂といった突発事故への復旧工事には、農家負担を求めない規定が盛り込まれております。内容については、先ほど申されましたので割愛をいたしますけれども、その中で豊坂議員がおっしゃいますあず上げ、こういったものが該当するのか、該当すればいいなと思っているわけでございますけれども、これは、内容を精査してお答えをしたいと思っているところでございます。

また、各生産組合の法人化の推進と、改正・土地改良法を活用した基盤整備を進めるべきとの提案でございます。今、43集落営農組織の中の20がその法人化をなされております。残りの23という営農組織、そしてまた今、未組織である営農組織、それがどれだけあるかは把握を、私は承知をいたしておりませんが、担当レベルでこれを早急に数を把握させまして、この未組織地区の組織化、そして法人化に向けて鋭意努力をしてみたいと思っております。

この営農法人組織化、そして法人化というのは、後継者不足を解消することを目的としておりますし、地域農業の担い手である集落営農組織の法人化等を引き続き推進しまして、所得の向上、経営の安定化を推進してまいります。

また、改正・土地改良法につきましては、昨年11月29日に政府の農林水産業・地域の活力創造本部におきまして、農業競争力強化プログラムを決定し、その農業競争力強化プログラムを実施するための農業改革関連8法案の一つでございます。本法案につきましては、本年5月26日に公布され、6カ月以内に施行されるということになっております。

先ほど申しました画期的だと私が申ししたのは、もう大きく一つは、農家負担がないということがまず、もうあり得ないと私は思うんですけれども、それがあということなのです。

それから、今まで土地改良のネックになっておりました共有地、それは相続登記ができていな

い農地、そういったものも代表者一人、管理者一人の承諾でできるというようなことが盛り込まれているようですが、これは、私はもう本当に画期的だと思っているわけでございます。と申しますのも、壱岐市内には、その共有地があるために耕地整理ができないという地域がございます。そういったところにこの耕地整理ができる一つの活路が見えたのかなと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、この法律の改正内容等の詳細について、いま一度勉強いたしまして、本市の農業基盤整備事業に活用できるものにつきましては、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。あわせて農地中間管理機構の活用につきましても、引き続き積極的に活用し、農地の利用集積を推進してまいります。

ところで、豊坂議員がもし御存じなら、お知らせ願いたいんでございますけれども、この土地改良事業、平地で20ヘクタール、中山間地で10ヘクタールという制限を緩和するよということが書いてございますが、この20ヘクタール、10ヘクタールがどの程度まで緩和されたのかをもし御存じでありましたら、お知らせ願いたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） ちょっと待ってくださいね。面積の合理化は……。私も面積の関係については書いておりませんでしたね。（「はいはい」と呼ぶ者あり）新聞の中にもそこまでは入っていなかったというふうに感じています。これについては、私のほうも後で調べていきたいと思います。

今、市長からいろいろと答弁をいただきましたが、現在、国のほうでも、平成27年の関係の中でも、けさの農業新聞にも出ておりましたが、2028年までにこの集積を全体的に80%を目標に国のほうは進めております。

そういう中で、現在この事業によって完遂ができているのは――これは平成28年度までの実態ですが、現況の集積率は国のほうは現在50%です。ですが、この改正・土地改良法の設立によって、これが面積がだんだん、負担金が要らないということがメリットですから、これについては、この事業を割愛する、集積バンクに登録していくと、これについては、法人、組織の分は全部あるいはこの集積バンクにやっていいわけですから、1回やってそれを借るようにすれば面積集積ができますから、こういうことを有効利用すれば、この国のほうも80%目標はもう確定的になるという感じをしております。

これについては、市長から答弁をいただきましたので、担当部局のこの運動の展開を図っていただきたいと。私自身も、土地改良区あるいはそういう中に飛び込んでいって、これを推進していきたいというふうに考えております。

2番目に、農漁業の雇用労働力に備えた、これはI k i—B i zの力、これについて質問をいたします。

国境離島新法も含めながら、先ほど呼子議員の質問の中にもありましたので、私が言いたいところは、島内の就労の場等が特に今少ない。人口減少の改革、喫緊の課題として企業誘致も振興策にあわせてすべきだということを感じております。

特に家族労働力は減少する中、農業生産力を維持するには、今も今後もなおさらに農業生産法人が中心になっていくということを感じております。個人的農業というのは、もう長くは続かない。そういう中で農業法人の確立というのが中心になってまいります。

そこで、現場に即応に適した技術と、これは農業の場合は栽培技術、それから加工してこれを流通・市場のニーズ、流通をどこまでこなせるか。これについてはやはり人材確保が必要だと思います。これ人材確保は特に、今度のI k i—B i zの中でもどういう人材が、これはもういろいろ人選はしてありますが、特別の特にいろいろ商品的開発をするなら、もう料理の名人、こういう人たちはもうそれだけでテレビに来る宣伝マンがいるわけですが、そういう人たち、道場とかいろいろおります。この人たちは、この人がつくればこの人がつくった商品だと。原料は壱岐の分を使う。そういう体制づくり、人材確保が必要ということを書いていきたいと思います。

それから2番目には、漁業についても同様ですが、これについても特に今漁業については、だんだん水揚げも少ない、漁獲量ももう20数%減っております。そういう中での働く場所、特に漁業については、今まではとる漁業でよかったんですが、全然していないとかいうことは言いませんが、加工なりあるいは栽培漁業、これについては、行政も一緒に含めながら、壱岐の5漁協、そして壱岐のふるさと商社、こういうところの連携を強化して、漁家の振興策に努めるべきと感じておりますが、とる漁業から——これはとる漁業も並行しながら、育てる漁業、そして6次産業化を今すべきということで提言したいと思います。

こういう商品が6次産業化してできれば、ふるさと納税のお礼の品にも銘柄的に出てくるという感じはしておりますから、特産品の開発もすべきだということを感じておりますが、市長、これについて、先ほどのことも、重複する答弁は要りませんが、こういう考えを持っておりますが、これについての御意見をお願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほどの御質問の中で答弁を求められておりませんが、少しでも農地のことについて申し上げたいと思いますけれども、農地を集約をする、50%、80%に上げるという、これはもうぜひそうしていただきたいと思いますし、今回の改正・土地改良法で、田原と言われるところといいますか、結構広い田んぼの中にぽつんぽつんとアシ、ガマが生えて

いる圃場が見えます。

そういったいわゆる耕作放棄地が、この改正・土地改良法によって、私は、相当改善されるんではなかろうか、解消されるんではなかろうかというそういう期待を持っております。そのことを申し上げたいと思っております。

それでは、2番目の御質問でございまして、農業・漁業の雇用労働に備え（I k i—B i zの力）に期待をするということでございます。

家族労働の人員が減少する中であって、壱岐の農業生産力を維持するには、農業生産法人が中心となる。そこで現場に適用する具体的な技術開発には、市場ニーズに根差した技術を使いこなせる熱い人材を確保することが不可欠だということで、I k i—B i zに期待しているということでございます。

農業・漁業を取り巻く環境は厳しいものがございすけれども、産業支援の根底にありますのは、地域の経済を支える事業者への尊敬の気持ちであります。事業者の挑戦と一緒に支援していく情熱であると考えているところであります。

I k i—B i zは、企業を志す人や経営上の課題を抱える中小企業者等を対象に、仕事にかかわるさまざまな相談業務を中心とした支援を展開してまいります。相談者の対象としては、サービス業、小売業などあらゆる業種を対象としておりまして、当然のことながら農業と水産業に従事されている方々も含まれます。

先般、森センター長から、まさに農業、水産業の方にも活用していただけるセンターであることをよりわかりやすくするために、今、名称を壱岐市産業支援センターと呼んでおりますけれども、壱岐仕事サポートセンターに変更してはどうかとそういう御提案を受けております。今後、この名前の変更等々についても、やはりよりわかりやすいように検討していくことが必要だと思っております。

I k i—B i zが目指すところは、これまで思いつかなかったようなアイデアを、相談者の売り上げをアップさせるために、または流れを変えることにあります。壱岐の基幹産業である農業、水産業に携わる方々におかれましては、ぜひとも積極的に8月に開設を予定をいたしておりますI k i—B i zを活用していただきたいと考えているところであります。

また、農業生産法人の人材確保とI k i—B i zの活用との提案でございすけれども、議員が申されますように、家族労働力が減少する中で、壱岐の農業生産力を維持するには、農業生産法人、認定農業者を含めた担い手農家を中心となることは間違いございません。引き続き、集落営農組織との法人化を推進してまいります。

まず、人材の確保につきましては、本市内外からの新たな能力の高い人材を確保することは、大変困難であると考えております。人材の確保も必要であると考えますけれども、農業生産法人

の役員、構成員の人材育成が急務であると考えているところでありまして、本年４月に、壱岐市農協担い手支援室を中心とした壱岐市担い手サポートセンターが新設されました。集落営農組織の法人化支援、農家の経営相談等を行っております。

また、長崎県主催の集落リーダー育成塾が、県下２カ所で開催されることとなっておりますけれども、そのうちの１カ所を本市で開催するよう決定されております。このような取り組みによりまして、各農業生産法人の人材育成が図られるのではないかと考えております。

I k i — B i z は、あらゆる産業分野において、企業を志す人や経営上の課題を抱える中小企業者等を対象に、相談業務を中心とした支援を展開してまいります。

農業・漁業を取り巻く環境は厳しいものがございますけれども、産業支援の根底にありますのは、地域の経済を支える事業者への尊敬の気持ちであり、事業者の挑戦と一緒に支援していく情熱であります。このような信念のもと、壱岐市といたしましても、森センター長を中心として壱岐市産業支援センター事業に取り組み、市内のさまざまな産業分野の皆様にセンターを御利用いただき、地域経済が活性化するよう尽力してまいりたいと存じます。

また、漁業につきましても、働く場の確保との御意見でありますけれども、販売力の強化のための取引数量確保と市場ニーズに対応した養殖業の生産体制の確立支援や定置漁業の生産設備の導入、改善及び加工・流通・観光等、一体的な経営強化の取り組みを支援することによって、雇用の促進を図ってまいりたいと思っております。

今、計画といたしまして、ある某漁協で、定置の計画もあるようでございます。それはもう観光定置と位置づけるというようなことでございまして、やはり再生交付金、予算等々を活用して、私はそういう計画には積極的に応援をしていきたいなと思っております。

また、壱岐市ふるさと商社を活用いたしまして、販路の拡大を目指した売れる消費の加工開発や漁村地域に埋もれている価値の高い商品の掘り起しなど、各漁協と連携して取り組んでまいります。

やはり小ロット——雑魚と呼ばれる魚ですね。例えばカワハギなどはもう本当においしい魚でございまして、なかなか販売につながらないというような現状もございまして。そういったもの等々も、ぜひ何らかの形で、壱岐のふるさと商社等々を通じて外に出せるような、そういったシステムができればいいなと考えているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 豊坂議員。

○議員（１０番 豊坂 敏文君） 就労の場の確保については、特に農業法人あるいは認定農業者、こういう、今後の問題として、中心的になるのはやはり法人なり認定業者が中心になってまいります。

それから、今現在、漁協のほうについても、定置関係、これについての雑魚、これについては観光的にもなりますから、特に釣り堀等もいろいろとまた議案が出てくると思います。特にここには観光で来る場合は、実際に自分で釣れる——魚が釣れるところに行って、そういった意見も、これも一つの観光的な魅力がありますから、この推進に向けても努力すべきだとそういうふうに考えております。

あと23分ありますから、3番目に移りますが、高速船の建造についてお伺いをいたします。

国内のジェットfoilは、20年来、代替船建造計画が進行していないために、近い将来的にも、このようなことでは製造技術の継承は途絶えることになってまいります。離島経済の発展と交通人口増加を振興するためには、最重要課題であると思います。全国の離島島民の願いであることから、国なり県なりに対して新造船計画に対し、応分の財政的な支援をたびたび請願することが必要だと考えております。

新造船が、まず新造船をつくる業者ができれば、やはりこのジェットfoilに採算性のとれるような入札でもしないと、赤字を出して建造をするというのは無理です。そういうことについて、建造については、やはりこの新造船計画について国なり県なりの財政支援が必要だということを感じておりますから、これについては、もう実施ができる限りできるまで請願を続けていく必要があると思います。これは、行政だけではなくて議会のほうも請願する必要があります。特にここの中でも、国境離島の振興策としての明るい市長の答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 高速船の建造についての御質問でございますけれども、まさにジェットfoilにかわるような快適な船はないというのが、今現状でございます。このジェットfoilがもし耐用年数がまわりまして通わないとなると、それはそれこそ外洋離島と申しますか、距離のある離島は大変困る。まさにこのジェットfoilの建造については、私たちの離島民の共通の願いでございます。

国内の高速船ジェットfoilは、平成7年（1995年）を最後に建造されておられません。九州郵船が保有するジェットfoilは、ヴィーナス1が平成3年に建造されまして、ヴィーナス2は、運行は平成12年でありますけれども、建造は昭和60年と聞いております。

ジェットfoilの耐用年数は25年～35年、状況によってはそれ以上でも可能であるようでございますけれども、全国の事業者が保有する高速船については、現在22隻が運行されておまして、その全てが建造から20年以上、経過している状況であります。

長期間建造されていないために、国内での製造技術の継承が危惧されておりましたけれども、こうした中で東海汽船が運行する3隻の高速船のうち1隻について、2020年6月就航に向け

た建造が決定をされました。今後の高速船建造の弾みとなることを期待するものであります。これは、実は東京都知事が東海汽船に相応の負担をするという約束をして、この実現が決まったようでございます。

建造費用が1隻当たり約50億円かかると言われておりますけれども、6月12日に開催いたしました壱岐市航路対策協議会で九州郵船の説明では、これはガスタービンエンジンが除かれているということでございまして、高速航行を行う機械部品の整備に係る費用が別途見込まれるとの説明がございました。しかしながら、その建造技術、そしてライン、これが組まれるということとは、本当に私は光明が見えたと思っているところであります。

いずれにいたしましても、多額の費用を要するものでありまして、現在、九州郵船においては、補助制度等が不透明な段階で、具体的な更新計画は策定していないけれども、建造の目安として建造から40年ごろということでありました。

それを具体的に、じゃあいつですかということをお尋ねしましたところ、ヴィーナス1が平成3年の建造でございまして、次の更新予定を平成43年（2031年）に考えているということでございます。ヴィーナス2は、昭和60年の建造でございますから、建造予定時期を平成37年（2025年）に更新をしたいということでございます。

このような状況から、私は、例えばこの全国のジェットフォイルは、いずれ年次的に更新時期が参りますし、その必要性は全国共通の認識であると考えておりますから、全国旅客船協会等において、全体の先ほど申しました22隻の更新計画を示して、こういうふうにして更新していきますよということを、例えば建造は川崎重工でございましてけれども、ここに示せば、相手もやはりそういった計画がわかれば、私はこの50億円は低廉化されるんじゃないかと思っているところであります。そういうことを申し上げたところでございます。

昨年10月に、長崎県離島振興協議会におきまして、離島補助航路対策の充実についてとして、ジェットフォイル更新に向けた建造促進の補助制度の創設について、県に対して要望を行い、また昨年11月24日に本市で開催されました長崎県離島三市二町市長・町長・議長会議において、離島航路における海上交通体系の維持についてとして、ジェットフォイルの建造に対する国の財政的支援を求めることを協議し、連携して要望等を行っていくことを確認し、議会においては、本年5月24日に長崎県議長会で長崎県選出国會議員に対して要望書を提出いただくなど、機会を捉えて要望を行っていただき、議会ともども共通した認識の中で対応を行っているところでございます。

ジェットフォイルは、島民生活の足としての役割だけではなく、島民の命を守る救急搬送、さらに観光振興を図る上でも極めて重要な海上高速交通手段であります。今後あらゆる機会を利用し、議会、そして関係市や町、団体等と連携を図りながら、要望活動に積極的に取り組んでまい

ります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 豊坂議員。

○議員（１０番 豊坂 敏文君） 今の陳情なり要望なりそういう体制づくりはわかりましたが、特に今から昭和６０年に建造された分について、平成３７年にはヴィーナス２は更新しなければならない、そういう時期に来ております。

そういう財政的な問題も、九州郵船は郵船なりにあると思います。全国的にも２２隻、これは離島的高速網ですから、これについてはぜひ島民の足、これになります。この実現に向けた努力をしていただきたいということをお願いをしておきます。

４番目に、水産業の振興についてお伺いをしたいと思います。

今、平成２８年度の漁獲量等の実績については行政報告の中にありましたが、前年比、漁獲量で２９．１％の減、漁獲高で１９．８％の減となっております。特にスルメイカ、マツイカの不漁です。それからマグロ資源の回復のための漁獲量、これは抑制がなされました。とあわせて、漁家の低迷が重なっております。そういう中にまた磯場の関係について考えてみますと、現在の近況は、藻場がもう枯渇しているということが、磯に行ってもわかります。

そういう中で、この原因と対策について、漁協なり、あるいは担当課のほうで把握がなされていると思いますが、この原因と今後の対策について、行政の考え方、市長の考え方についてお願いをしたいと思います。

特に、今年は、今の６月、５月には、流れ藻がずっと海岸沿いにはありましたが、あれについては、日本の海藻じゃなくて、壱岐の海藻とは繊維が違います。あら藻のような藻ですが、ちょっと芽は太さが小さいですね。壱岐の海藻とは違いますが、これはもう流れ藻ですから、ほかのところから流れてきているということもあります。

６月には、この流れ藻については、特に天ヶ原の海岸沿いには、たくさんに寄ってありました。これは５月にも。６月になって、この今月になってからは、磯場の海藻であると思いますが、フウヅキのような小さい海藻です。これは、もう海岸にずっと寄っておりまして、長靴で行くと、長靴が埋まるぐらい、もう今度の荒波にもまれて、もう堆積しておりました。

二、三日前に行くと、またこの海藻については、沖のほうにさらわれていってありまして、大分少なくなっておりました。こういう波によってそういうそれが来るわけですが、特に藻場がもうない。もうサザエについても近年、ことしについては痩せている。だからウニあたりについてももう色が悪い。ウニの実についても薄いということがあります。

壱岐の南のほうで、石田なり初山なりに行くと、海藻があるということもあるわけですが、壱岐全体、今もう７割ぐらい、郷ノ浦のその石田なり、あるいは初山を除くと、ほかのところもも

う磯場が枯渇しているということもあります。

以前は、地先型漁場といって、県の事業も、あるいは国の事業もありました。自然石の投石もしたりいろいろしたわけですが、そういう藻場対策もしなければならないというふうに考えておりますが、その今度の今近況で、漁協なり、その今藻場の枯渇している原因とか、あるいは今後の対策について、近々の対策があればお聞かせを願いたいというふうに考えます。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 豊坂議員の4番目の御質問でございます。水産振興についてでございますが、議員が言われますとおり、平成28年度の漁獲の状況は、行政報告でも申し上げましたけれども、大変厳しいものでございます。

漁家経営の安定を図るために、引き続き漁業者の皆様、そして各漁協を初め、関係機関と連携して各種振興施策に積極的に取り組んでまいります。

御質問の地先型の藻場造成事業でございますけれども、海の生き物にとって、藻場、いわゆる食べ物でございます。その食べ物がないという状況にありまして、これがやはり不漁の大きな原因であることは、皆さん思っていらっしゃるとおりであります。

藻場の回復のためにも、現在壱岐市では、増殖場の整備として県事業で取り組んでいただいております。地元漁協の要望、意見等を聞き、策定された壱岐地区特定漁港漁場事業計画に基づいて実施されておりまして、郷ノ浦町と石田町を壱岐南部漁場、勝本町と芦辺町を壱岐北部漁場として計画をされているところでございます。壱岐南部漁場につきましては、平成26年度から行っておりまして、平成28年度に完了をいたしました。自然石とブロックなどを組み合わせた工法も行われているところであります。

磯焼けの原因につきましては、海水温の上昇によるものと、近年海藻を食べる魚類の食害による磯焼けが見られております。イスズミとかバリとか、そういった魚かと思えます。引き続き、壱岐北部漁場の事前調査が行われておりまして、今後、実施設計等順次進められることとなりますので、その中で地元漁協等の意見を聞き、食害対策を考慮した工法などを検討し、実施されるものと思っております。

漁業者が行う藻場回復や資源管理等の取り組みと連携して、藻場機能を持たせた増殖場の整備を推進し、魚類の散乱や養稚魚の隠れ場や餌場をつくることによって、資源の維持回復を図ってまいります。

藻を食べる魚、イスズミ等でございますけれども、それが結局、根が少し出たときに食べるものですから、成長をしない。ある程度成長しないと胞子を出せませんから、そのために今、漁法といたしましては、その漁礁に何といたしますか、網をかけて、そこに魚が入ってこない。そして

そこの中で成長させて胞子を出す。とにかく胞子を出させるという取り組みがなされているよう
でございます。

具体的なことについては、ここでは私もそのぐらいの知識しかございませんけれども、ぜひこ
の藻場の回復、これは、まさに喫緊の課題でございまして、なかなか全国的にこのことに取り組
んでいらっしゃるんですけど、決め手がないというのが現状でございまして、今後もしろんな方策
を模索してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 豊坂議員。

○議員（１０番 豊坂 敏文君） 現在の藻場の状況は、大なり小なりわかっていると思いますが、
原因というのは、もう特に温暖化というのが、海水温の高い、これによって一応カジメなり、あ
るいはワカメなり海藻類がもう生息しないと。生息しても、すぐ９月ごろの暖かい時期になると、
それが流れてくる、死んでいるということもあります。

私の体験で言えば、以前、地先型なり、あるいは大きい漁礁——大型漁礁等があったわけですが、
そういうところについても、以前はもう海藻が付着しておりました。でも、近年は、これが
温度、海水温の上昇の問題が一番あるわけですが、魚の被害ちいうのは、もうこれもないとは言
いませんが、一番このちょうど餌が、胞子を出したときに食になるということの問題があります。

こういうことについては、県なり国なりいろいろな指導、あるいは試験的栽培、これは栽培を
海上での栽培ですから、そういう害を防止するような対策づくりをしていかないと、近海の磯場
はもう枯渇していくというふうになります。

そういうことの中で、市のほうも担当部局においては、これについても努力をして、何らかの
方策を早急に立てないと、だんだん枯渇化していきます。その点については、特段の努力をお願い
して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、豊坂敏文議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を１３時ちょうどいたします。

午前11時40分休憩

.....

午後１時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１３番、市山繁議員の登壇をお願いします。市山議員。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１３番 市山 繁君） 皆さん、午後の部で、改めまして、こんにちは。市長におかれましては、きのう、きょう、２日間、終始お疲れさまでございます。本日の６月会議は、私たち壱岐市議会議員の任期満了の最後の一般質問であります。私が最後の登壇者でありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、１３番、市山繁が市長に対しまして一般質問を行います。質問事項の大きくは３点、１点は基金改革に関する件、２点目は芦辺中学校跡地の件、３点目は観光地の整備、保全、復元についてでございますが、要旨として何点か上げておりますので、順次質問いたします。特に３項につきましては、無理な点もあるかと思いますが、実現できますような御答弁をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、１項の地方自治体へ首相の財政改革指示についてでございますが、これは市長への直接の質問ではなくて、首長であられる市長の御見解をお尋ねするものであります。

このことについては、私は、国会議員でもなく、発言の権限も機会もありますが、そして野党でもなく、生粋の自民党員でありますので、総裁の安倍首相は尊敬し、期待感を持っておるところでございますが、首相にこんなことは申し上げにくいわけでございますけれども、日本の大都市で生活されていらっしゃる首相には、離島、半島、僻地、特に国境離島の厳しい状況を把握されておらないような、離島の財政に憂慮されることを指示されておられます。

安倍首相は、去る５月１１日に開催された政府の経済財政諮問会議で、地方自治体の行政改革を加速させるよう関係閣僚に指示されておられます。これを受け、今後、地方自治体の貯金に当たる基金の残高が多い自治体には、国による地方交付税・交付金の配分額を抑えることなどが検討される見通しとなっております。

これが実行されますと、自主財源に乏しい自治体では、人口減少とあわせて大きな問題であり、首相の指示に私は納得できませんが、総務省も反発しており、議論は難航すると思いますが、市長の受け取り方はどうか、お尋ねをするものであります。

次に、２項ですが、今回の財政改革指示の理由は、地方自治体の財政調整基金等の基金残高の総額が急増しておるということでございますが、地方自治体は財政支出を節約し、地方の実情に応じた基金、いわゆる家庭でいう貯金として積み立てており、大きな災害や行政サービス、また不測の事態による財源不足は基金取り崩しで対応するための基金の積み立てであります。

特定目的基金はその事業の目的にしか利用されませんし、今後、壱岐市の財政も厳しさが予想されます。減債基金につきましても、壱岐市では利子の高い時期の起債については、繰り上げ償還をされており、無駄な利子を減らすなど、将来のための財政健全化を図っておられるのに、基金残高の増加を理由に地方交付税・交付金の配分抑制の指示は、容認されないと私も思っており

ます。

壱岐市を初め、国境離島新法により新しい時代を期待しているのに、このようなことは離島県である長崎県も壱岐市議会でも反対の決議をするべきと私は思っておりますが、この点について首長であられる市長の御見解をお尋ねするものであります。

次に、3項の市町村の積立金は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金、特別会計定額運用基金があります。私は、基金改革は財政調整基金だけと思っておりましたが、国は、自治体の財調基金など3基金が2005年度の13兆円から、2015年度には21兆円まで膨れ上がったことが問題視されたようであります。

基金残高対基準財政需要額の直近の水準が安倍政権以前の10年間の平均と比べて1.5倍以上となっているのを中心に、政府は全ての都道府県、市区町村を対象に実態調査を進めており、本年8月までに、基金がふえた残高の多い自治体には、その理由などの回答を求めるとされております。財政調整基金の積立残高は、市町村の場合は標準財政規模の10%から20%を目安とされておりますが、壱岐市は、安倍政権以前の10年間の平成15年から平成24年の状況から見て、1.72倍となっておりますけれども、調査が1.5倍以上であれば、該当するのではないかという感じを持っておりますが、これについて市長の御答弁をお願いしたいと思っております。

以上3点でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 13番、市山繁議員の御質問にお答えいたします。

市山議員におかれましては、市の監査委員もしていただいております、本当に壱岐市の財政についての御質問をいただき、ありがたいと思っておりますのでございます。

この地方自治体への財政改革指示につきましては、新聞報道等で話題となっておりますけれども、基金がふえる、基金をふやした、イコール財政力に余裕がある、借金である地方債を発行しながら、一方で基金を積み立てているなどとされ、政府の経済財政諮問会議におきまして、地方財政計画への反映等によって、国と地方の配分を見直す必要があるとの問題提起がなされております。

要するに、国は借金してまで地方交付税として財源を配分しているのに、地方がお金を余らせて、ため込むのはおかしいという論理でございまして、これを理由に地方交付税を削減しようとする思惑があるように考えております。

現段階におきましては、基金の積立残高によって地方交付税の配分額を抑制するなどの通知や通達はありませんけれども、今月中にも基金の積立残高や、その目的、活用方法などについて実態調査を行われる予定でありまして、今後も国の動向について十分注視してまいります。

御参考でございますけれども、平成27年度末の基金の総計は約107億円でございます。その中で財政調整基金は20億円、減債基金は30億円、その他特定目的基金56億9,000万円でございます。

議員おっしゃるように、地方は、国を大きく上回る行財政改革を行ってきた中において、災害や将来の税収変動に備え、財政運営の年度間調整に取り組んできた結果として、積立金が増加してきたと考えております。壱岐市におきましても、財政支出を節約しながら、人口減少や不況による税収減、災害対策や社会資本の老朽化対策などに備え、本市の実情に応じて基金の積み立てを行ってまいりました。

地方は、国とは違いまして、金融や経済政策、税制等の権限を持っておりませんために、不測の事態になった場合の財源不足については、みずからの歳出削減や基金の取り崩しによって対応せざるを得ません。

毎年公表しております中期財政計画におきましても、合併算定がえによる地方交付税の段階的縮減が来年度で終了いたします。壱岐市一本での算定となる平成31年度以降は、財源不足となる見込みでございまして、これは議員諸氏にも中期財政計画の中で御説明をしているところでございます。自主財源に乏しい壱岐市におきまして、この財源不足を補填するには、財政調整基金や減債基金など、積立基金からの繰り入れで対応するほかございません。

また、本市は、487施設、1,016棟の公共施設を保有しておりまして、公共施設等総合管理計画の中でお示ししておりますけれども、今後40年間に要するこれらの公共施設の維持更新費は、年平均、1年に28億円余りにもなることと試算をされております。さらに、これまで実施してまいりました大型事業に係る地方債の償還が本格的化してくるなどを考慮いたしますと、財政に余裕があるなどとは到底言えない状況にございます。よって、今回のような基金の残高増加を理由として地方交付税の削減を探るような議論は、断じて容認できないと思っておるところでございます。

今回、政府が示しております基準といたしましては、特別会計分及び定額運用基金を除く一般会計分とされておりまして、財政調整基金だけではなく、減債基金、その他特定目的基金も対象となります。この一般会計分の基金積立残高が基準財政需要額に対してどれだけの比率となるかにつきましては、直近3年間、平成25、26、27年の平均と、安倍政権以前の10年間——平成15年から平成24年でございますけれども、の平均と比べて、その水準が1.5倍以上となるような自治体に説明を求めるとの方針です。

ちなみに、壱岐市におきまして算出した水準は1.72倍となりました。これは裏返して申し上げれば、以前の基金が少なければ、少しの増加率でも倍率が上がるということでございまして、私は単純に倍率だけで議論されては困ると、正直、思っておるところであります。

財政調整基金の積立残高は、御質問のとおり、市町村の場合、標準財政規模のおおむね10%から20%程度が目安とされております。壱岐市の財政調整基金の平成27年度末現在高、20億160万9,000円に対して、標準財政規模が134億3,349万8,000円とされておりまして、財政調整基金が占める割合は14.9%となっておりますので、現状では目安とされる標準財政規模の10から20%の範囲におさまっていると、そのようになっております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私はこのことについて離島の一議員として反発しているのは、一つは、御承知のとおり、今年の4月、島民の念願でありました国境離島新法が、離島出身の谷川、金子両先生を初め、市長ほか関係者の御努力によりまして、成立、施行されました。

この谷川新法と言われる新法の柱である人口減少歯どめは、国境離島を無人島にしないための保護の新法であると、私は思っております。これは議員全会一致での時限立法であります。壱岐市の人口も年々進んでおり、大きな企業もなく、労働人口も高齢化となり、財源となる税収も約22億円で、自主財源に乏しく、離島は少しでも多くの蓄えを持つべきであると私は思っておりますし、「備えあれば憂いなし」のことのとおりに、緊急な事態の備えであります。

このような基金改革指示は、国境離島は、私は、これは除外してもらいたいというふうに思っております。何のための重要な日本の国境離島であるかを考えてほしいと私も思っておりますし、新法に逆行しておるような感じを持っております。

年末、2018年度の予算編成までに、自治体を管轄する総務省と財務省が議論されると思っておりますが、全国の自治体も、基金積み立ては努力の成果であると困惑をしております。市長も全国離振の会長であります。県と協議されて、反対意見書を提出されたいと思っておりますが、市長の御意見をお尋ねしたいと思っておりますし、これは例えば個人にとりますと、島外で大学に行っておるということにある大学生がアルバイトをしておると。そして、親の負担を少しでも軽くしようとアルバイトしておったり、自分の欲しいものを買おうというふうにアルバイトしている生徒たちに、「おまえはそれだけ働いておるから、仕送りを減らすよ」ということとちょっと変わらんわけですね。そうしたことで、島民もこうした蓄えのない島にはおられないというような、人口流出が多くなるというふうな私は危惧をしておるところでございます。

どうぞ、答弁を。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ただいま市山議員がおっしゃるように、まさにそのとおりでございまして、財政の中で自主財源が脆弱な自治体、いわゆるうちは基準財政需要額も0.22というよう

な状況でございます。

自分が金がないから、将来のために基金を持つ。東京なんかは基金を持つ必要はないわけです。地方交付税の不交付団体、税金だけで自分のところが賄える、そういったところは全く基金は必要ないわけでございまして、本当に税収が少ない、いざというときにどうしよう、そして将来の子供のためにどうしようという地方自治体ほど、私は基金を持たなければいけないと考えておるところでございまして、まさに政府の今のこの思惑というのは、全く容認できないと思っております。

議会最終日に申し上げますけれども、私も全国の役を今退くようなことになっておりまして、しかしながら役職として残ることもございますので、全国離島振興協議会等々につきましても、また長崎県の離島振興協議会、そして全国の各町村に働きかけて、そういったことも考えていかなければならないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（１３番 市山 繁君） 先ほど市長が言われるように、壱岐市もですたい、この１４．９％とありますけれども、私は、こうした財源の乏しいところはやっぱり将来のために２０％ぐらい積み立てていいというふうに私は思っております。

そういうことで、私も新聞を見よらすと、国も厳しい財政と言われておりますけれども、ＧＤＰも５期連続でプラスと、こうなっておるわけですね。そして、内閣府が５月１８日に発表した１月から３月のＧＤＰの季節調整値の速報値は０．５％増であります。そのペースで行くと仮定したときに、次年度換算では２．２％増というふうになっております。これは好調な海外の経済、輸出等で、個人消費が持ち直したということになるわけですが、こうしたことであれば、私は、地方がよくなれば国もよくなるわけですから、もう少し離島・半島については首相も考えていただきたいというふうに思っております。

これについては、もう別にありませんね、はい。それでは、この第１項については、これで終わりたいと思います。健全な財政運営をこれからしていかなければ、だんだん厳しくなると、私も、予想されておりますので、申し上げました。

次に、２項の１、芦辺中学校跡地利用計画についてでございますが、この件につきましては、私も、時期尚早と思われるかもしれませんが、御承知のとおり、芦辺中学校校舎は耐震調査の結果、不適格であり、芦辺中学校統合から６年目にして、生徒の教育環境と災害の危険性のない、安全で安心な旧那賀中学校跡地に移転、新築が決定されました。そして、平成３１年４月に開校予定となっております。その時点で、芦辺中学校は廃校となります。私の母校でもあり、寂しい気持ちでいっぱいですが、あの風光明媚な、すばらしい景勝地であり、どのよう

な施設でも活用できる場所と私も考えておりますし、地元の人たちもそういうふうに期待をいたしております。

新しい位置での開校までは約2年間ございますけれども、廃校となってから活用計画を検討していけば、2年間先送りになるということになります。現在、教育委員会では、旧那賀中学校校舎の解体工事の準備、また新校舎建設計画、その他建設に向けての多忙な時期とは思っておりますが、芦辺中学校跡地を教育関係としての活用計画がなければ、現中学校敷地・建物を、廃校後、教育財産から市の普通財産に変更する準備をしていく必要があると私も思っておりますが、壱岐市としてはこの跡地の利用計画があるのかどうか、また、あるいは企業誘致等があれば、それに対する準備等が必要となりますが、箱崎中学校校舎跡地は、民間の御協力によりまして福祉の里と生まれ変わり、鯨伏中学校はこころ医療福祉専門学校壱岐校として開校されております。

芦辺中学校は、先ほど申したように、素晴らしい場所ですが、そこを活用するために、市として計画がなければ、一般公募し、民間で活用する計画を実施されてはというふうに思っておりますが、まず、この市長の御見解をお尋ねしたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員の2番の御質問にお答えする前に、先ほど、私、基準財政力と申し上げたような気がいたしますけれども、正しくは財政力指数が0.22ということで、訂正させていただきたいと思えます。

さて、2番目の御質問、現芦辺中学校の跡地利用計画でございますけれども、市内の廃校中学校の跡地利用につきましては、利活用を希望する事業者、そして国境離島新法による事業拡大等の希望者が現地を調査されるなど、随時受け付けを行っているところでございます。議員御提案のとおり、現芦辺中学校は日本遺産に認定された内海湾を一望する素晴らしいロケーションを何とか利活用することができないか、一般民間企業等からの提案を含め、廃校となる前から準備を進めていく必要があると考えております。

これまでも中学校統廃合後の跡地の利活用につきましては、市民の皆様や議会等からいろいろな御提案をいただいておりますが、現芦辺中学校の利活用の課題といたしましては、校舎部分について耐震補強が不可能なことから、この校舎部分は解体するという予定でございます。体育館やグラウンドについては、これまでどおり、市民の皆様の利用のため維持管理をしていなければならないことが上げられます。

そして、本年3月に策定いたしました壱岐市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づきまして、学校施設についても適切な管理をしていかなければならないため、早急に廃校跡地の利活用について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（１３番 市山 繁君） いろいろ市でも計画されると思いますけれども、非常にもったいないわけですね、あの場所はですね。それで、私は、観光関係、また学生の体験施設、きのうもいろいろ同僚議員からも娯楽施設とかあっておりましたが、内海湾開発でもいろいろされておりますから、そういう関係もいろいろあると私は思っておりますし、人口減少の現在、交流人口とあわせて、年間を通じて利用できる雇用の場としての施設が私は理想的と思っておりますが、なかなかそういうこともできません。

そしてまた、島外移住者に分譲するなど、いろいろな選択も私はあると思っております。やはりそうしたことで、分譲地があれば、そこに家を建てて、島外から来ようかと、空き家ばかりじゃなくて、自分の思った建物を建てたいなという人もおりますし、空き家もですね、あと改造したり、いろいろしよると、かなりの金がかかります。その分は新築でもできるんじゃないかというふうに私も思っておりますし、そうした選択があると思っておりますが、２カ年のうちに、なるべく計画されたいというふうに思っています。

そして、今、校舎の解体も言われましたけど、都会では今耐震関係で、３階、４階は耐震しなければいけないと、それで、そのために限界、結局、上３階は解いて平家だけ残すという、そしてその分の金はこっちに増築するというような方法もあっておりますから、いろいろな関係で、平屋は耐震にかかわりませんから、３階以上はそういうふうに解体して再利用するということも考えているようでございますから、その点もいろいろ検討して、利用価値があるように私はしていただきたいと思っておりますので、何かございましたら。なければ先に進めますから。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今、いろいろ校舎の利活用もあるよということでございます。特に、私は、現芦辺中学校は第２グラウンド、第１グラウンド、そして高台の校舎敷地等々、広大な用地がございます。それこそ先ほど言われました、第２グラウンド、第１グラウンド、そして校舎敷、それぞれに私は選択肢といいますか、いろんな利活用の方法があるかと思っております。ぜひ、この２年間のうちにいろんなアイデアを、職員も、そして皆様方の御意見も聞きながら、いい計画ができればなと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（１３番 市山 繁君） 今、市長がお話しされましたから、私も申し上げますけれども、今、体育館は町のバレーボールとか、いろいろ球技施設に使っておりますし、第２グラウンド、

下のところはソフトボール、芦辺町のソフトボール大会あたりに利用しております。そうしたことで、今あそこはレッド地域になっておりまして、建て直すということは、それだけの耐力のある鉄筋コンクリートでなければできませんので、今、平屋建ての建物がございます。ああしたところは利用していくというような考え方の計画も一つの案じゃなかろうかというふうに思っていますので、その点も、私たちも一緒に考えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に観光名所の整備、復元、保全についてでございますが、これは無理なお願い事になるかもしれませんが、考えていただきたいなと思っております。

その1項の、八幡半島左京鼻観光道路の拡幅についてでございますが、この道路拡幅は芦辺町時代に計画されておりました。市長も御存じかわかりませんが、その当時からずっと計画をいたしました。いまだに実現されておませんが、ここは壱岐島の東端で、八幡半島から玄界灘を一望できる観光パワースポットとして現在は観光客も増加し、大型バスやレンタカー、それにマイカーで訪れる車の離合も非常に厳しい様子が見受けられます。また、夏場は壱岐で唯一の海女さんの出漁道路でもあり、危険でもあります。

道路の拡幅用地は神社の所有が大部分でありますので、その用地交渉は、私はできるんじゃないかというふうに思っております。訪れる方々が心配なく安心して眺望しながら、安全に目的地に到着できるようなことも、おもてなしの一つと思っておりますので、お願いをいたすものでございます。

次に、2点目、観光地シンボルの復元についての同じく検討事項となりますけれども、これは壱岐島の巨岩で、猿岩に次ぐ八幡半島の左京鼻観光のシンボルであります、通称、観音柱の巨岩の上に、何万年もの間、夫婦岩として仲よく玄界灘の大波にも耐えながら、その姿を守ってきた2本の柱が福岡県西方沖地震により、1本の柱が落下し、今は一本柱となり、寂しい現状であります。以前は観光客が写真撮影されるときポイントとしておりましたが、今は物足りなさが感じられます。

そこで、落下した夫婦岩と言われる相手方の岩石を海から引き揚げ、震災前の観音柱に復元できないものかと地域からも要望もあっており、景勝地としての復元をして、大漁祈願としたいものというふうに思っております。水深も余り深くはないようでございますので、検討していただきたいと思っておりますが、これは西方地震による大きな私は災害の一つと思っておりますので、何かそうした制度があれば、復元をお願いしたいなというふうに思っておりますので、市長の御英断をひとつよろしゅうお願いします。

次に、3項、3項は、観光地となっておる、普通、小島神社と申しておりますが、小島の保全についてでございますが、この件は議会の初日に、地元の公民館長さんからも要望書も提出され

ておられますが、現在のこの小島が、先ほど申しました観光パワースポットとして観光客も増加していることから、今回、一般質問で市長によき御判断をいただきたく、お尋ねするところでございます。

先ほど、私は、ここに来たときに、この「にこり」、壱岐遺産めぐり壱岐ということがあって、ここの中にも出ております。この内海湾は、弥生時代に一支国の王都、原の辻と大陸を行き交う古代船が内海湾に停泊して、小舟に乗りかえて、人や物が往来していた。島の玄関口でありました。その内海湾にぽつんと浮かぶ島が小島神社と言われる、干潮のときしか渡れない、普通の神社と違った島で、昔は元の小島が海の海中にあり、あそこの神殿をつくる400年前から、このときに、埋め立てのために削られたときに陸地になったとお聞きをいたしておりますが、その元の小島と小島神社の間から朝日が昇る姿は神秘が漂っておると感じられます。

それが、御承知のように、フランスのモンサンミッシェル島が1874年にフランスの歴史的記念建造物に指定されました。修道院が建っている海中にある小さな島ですが、それが近年、小島神社に干潮時のみ渡ることができる壱岐のモンサンミッシェル島としてマスコミにも幾度となく取り上げていただき、2015年に内海湾が日本遺産に指定されたこともあり、全国各地から、もちろん現在は中国や韓国、欧州などの外国からの観光客も増加しております。

現在、小島本島の周囲が、従前の石垣が長年の波浪で流れて散乱しております。観光客の歩行も、足元が不安定で、足をくじく可能性もありますし、イワガキで足を負傷する危険性もあります。そのようなことで、せっかくの海中の小島であり、島を一周、内海湾の景色をながめることができる島の保全をし、歩道の形で、年次的でも結構でございますから、何かよい制度がないか、御検討していただきたいと思っておりますので、これについて市長の御見解をお尋ねするものでございます。

次に、3項の3、観光地のトイレ整備についてのお願いでございますが、観光客の交流人口と宿泊をもう一泊ということになりますと、観光の商品づくりとおもてなしが国境離島新法の一つであります。この小島でも整備をして、内海湾一支国王都の関係と納得される説明をして、観光客に時間を費やしていただくことが観光地としての価値が出るものであります。そして、印象に残り、リピーターにつながることをなると私は思っておりますが、その中で、人間は、長時間になりますと、自然現象でトイレが必要になってまいります。

この間、アメリカ人が来たときに、120人ぐらい来ておりました。その中でいろいろ、交通におられた小川さんが説明をしておりました。通訳もおりましたですね。そのとき、私も、小島の総代と、その公民館長さんと、私もちょうど連休ですから、見に行ったら、150人ぐらい来ておったですね。そして、ずっと説明をしながら行きますと、失礼ですけども、外国人がトイレがない、「ノー・トイレ、ノー・トイレ」と言iyorんですね。それで、かわいそうにと思って、

上に上げて、そして、男性ならいいですけど、女性ですから、カキ小屋があるとですね、あそこに、500メートルぐらいございます。あそこのカキ小屋まで搬送、ピストン運動——ピストン運動じゃない、ピストン・トイレですね、そうしたことで運んで、カキ小屋も非常に迷惑いたしました。トイレも、一支国から八幡半島の左京鼻までトイレはなかわけですよ。

それで、そうしたことで、バスの中にトイレがついておれば別ですけども、マイカーとかレンタカーでは、それはございません。そうしたことで、非常に不自由さを感じておるところでございます。

そして、そうしたことのトイレとかの設備がなかったら、必然的にそこは、もうトイレもないから通り抜けようかというふうになってしまうと、せっかくの景勝地が無駄になるような感じがいたします。

それと、トイレの設置場所ですけども、設置場所は、以前は、この要望書には、今の第2グラウンドのところということになっておりますけれども、あそこはあんまり遠いし、まだ学校が開校されている間はそういうことはできませんから、堤防の内垣に、勾配の緩い場所があつて、広いところがございます。そこを直角のブロックで施工すると、そこで可能という、業者の人も話しておりましたものですから、これを、現地を視察されまして、ひとつ実行していただければいいなというふうに思っておりますから、その点について市長の御見解を。無理だと思いますけれども、可能になるようにひとつお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員の3点目の質問、観光名所の整備、復元、保全についてでございます。

まず、1点目の2級市道左京鼻線につきましては、壱岐市の観光名所の一つである風光明媚な左京鼻を経由して八幡半島を周回する、全長で申しますと2.4キロメートルの道路でございます。この路線は、現況の幅員が4.5メートル程度しかなく、大型バスの通行の際には離合が困難でありまして、拡幅改良の必要性があることは認識いたしております。

現在、国の補助事業を活用して、芦辺浦から八幡浦を結び、この左京鼻線と接続する1級市道八幡芦辺線の拡幅改良を平成16年から進めておりまして、平成29年度で完了の見込みでございます。左京鼻線については、芦辺港からのアクセス等の面で高い整備効果が得られるために、この八幡芦辺浦線の整備が完了いたしましたならば、左京鼻までを国の補助事業での整備を考えているところでございます。

ただし、道路の拡幅改良には用地の確保、そしてあそこは国定公園地域でもございます。保安林もございます。国、県との協議も必要になってまいりますので、着手時期につきましては明確

にお答えできませんけれども、今後、事業化に向けて検討を進めていきたいと考えているところ
であります。

2点目の左京鼻につきましては、本市の観光名所であるほか、市民の憩いや、いやしの場とし
て多くの方に御利用いただいております。左京鼻のシンボルである観音柱は、壱岐島誕生の神話
において登場する8本の柱の1本とされておりまして、本市の重要な観光資源であるとの認識で
あり、現状についても把握いたしております。平成17年3月20日の福岡西方沖地震で落下し
たということもお聞きいたしております、もう10年以上たっておるわけですが、以
前の姿を御存じの方のお気持ちは十分わかります。

しかしながら、海底から引き揚げ、復元につきましては、私は、自然の摂理に基づき自然のま
まの姿にしてこそ、その美しさや価値があるとの考え方もございますので、自然災害により破損
した観音柱を人為的に復元することへの是非も含め、今後、皆様と協議も重ねてまいりたいと思
っているところであります。

3点目の小島神社につきましては、干潮時に参道があらわれ、満潮時には離れ小島となること
から、神秘的であり、パワースポットとして近年注目を浴び、本市の新たな観光スポットとして
多くの観光客にお越しをいただいております。小島神社を含む内海湾は日本遺産の構成要素でご
ざいまして、重要な観光地としての観点から、保全していく必要があると考えますけれども、現
時点での浸食は小規模であるために、緊急に整備する必要はないものと考えております。

観光客が歩かれる際に、自然の海岸であることから、石などにより歩きづらいことは理解いた
しますけれども、市山議員は島そのもののほうだとは認識いたしておりますけれども、その現在
の、人の手が加わっていない現在の状態が神秘性やパワースポットとしての魅力を高めているこ
とも事実でございます。

また、所有者も共有であるようでございまして、所有者の御意見をお聞きしなければなりませ
ん。今後、浸食の状況も観察しながら、観光客や関係者の方の御意見も伺いながら、判断してま
いりたいと考えております。

4点目にはトイレでございます。公衆トイレでございますけれども、本市を訪れるお客様にも
う一泊していただくための魅力ある着地型観光サービスの提供に向けた取り組みとして、この環
境整備は一体として考える必要がございまして、トイレについても同様であると考えております。
現在、市内に観光商工課が所管をしている公衆トイレが47カ所ございます。それから、他の公
衆トイレを合わせまして、全体で87カ所のトイレが市にはございます。そういった中で、小島
神社は近年注目を浴び、多くの観光客にお越しいただいております、また滞在時間も延びてい
る中で、魅力ある快適な観光地を提供する必要がございます。

今、ここに壱岐島案内という観光パンフがございます。この中に実は市内の地図がございまし

て、そういった中にトイレのマークを入れております。今のところ、この地図だけがトイレの記載があるようでございますけれども。

私は、その８７カ所全てをやっぱり全てのパンフレットに入れるべきじゃなかろうかということも考えておりますし、例えば先ほど、団体客のお客、百何十人とおっしゃいましたけれども、私は、団体客はやはり観光案内の中で、ここを過ぎますと、あとどのくらいトイレがありませんよと、それをやっぱりガイドがちゃんとお示しをする、それが僕はおもてなしだと思いますし、個人の旅行者はそうはいきませんので、個人の旅行者には、全ての観光パンフレットに公衆トイレの場所を図示しておくということ、これがやっぱり必要であるかと思っております。そういったことからまず始めていきたいなと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山議員。

○議員（１３番 市山 繁君） 八幡の道路については、財政の厳しい時代でもありますし、私もこれはよくわかっております。拡張もすぐにはできないと思います。市長が言われた、何ですか、防風林とか、いろいろ、それから公園とかあるわけでございますから、一遍に私はできんと思います。それで、ここは離合ができますというような正確な場所、離合場所を何カ所かつくっていただきたいというふうに、これは思っております。

そして、また観音柱は、やはりこれは私はどうしてもさっきから申しましたように、西方地震の災害です。これは港湾あたりは、すぐひびがいくと、やってありますけれども、そうした自然災害はここでは行っていないわけですね。そうしたこともひとつ調べて、これはやっていただきたいというふうに思って、もう時間がありませんから簡単に言いますけれども、いただきたいなというふうに思っております。

それから、島についても、政教分離というのは憲法でもうたわれておりますけれども、ここは山の中のほこらとは少し違うわけですね。海中神社で、氏子も十四、五名ぐらい、前は２０名ぐらいおったそうですけれども、十四、五名ぐらいだといって、おさい銭も上がる場所もないわけですよ。それで、収入ありません。そうしたことで、祭典もなかなか、２年が３年になったりしておるようでございますし、そしてまた、そういう状況でありますので、ここを保全して、自然を壊すわけじゃなくて、前、保全しよったわけですね。今は３メートルぐらい離れております。それを２メートルぐらいでいいですから、ちょっと上げて、足をくじかん程度に、一周できるように。そして、この参道については、幸い、今、砂が寄ってきて、非常に歩きよいような状態です。これはもうこのままに当然すればいいかなというふうに思っておりますので。

そしてまた、最近、福岡市のＪＲ駅前で２日間にわたって福岡市の市街地をラッピングバスがＰＲしていましたね。そうしたことで、壱岐にも観光客がまたふえると思っておりますので、そ

の点を考慮していただきたいなというふうに思っております。

そして、トイレも87カ所あると言わっしゃるけれども、博物館から八幡までは全然ないわけですよ。それで、安国寺のところに寄れば、あるかもしれませんけれども、あれから直行すると、ない。そして、先ほど言いましたように、バスにトイレがあれば、団体の人はそれでいいと。しかし、個人の人はなかなかそうはいかないで、本当に、これは杉山さんと言わっしゃるですけど、ここに写真が載っておりますが、トイレは借りに来たばってん、貝は食べてくれなかったというようなこともありますし、あそこ浄化槽ならいいわけですが、くみ取りですから、その分、くみ取らにやいかんわけですな。そうしたこともございますから、やっぱり衛生的なこともございますから、ひとつやっていただきたいなというふうに思っております。

そしてまた、ここは内海湾の振興会というのがあって、47名の方がその中にあるわけですけど、カヤックの会とか、それから杉山さんのカキ小屋とか、焼酎とか、それから小島神社とか、そうした班があって、小島神社は小島神社でやりなさいというようなことを言われておりますが、15軒ではどうしようもないですね、保全なんかは。それで、できることは自分たちでやりますけれども、やっぱり観光客あたりがけがしたら大変だということで、そういう話があって、要望もあっておるといふふうに思っています。

私もそのように考えておりますので、無理と思いますけれども、どうか実現できるような制度を探していただいて、お願いしたいというふうに思っております。何かございましたら市長も、ごさいませんでしたら、これで私は終わります。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終ります。

なお、昨日、本日の一般質問の再放送が6月19日月曜日、6月20日日曜日、午後7時から放送が行われます。チャンネルは111チャンネルとなっておりますので、お知らせいたします。

日程第2．陳情第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、陳情第1号法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情を議題とします。

ただいま上程しました陳情第1号につきましては、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

○議長（鵜瀬 和博君） これで本日の日程は終了いたしました。

あす6月16日は各常任委員会を、6月19日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。次の本会議は6月21日水曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時47分散会

平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

平成29年 6 月21日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第40号	公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 2	議案第41号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第42号	壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 4	議案第43号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 5	議案第44号	大島辺地 (変更)、勝本辺地 (変更)、芦辺浦辺地 (変更)、箱崎本村辺地 (変更)、武生水 B 辺地、柳田 B 辺地、沼津 A 辺地、初山 A 辺地、初山 B 辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 6	議案第45号	平成 2 9 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 2 号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 7	議案第46号	平成 2 9 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 8	議案第47号	平成 2 9 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 9	陳情第 1 号	法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第10	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第 5 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 赤木 貴尚君

2 番 土谷 勇二君

3 番	呼子	好君	4 番	音嶋	正吾君
5 番	小金丸	益明君	6 番	町田	正一君
8 番	市山	和幸君	9 番	田原	輝男君
10 番	豊坂	敏文君	11 番	中田	恭一君
12 番	久間	進君	13 番	市山	繁君
14 番	牧永	護君	15 番	今西	菊乃君
16 番	鵜瀬	和博君			

欠席議員（なし）

欠 員（1 名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷	勝君	事務局次長	米村	和久君
事務局係長	若宮	廣祐君			

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川	博一君	副市長	中原	康壽君
副市長	笹原	直記君	教育長	久保田	良和君
総務部長	久間	博喜君	企画振興部長	左野	健治君
市民部長	堀江	敬治君	保健環境部長	高下	正和君
建設部長	原田	憲一郎君	農林水産部長	井戸川	由明君
教育次長	山口	信幸君	消防本部消防長	下條	優治君
総務課長	中上	良二君	財政課長	松尾	勝則君
会計管理者	平田	恵利子君			

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。西日本新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1. 議案第 40 号～日程第 9. 陳情第 1 号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第 1、議案第 40 号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定についてから、日程第 9、陳情第 1 号法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情まで、9 件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山和幸総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

議案番号、議案第 40 号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 46 号平成 29 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 47 号平成 29 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 145 条の規定により報告します。

受理番号、陳情第 1 号、平成 29 年 6 月 12 日付託。法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情。審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見、下記のとおりです。

措置として市長へ送付。

委員会意見。長崎県の法令違反等通報制度に準じて、壱岐市法令違反通報制度に関する要綱を平成 29 年 4 月 1 日から施行している。要綱第 3 条第 1 項に「通報の窓口は、あらかじめ市長が選任する弁護士とする。」となっており、現在、顧問弁護士を専任しているが、顧問弁護士ではなく、顧問弁護士以外の弁護士を検討されたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げます。質疑はありませんか。

4 番、音嶋正吾議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 陳情第１号の採択について質問をいたします。

これは、委員会として当然の責務であると考えております。こうした市の顧問弁護士と同じ弁護士を選任するとか、言語道断であります。内部告発制度等の機能を発揮しない。こうした弁護士の選任に関しては、事務当局はもっと緊張をもって対応をしていただきたい。これは、長崎県から勧告があつておるはずであります。こういうことがあつてはならない。

以上のことを申し上げたい。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員、それは、質疑じゃなくて意見ですね。ということ。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。久間進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（久間 進君） おはようございます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第１１０条の規定により報告します。

議案第４１号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第４２号壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第４３号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第４４号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水Ｂ辺地、柳田Ｂ辺地、沼津Ａ辺地、初山Ａ辺地、初山Ｂ辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。

要望第１号小島及び元小島ほかの環境整備に関する要望は、さらに慎重な調査に時間を要するため、継続審査とした。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。豊坂敏文予算特別委員長。

〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○予算特別委員長（豊坂 敏文君） 予算特別委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第45号平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）、審査の結果、原案可決。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

次に、議案第40号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第40号公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第41号壱岐市附属機関設置条例の一部改

正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４２号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４２号壱岐市汚泥再生処理センター条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４３号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４３号壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水Ｂ辺地、柳田Ｂ辺地、沼津Ａ辺地、初山Ａ辺地、初山Ｂ辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４４号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４４号大島辺地（変更）、勝本辺地（変更）、芦辺浦辺地（変更）、箱崎本村辺地（変更）、武生水Ｂ辺地、柳田Ｂ辺地、沼津Ａ辺地、初山Ａ辺地、初山Ｂ辺地及び仲・大石辺地に係る総合整備計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号平成２９年度壱岐市一般会計補正予算（第２号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４５号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４５号平成２９年度壱岐市一般会計補正予算（第２号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号平成２９年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４６号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４６号平成２９年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４７号平成２９年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４７号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第４７号平成２９年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第１号法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第１号を採決します。この採決は、起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願

ます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、陳情第1号法令違反通報制度に関する要綱を犯した壱岐市顧問弁護士を改めて顧問弁護士以外の者を求める陳情は、採択することに決定しました。

日程第10. 議員派遣の件

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、日程第10、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条によりお手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。6月会議において採決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（鵜瀬 和博君） ここで、白川博一市長から発言の申し出がありますので、これを許します。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 平成29年壱岐市議会定例会6月会議の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、6月7日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、また、さまざまな御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、議員の皆様には、本6月会議が、本任期中の四半期ごとの会議としては最後の会議となります。今期限りで御勇退され、後進に道を譲られる方、次期選挙に再び立候補の決意をされてある方もいらっしゃると思います。皆様の今任期中を振り返りますと、平成25年7月21日の市議会

議員選挙において市民の皆様の付託を受け、見事御当選され、今日まで壱岐市の振興発展、そして本市がかかえるさまざまな課題の解決に御尽力をいただいたところでございます。

常々申し上げておりますように、市民の皆様の暮らしの向上のため、壱岐市をよくしよう、活性化させようという志は、お互いに同じであります。議員の皆様方と議論を尽くし、叱咤激励をいただきながら、この４年間、市政運営に全力で取り組んでまいりました。

おかげをもちまして、平成２７年４月１日、壱岐市民病院の長崎県病院企業団への加入、本年４月からの有人国境離島法の施行を初め、２７年１０月１日には特別養護老人ホームの経営移譲、また、平成２８年１０月１日には、こころ医療福祉専門学校壱岐校の開校など、取り組んできた重要な事業の多くが実を結びました。

また、中学３年生までの医療費の無料化等、福祉、教育の充実、第１次産業、観光振興など、各種振興策についても、一步一步着実に前進をいたしております。このことは、市民の皆様、そして議員の皆様の多大な御理解、御協力の賜物であり、ここに改めて感謝を申し上げます。

今回、御勇退される議員の皆様には、これまでの御指導、御協力に対し、心から敬意と感謝を申し上げますとともに、健康には十分御留意され、今後とも、市政に対し御指導賜りますよう、お願いを申し上げます。また、次期選挙に臨まれる皆様には、御検討をお祈りいたしますとともに、選挙期間中、厳しい暑さも予想されますので、くれぐれも健康には御留意されるようお願いを申し上げます。

さて、皆様に御報告でありますが、平成２４年度から務めてまいりました全国離島振興協議会会長につきまして、本年５月３１日をもって、また日本離島センター理事長をあさって６月２３日に退任いたします。この在任５年の間におきまして、離島振興法の改正延長、有人国境離島法の制定、そして離島振興法施行６０周年記念事業、日本離島センター開設５０周年記念事業という大きな仕事をさせていただきました。関係皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも、離島振興に全力を尽くしてまいりますので、引き続き御理解賜りますようお願いを申し上げます。

さて、昨夜は久しぶりの恵みの雨となりましたけれども、渇水の状況を大変危惧いたしております。一方で、豪雨災害にもしっかりとした対応が求められます。市民の皆様には、節水につきまして御協力をよろしくお願い申し上げますとともに、大雨にも御注意を願うところでございます。夏本番を間近に控え、これから壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さが予想されます。熱中症対策など、健康に十分御留意され、市民の皆様が日々健やかに過ごされますことを心からお祈り申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成29年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時23分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鵜瀬 和博

副 議 長 今西 菊乃

署名議員 小金丸益明

署名議員 町田 正一

議 員 派 遣 に つ い て

平成 2 9 年 6 月 2 1 日

壱岐市議会議長 鵜瀬 和博

次のとおり議員を派遣する。

1. 第 1 1 回全国和牛能力共進会長崎県代表牛選考会

- (1) 目 的 壱岐牛知名度向上に資するための応援
- (2) 派遣場所 平戸市
- (3) 期 間 平成 2 9 年 7 月 6 日～7 日（1 泊 2 日）
- (4) 派遣議員 議長 鵜瀬 和博 外 7 名